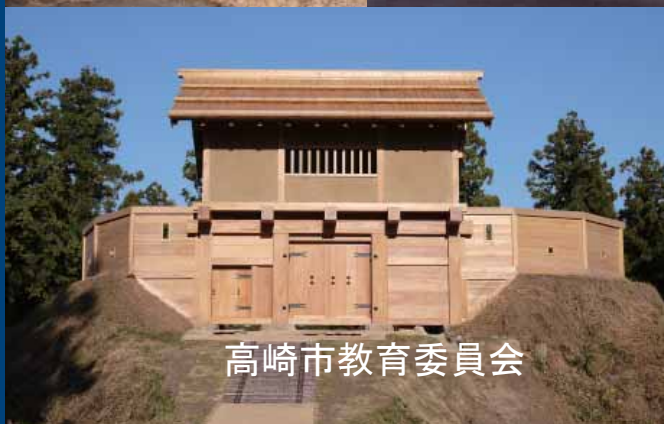


高崎市文化財保存活用地域計画

東国屈指の歴史文化資産を誇るまち、高崎

その歴史文化資産の価値・魅力を知り、広め、未来へ繋げる



高崎市教育委員会



例言

- 1 本計画は、群馬県高崎市の文化財の保存・活用に関する総合的な法定計画である。
- 2 本計画は、令和4年度、令和5年度、令和6年度に地域文化財総合活用推進事業国庫補助金の交付を受けて作成した。
- 3 本計画の作成にあたり、高崎市文化財保存活用地域計画協議会を設置し、計画案の検討を行った。
- 4 作成過程においては、文化庁及び高崎市文化財調査委員の指導・助言を受けた。
- 5 本計画の編集は、高崎市教育委員会事務局文化財保護課が行った。
- 6 本書における年代表記は、元号（西暦）とした。
- 7 本書における地名の表記については次のとおりである。
 - ・高崎市、本市、高崎：現在の高崎市のエリア
 - ・高崎地域：平成合併前の高崎市のエリア
 - ・倉渚地域：平成合併前の倉渚村のエリア
 - ・箕郷地域：平成合併前の箕郷町のエリア
 - ・群馬地域：平成合併前の群馬町のエリア
 - ・新町地域：平成合併前の新町のエリア
 - ・榛名地域：平成合併前の榛名町のエリア
 - ・吉井地域：平成合併前の吉井町のエリア

目 次

序章 計画作成の背景と目的

第1節 計画作成の背景と目的	1
第2節 地域計画の位置づけ	2
(1) 地域計画の位置づけ	2
(2) 上位計画	2
(3) 勘案・関連計画	3
第3節 計画期間と作成体制	6
(1) 計画期間	6
(2) 作成体制	7
第4節 地域計画における文化財の定義	9

第1章 高崎市の概要

第1節 自然的・地理的環境	10
(1) 位置・面積	10
(2) 地形	11
(3) 気候	15
(4) 植生、生態系	15
(5) 景観	16
第2節 社会的環境	18
(1) 人口動態	18
(2) 自治体の沿革	21
(3) 産業	23
(4) 土地利用	25
(5) 交通	26
(6) 歴史文化資産に関連する展示公開施設	27
第3節 歴史的背景	35
(1) 原始	35
(2) 古代	35
(3) 中世	37
(4) 近世	38
(5) 近代	40
(6) 現代	42

第2章 高崎市の歴史文化資産の概要

第1節 歴史文化資産把握のための調査	44
（1）歴史文化資産の把握調査の手段	44
（2）既存調査の概要	44
第2節 現況確認調査	47
第3節 指定等文化財	49
（1）有形文化財	50
（2）無形文化財	57
（3）民俗文化財	57
（4）記念物	58
（5）文化的景観	60
（6）伝統的建造物群	60
第4節 未指定文化財	61
（1）有形文化財	61
（2）無形文化財	61
（3）民俗文化財	62
（4）記念物	62
（5）文化的景観	63
（6）伝統的建造物群	63
第5節 関連する制度	65
（1）高崎市の関連する制度	65
（2）高崎市以外の関連する制度	65

第3章 高崎市の歴史文化の特性

第4章 歴史文化資産の保存・活用に関する基本方針

第1節 基本理念と基本方針	73
（1）基本理念	73
（2）基本方針	74
第2節 歴史文化資産の保存・活用に関する現状と課題	75
（1）調査研究に関する現状と課題	75
（2）保存管理に関する現状と課題	76
（3）整備活用に関する現状と課題	77
（4）推進体制に関する現状と課題	79
第3節 方針	81

第5章 歴史文化資産の保存・活用に関する措置

第1節 歴史文化資産の保存・活用に関する措置	83
（1）調査研究に関する措置	84
（2）保存管理に関する措置	86
（3）整備活用に関する措置	90
（4）推進体制に関する措置	94
第2節 関連文化財群	97
（1）関連文化財群の設定	97
（2）各関連文化財群のストーリー・課題・方針・措置	102

第6章 歴史文化資産の保存・活用の推進体制

第1節 高崎市の推進体制	146
第2節 地域計画の進捗管理と評価	151
主な参考文献	

序章 計画作成の背景と目的

第1節 計画作成の背景と目的

高崎市は、関東平野の北端に位置し、上毛三山（赤城山・榛名山・妙義山）をはじめとする緑豊かな山々に囲まれ、豊富な湧水により幾筋もの河川が市域を貫流する自然環境に恵まれた地域である。古より交通の要衝として繁栄し、その名残が今もある。

平成18年（2006）から平成21年（2009）にかけての、高崎市・倉渕村・箕郷町・群馬町・新町・榛名町・吉井町の7市町村の大合併により、群馬県内の市町村で2番目に広い市域を有することとなった。合併した各地域はシンボルとなる文化財を保有しており、現在の高崎は様々な歴史文化をもつ、極めて恵まれた地域といえる。

一方で、各地域の特色ある文化財を数多く取り込んだことで、国や県、市によって指定や登録の措置が図られている文化財は多岐にわたり、それらの適切な保存・活用のさらなる推進が求められるようになった。そのため、未指定の文化財に関しては現状を的確に把握できているとは言い難く、散逸・滅失の危険性が高まっているものがあるといえる。加えて、全国的な少子化による人口減少が進行し、文化財を次世代へと継承する担い手の不足、地域の衰退による文化財の散逸や滅失が課題になっている。本市においても少子化による中山間地域の人口減少や都市部における核家族化、生活様式の変化、価値観の多様化により地域コミュニティの活動が低調となり、今後は無形の民俗文化財の後継者の育成や個人所有の有形文化財、記念物等の継承が困難な状況に立たされることが予想される。さらに、近年増加している自然災害や、犯罪行為への対策・対応も、喫緊の課題である。

平成30年（2018）に文化財保護法が改正（平成31年4月1日施行）され、都道府県による「文化財保存活用大綱」の策定が規定され、市町村は「文化財保存活用地域計画」を作成し、国に認定を申請できることとなった。

これらの仕組みにより、各地域における文化財の保存・活用は、中・長期的な観点から、計画的・継続的な取組が一層促進されることになる。また、地域の文化財保護行政が目指す方向性や取組の内容が「可視化」されるほか、文化財の専門家のみならず多様な関係者が参画した、地域総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組の促進が期待される。文化財保護法の改正を受け、群馬県は文化財の保存・活用のための基本的な方針を示す「群馬県文化財保存活用大綱」を、令和2年（2020）3月に策定した。

このような背景を踏まえ、本市では市域に所在する未指定を含めた歴史文化資産を総合的に把握した上で、高崎の歴史文化の魅力を価値づけするとともに、文化財に対する人々の理解を深め、後世に永く継承していくための施策・事業を展開していくために「高崎市文化財保存活用地域計画」（以下、「地域計画」という。）を作成することとした。

第2節 地域計画の位置づけ

(1) 地域計画の位置づけ

地域計画は、文化財保護法第183条の3（文化財保存活用地域計画の認定）に基づき、高崎市における多様な文化財の保存・活用を進めるための総合的な計画として作成するものである。作成にあたっては「高崎市第6次総合計画」及び「高崎市教育大綱」を上位計画とし、「群馬県文化財保存活用大綱」を勘案、その他各関連計画との整合を図る。また、地域計画は文化財の保存・活用に関する基本計画（マスタープラン）であるとともに、計画期間の中で実施すべき行動計画（アクションプラン）としての役割も担う。

(2) 上位計画

①高崎市第6次総合計画

（策定年月：平成31年2月 計画期間：平成30～令和9年度）

高崎市第6次総合計画（以下、「総合計画」という。）では、都市づくりの基本戦略として、「高崎における文化財保有・活用、特に次世代の子ども・若者への普及がまちづくりにおいて重要である。」とし、また、「地域固有の恵まれた自然環境や長く受け継がれてきた優れた伝統・文化などの地域の個性や魅力を最大限に活用した高崎のまちづくりを進め、地域に対する市民の憩いを大切にしたい地域振興を推進する。」としている。このまちづくりを進めるため、以下のとおり主要施策を掲げている。

- ・高崎市が誇る多くの文化財を十分に生かしながら、市民の郷土への誇りを育み、歴史遺産を生かした魅力ある地域づくりを行いつつ、あわせて、教育・観光資源としても活用し、本市の文化財が持つ魅力をさらに広く発信していく。
- ・文化財を紹介する印刷物の作成、企画展や体験学習等により、その歴史的価値を広く発信するとともに、情報提供の場としての史跡公園の整備や博物館・資料館などの教育施設の充実を図る。
- ・市民が文化財保護・継承に積極的に関わられるよう、各種ボランティア組織の育成を促進する。

また、貴重な文化財の計画的な調査研究及び発掘調査を実施し、その価値づけを踏まえ、適切に指定・保存・管理を行っていくこと、市内各所に残る歴史的資産を活用するとともに、全国へ発信し、次世代に広く価値を伝える教育普及活動を行っていくことが明記されている。

②高崎市教育大綱

（改定年月：令和4年12月 対象期間：令和5～9年度）

「教育都市高崎」の創造を目指し、一人ひとりの子どもたちや市民に寄り添う教育行政の充実を図るための教育に関する基本方針を定めるものである。施策の七つの視点のうち、「歴史や文化の薫り高い文化環境づくりの推進」を掲げ、重点施策の一つとして「文化財の保護と活用」を挙げている。重点施策の具体的な内容は以下の通りである。

○史跡等の保護と活用

ユネスコ「世界の記憶」に登録された^{こうずけさん び}上野三碑をはじめ、史跡や重要文化財の保護と活用に取り組む。また、歴史的建造物の保護を支援する。

○展示施設の充実

展示施設の運営を通じ、生涯学習や学校教育における学びの場を提供する。

○重要遺跡の調査と史跡の保存整備

多胡碑周辺遺跡や上野国分尼寺跡といった重要遺跡の調査を進めるとともに、箕輪城跡、日高遺跡などの史跡整備を進め、活用に向けて取り組む。

(3) 勘案・関連計画

①群馬県文化財保存活用大綱

(策定年月：令和2年3月 計画期間：概ね5年ごとに評価と見直し)

文化財保護法第183条の2第1項に基づく、総合的な視点から文化財の保存と活用に向けた県の基本方針を定めたものである。

「歴史文化を知って守り、活かし伝える、魅力あふれる郷土ぐんま」を文化財の保存・活用の基本理念とし、この基本理念に基づき「(1) 地域の文化財の把握」、「(2) 文化財の確実な保存管理」、「(3) 市町村・地域住民と連携した保存・活用」、「(4) 文化財を活用した地域づくり」、「(5) 学校教育との連携」、「(6) 文化財の保存・活用を担う人材の育成」、「(7) 活用と情報発信の強化」の七つの基本方針を示し、地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組を推進している。

②群馬県文化財防災ガイドライン

(策定年月：令和4年3月 定期的にガイドラインの検証と見直し)

災害に備えた事前の対策や災害時のタイムライン（防災行動計画）、多様な関係者の連携体制等についての方針とともに、具体的な取組を示すもの。文化財の所有者・管理団体、各種団体、県・市町村の文化財担当部局及び防災担当部局、文化財の防災に関わる全ての関係者が、本ガイドラインに基づき行動することによって、災害対策への取組を進めるとともに、災害時の文化財への被害を最小限にとどめることを目的とする。

③高崎市都市計画マスタープラン

(策定年月：平成23年3月 目標年次：～令和7年)

市街地から農山村地域まで多様な市域を持つ高崎市において、それぞれの地域に適した都市づくりを行っていき、環境問題や少子高齢化などの社会潮流への対応とともに、北関東・信越地域を代表する拠点都市として、高崎の都市力をさらに伸ばしていくことを将来ビジョンとしている。

前述の将来ビジョンを実現するうえで、「歴史・文化・伝統などの個性を活かした地域づくり」を基本目標として掲げ、その目標を推進する施策を以下に掲げている。

- ・各地域の観光地、レクリエーション施設、大規模公園などは、観光、交流、アメニティ拠点として位置づけ、本市の歴史や文化を紹介し、体験できる場、憩える場として整備を進め、交流拠点性を高めていく。

④高崎市景観計画

（策定年月：平成２１年４月（平成２２年、平成２３年改訂））

市全域を対象として、景観法第８条に基づき、景観行政団体である本市が定める景観形成の総合的な指針となる計画である。以下の三つの視点を踏まえ、景観づくりの取組を進めている。

- ・高崎らしさの現れた景観を守り、次世代に引き継ぐ
- ・暮らしの基調となる日常的景観を大切にする
- ・市民自ら考え行動する景観まちづくりを推進する

また、景観計画区域を①高崎・都心地域、②高崎・問屋町周辺地域、③高崎・観音山周辺地域、④高崎・東部地域、⑤高崎・北部地域、⑥高崎・西部地域、⑦高崎・南部地域、⑧倉渕地域、⑨箕郷地域、⑩群馬地域、⑪新町地域、⑫榛名地域、⑬吉井地域の１３地域に分け、それぞれの地域にある歴史文化資源を生かした景観形成の方針を定めている。

⑤高崎市第４次環境基本計画

（策定年月：平成３０年１０月 計画期間：平成３０～令和９年）

「活力ある未来を支える環境都市」を目指し、高まる地域の魅力が「ひと」を呼び「まち」の賑わいと活性化につながる高崎市の未来において、市民が安心して暮らせる生活環境を維持するため、具体的な５つの分野に方策を分け、環境まちづくりを進めるための計画である。

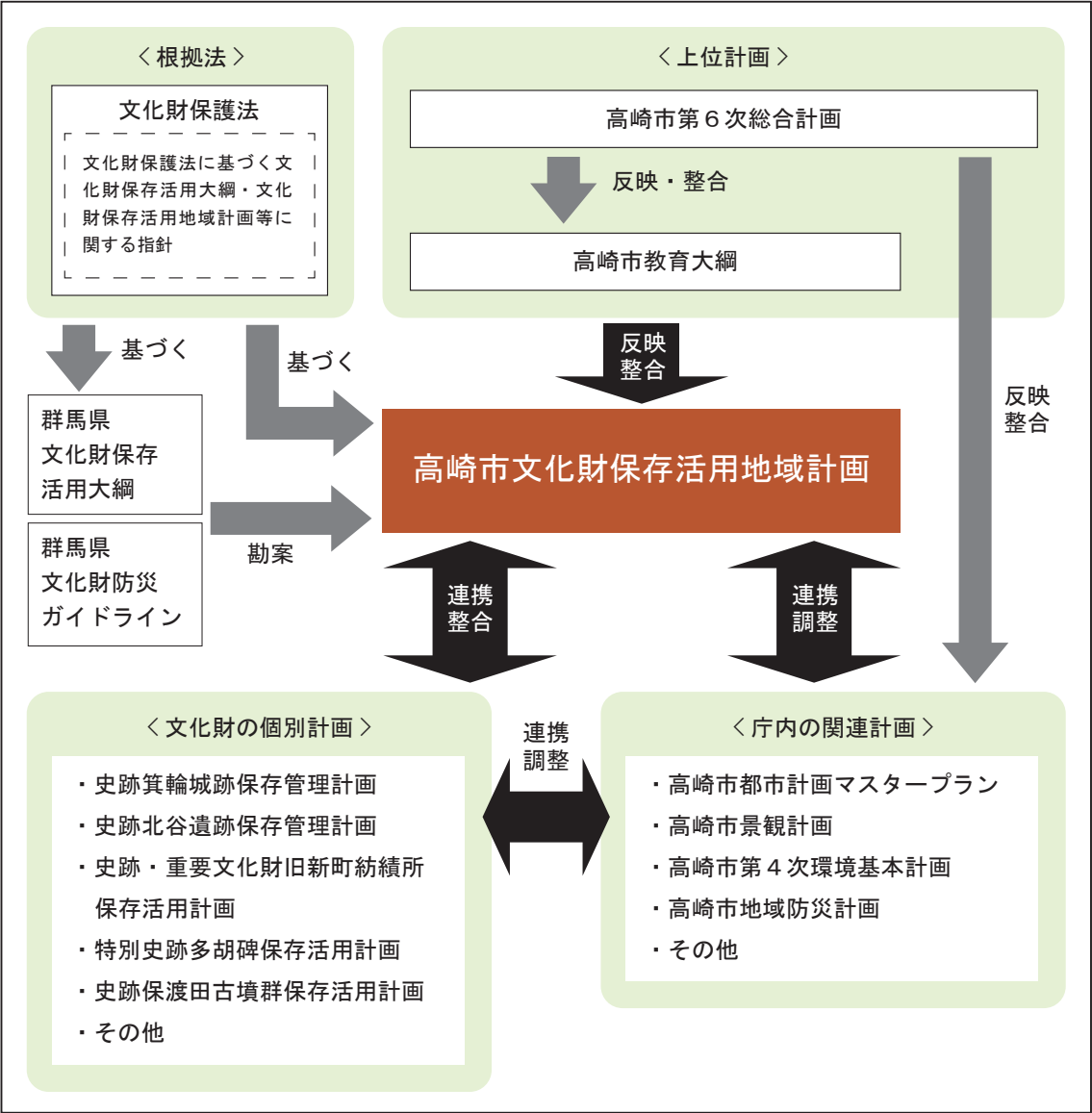
上記方策のうち「４ 緑豊かで魅力あふれるまちづくり」で「先人たちが築いてきた魅力ある歴史的資産を途絶えさせることなく、誇らしい地域の特性とともに美しい自然を後世に引き継ぎ、緑豊かで魅力あふれるまちを目指します。」としている。

⑥高崎市地域防災計画

（修正年月：令和５年３月）

市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して市の地域における地震、風水害、雪害、火山災害、事故災害、原子力災害及び火災に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするもの。さらに、市民が自ら行う事項、自主防災組織や町内会をはじめとした地域における各種団体が行う事項及び首都直下型地震、東海・東南海・南海地震等の大規模災害が発生した場合における首都圏等の被災自治体への支援体制や自治体間の広域応援体制の整備事項について定め、所期の目的を達成しようとするものである。

「第２章 災害予防計画 第１節 災害に強いまちづくり」において「教育部は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める」とし、「第３章 地震災害応急対策計画 第１４節 その他の災害応急対策」や「第４章 風水害応急対策計画 第１４節 その他の災害応急対策」において「地震情報の把握、文化財の安全性の点検、利用者・観覧者等の安全確保、文化財の安全確保、災害情報の連絡、応急修復」について定めている。



図序-1 地域計画の位置づけ

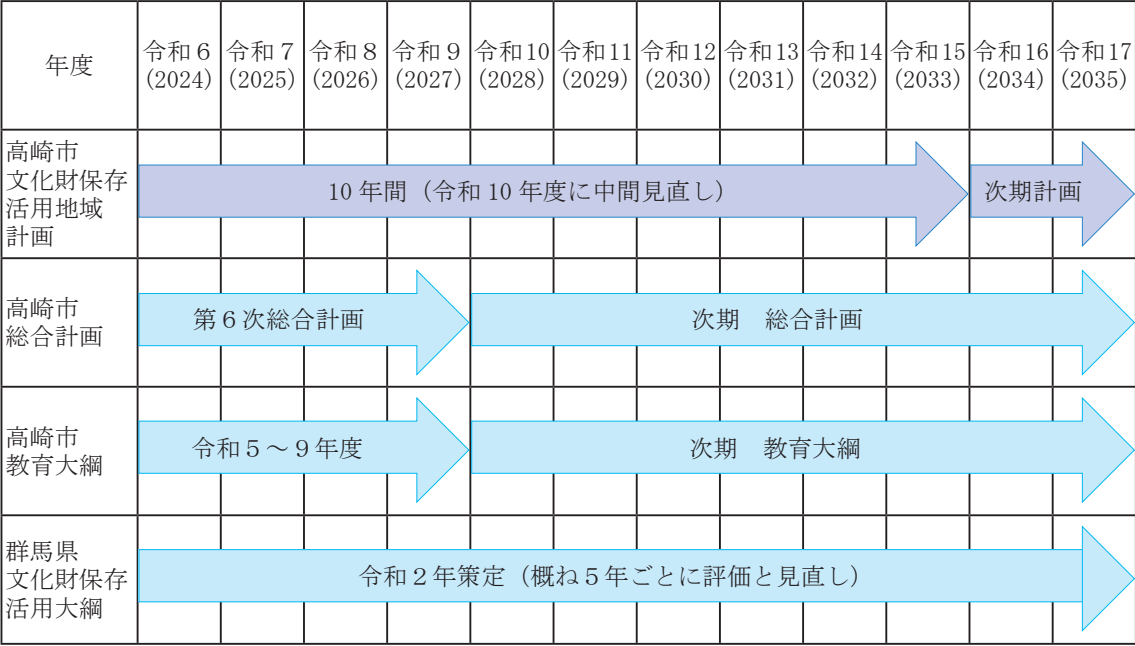
第3節 計画期間と作成体制

(1) 計画期間

地域計画の計画期間は、令和6年度（2024）から令和15年度（2033）までの10年間とする。

計画期間中において、文化財を取り巻く社会的な要因の変化や調査の実施、開発等事業および財政状況、また地域計画に記載した事業等の取組の進捗状況等を踏まえ、総合計画の更新年の令和10年度（2028）に合わせて、計画内容および期間等についての中間見直しを実施する。

なお、見直しにより、認定を受けた地域計画を変更する場合（計画期間の変更、市の区域内に存する文化財の保存に影響を与えるおそれのある変更、地域計画の実施に支障のおそれのある変更）は、文化庁に申請し文化庁長官の変更の認定を受けるものとする。また、それ以外の軽微な変更を行った場合は、変更の内容について群馬県及び文化庁に報告を行う。



図序-2 主な計画の計画期間

（２）作成体制

地域計画の作成にあたり、文化財保護法第183条の9第1項の規定に基づき、学識経験者、群馬県文化財保護課、高崎観光協会、庁内の関係各課からなる「高崎市文化財保存活用地域計画協議会」を設置し、計画案の検討や意見聴取を行った。計画案については、文化庁の指導・助言を受けるとともに、本市の文化財保護審議会相当である高崎市文化財調査委員へ諮問し、意見聴取を行った。また、文化財保護課職員への本市文化財保護行政の現状と課題や展望のヒアリングや、関係各課が行っている文化財に関わる事業の調査、町内会の区長への地域にある文化財のアンケート調査や、パブリックコメントによる市民からの意見募集を経て計画を作成した。

表序－１ 作成の経過

年度	月日	内容
令和３年度	７月	文化財保護課内への高崎の歴史文化に関する調査
	１月	倉渕・榛名地域の区長へのアンケート
令和４年度	６月	関係各課への文化資源・関連業務等に関する調査
	６月１４日	文化財保護課所管の博物館・資料館の学芸員とのワークショップ
	６月１６日	文化庁との協議（オンライン）
	７月４日	文化財保護課埋蔵文化財担当（１係）とのワークショップ
	７月１９日	令和４年度第１回高崎市文化財調査委員会議
	７月２７日	令和４年度第１回高崎市文化財保存活用地域計画協議会
	８月	箕郷・群馬地域の区長へのアンケート
	１０月２４日	令和４年度第２回高崎市文化財調査委員会議
	１１月	新町・吉井地域の区長へのアンケート
	１２月２６日	令和４年度第２回高崎市文化財保存活用地域計画協議会
	１月	高崎地域の区長へのアンケート
	１月２６日	令和４年度第３回高崎市文化財調査委員会議
	１月３１日	文化庁との協議（オンライン）
令和５年度	５月２３日	令和５年度第１回高崎市文化財保存活用地域計画協議会
	７月４日	令和５年度第１回高崎市文化財調査委員会議
	８月１日	文化庁との協議（オンライン）
	１０月１０日	令和５年度第２回高崎市文化財保存活用地域計画協議会
	１０月２４日	令和５年度第２回高崎市文化財調査委員会議
	１２月１１日	教育福祉常任委員会へのパブリックコメント実施の報告
	１２月～１月	パブリックコメントの実施
	１２月～１月	計画案に対する関係各課の確認
	１月１６日	教育委員会定例会への報告
	１月２５日	教育福祉常任委員会へのパブリックコメントの結果報告
	１月３０日	令和５年度第３回高崎市文化財調査委員会議

序章 計画作成の背景と目的

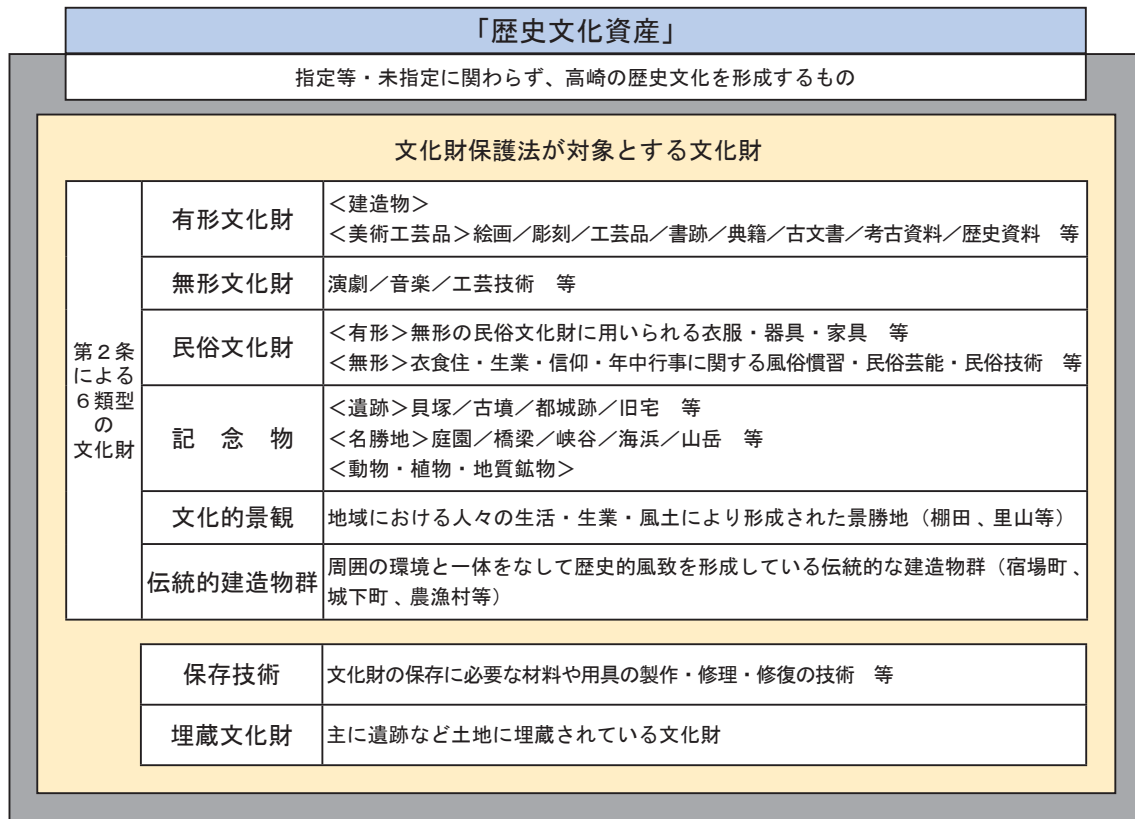
年度	月日	内容
令和5年度	2月1日	令和5年度第3回高崎市文化財保存活用地域計画協議会
	2月29日	文化庁担当調査官による現地視察と計画案に対する指導
	3月	パブリックコメントの結果公表

第4節 地域計画における文化財の定義

文化財保護法では、第2条において文化財を六つの類型に定義しているほか、埋蔵文化財や文化財の保存技術の保護について規定している。

六つの文化財類型に分類されるもののうち、重要なものは国または県、市により指定、選択、選定、登録（以下、指定等という）され、保存の措置が図られている。地域計画ではこれら指定等の措置が図られている文化財を「指定等文化財」とする。一方、六つの文化財類型に該当するものの、指定等の措置が図られていない文化財を「未指定文化財」とする。

高崎の歴史文化は「指定等文化財」「未指定文化財」が相互に関係し、自然や社会など周辺環境と密接に関わり合うことで形成されている。地域計画ではこれらを総称して「歴史文化資産」とし、第4章で掲げる基本理念と基本方針をもとに現状と課題を整理し、講ずべき措置を定めていく。



図序－3 地域計画において対象とする文化財「歴史文化資産」

第1章 高崎市の概要

第1節 自然的・地理的環境

(1) 位置・面積

高崎市は日本列島のほぼ中央にあり、関東平野の北端、群馬県の中西部に位置している。

東は前橋市、玉村町、西は長野県軽井沢町、安中市、富岡市、甘楽町に接し、南は藤岡市、埼玉県上里町、北は長野原町、東吾妻町、渋川市、榛東村に接している。東京都心部までは約100kmの距離にあり、市役所や高崎駅のある市街地周辺の標高は約97mとなっている。

明治33年（1900）4月に市制を施行し、昭和40年代までに周辺14町村との合併を重ねた。その後、平成18年

（2006）から平成21年（2009）にかけての市町村合併（倉渕村、箕郷町、群馬町、新町、榛名町、吉井町）を経て、面積は459.16km²となった。

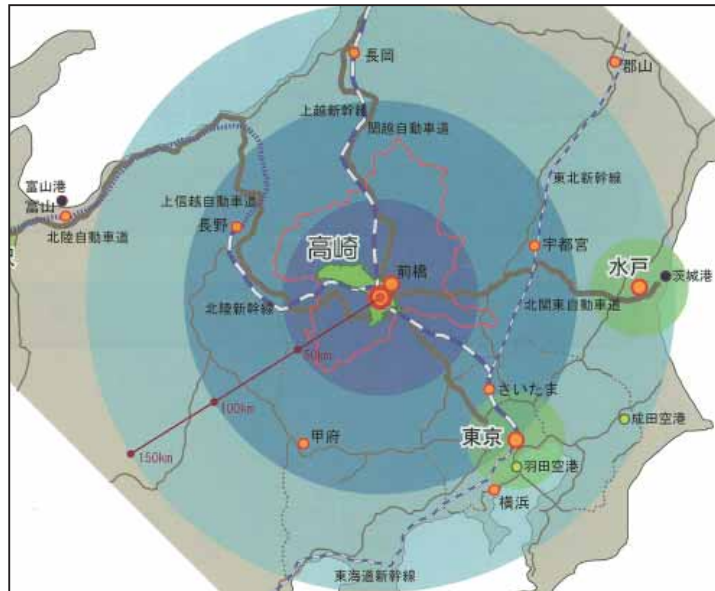


図1-1 高崎市の位置（高崎市都市計画マスタープラン）



図1-2 高崎市と周辺の市町村

(2) 地形

高崎市は、関東平野が台地から丘陵^{きゅうりょう}へと移り変わる地域にあたり、南東部は平坦地形である一方、北西部はゆるやかな丘陵地形や自然豊かな山々に囲まれた山間地形を有し、市域の中でも変化に富んだ自然地形をみることができる。

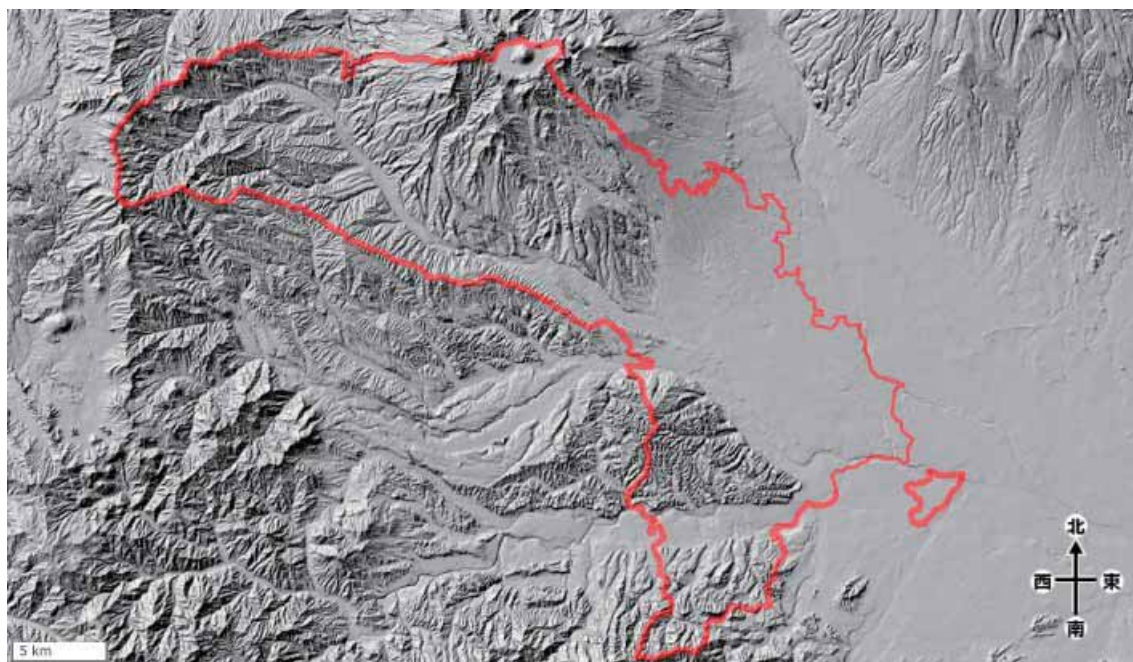


図1-3 高崎市の地形（国土地理院陰影起伏図に加筆）

榛名山の東南斜面に形成された榛名火山麓扇状地は後期更新世（2万～1万5千年前頃）に、榛名山山頂部の一部に形成された溶岩円頂部が崩壊することによる「陣馬岩屑なだれ」により大部分が造られた。その広大な斜面上を土砂等が流れることで凸凹^{でこぼこ}が埋められ、さらに6世紀頃の噴火活動により扇状地西端が泥流堆積物で埋められたことで、現在の様な地形が形成されたと考えられている。また、南東方向に流れる幾筋もの中小河川によって浸食を受けており、その谷によって扇端から南の低地へ張り出した、数列の細長く伸びる台地が形成された。

榛名火山麓扇状地を南下すると、緩くなる傾斜から平坦な地形面が続く。この地形面は前橋台地と呼ばれ、東縁は広瀬川、西縁は烏川^{からす}まで連続している台地で赤城山や榛名山などを前縁とする上信越の山地と関東平野の境界にあたる。

前橋台地の中央付近を流れる井野川流域には、段丘と谷底平野からなる井野川低地帯が広がっており、この低地帯を境にして前橋台地の西域は特に高崎台地と呼ばれている。

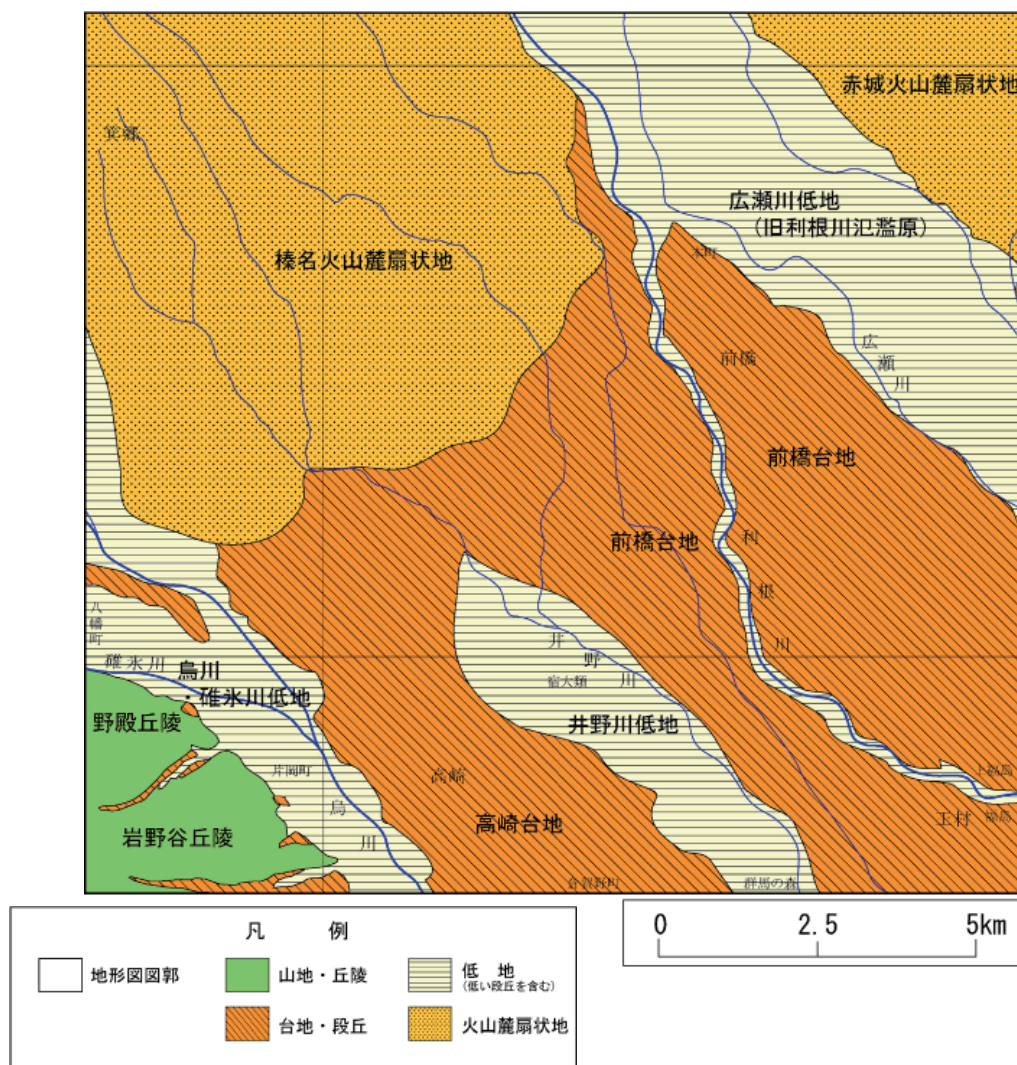


図1-4 地形地域区分図
(国土地理院土地条件調査解説書「前橋及び高崎地区」の図に加筆)

①山並み

市の中心街からは北に位置する榛名山をはじめ、北東の中景に赤城山、遠景には谷川連峰を、西の中景に妙義山や荒船山、遠景には浅間山を望むことができる。周囲の山を見上げて自分の位置を把握する習慣が



図1-5 榛名山

ある程、市域を囲む山々の存在は、市民にとって安心感を与えると共に郷土の原風景を形成する上では欠かすことのできないものとなっている。

榛名山は上毛三山の一つとして市民に親しまれている山であり、標高1,449mの掃部ヶ岳を最高峰に、相馬山（標高1,441m）、榛名富士（標高1,390.3m）、

えぼしだけ 鳥帽子岳（標高1,363m）、ふたつだけ 二ツ岳（標高1,343m）等のいくつもの峰からなり、底面の直径約25kmにおよぶ大型の複成火山である。

②丘陵と台地

市役所の所在する市街地の南西部に広がる岩野谷丘陵は^{いわのや}観音山丘陵とも呼ばれ、北側を^{うすい}碓氷川、東側を^{かぶら}烏川、南側を^{やわた}鐺川に囲まれ、東西約15km、南北約7kmあり、北側がやや狭く地図上では台形を呈している。この岩野谷丘陵の北部から東部にかけての一部が市域にあたり「観音山」と親しまれている。尾根の高さが標高200m～250mと定高性がある一方、全体的に河川による開析が進んでいるため、幅の狭い稜線や傾斜が厳しい急崖も多く、起伏に富んだ地形となっている。

高崎地域の西方にある^{やわた}八幡台地は、碓氷川と烏川とに挟まれ、その合流地点に向かって細長く伸びる舌状の台地で、川との比高約30mの急な崖となっている。

吉井地域を蛇行しながら東流する鐺川は、上下二段の河岸段丘を形成している。上位段丘は鐺川河床から比高50m前後である。上位段丘は鐺川右岸でのみ顕著であり、左岸では対応する段丘が認められない。下位段丘は、南北幅1～2kmの緩やかな傾斜を持つ広い段丘面を有し、河床からの比高は10～15mである。



図1-6 高崎市役所から望む「観音山」

③河川・用水

市域の東には利根川が流れ、山や丘陵の間に^{かん}川・^な神流川・鐺川・碓氷川が流れている。また、それらの河川の間には井野川・染谷川・榛名白川、^{ながのぜき}滝川や世界かんがい施設遺産である長野堰用水が流れている。

利根川は、日本最大の流域面積（16,840km²）と、日本第2位の長さ（約322km）をもつ一級河川である。群馬県最北端の大水上山に源流を發し、群馬県の中央、高崎市の東を流れている。「坂東太郎」の異名を持つ、日本三大暴れ川の一つに数えられている。

烏川は、群馬・長野の県境にある鼻曲山に源流を發し、榛名山の南麓を南東に流れ、平野部に入ってから碓氷川、鐺川、神流川を合わせて利根川に合流している。流域の約80%は山地になっており、上流の榛名地域では河岸段丘を利用した梨と桃の栽培が盛んである。

碓氷川は、烏川の支流として群馬県と長野県との境界に位置する一ノ字山に源を發し、



図1-7 高崎市役所の西側を流れる烏川

国道18号と並行しながら安中市をへて烏川と合流している。

鍋川は、群馬県と長野県の県境に位置する物見山付近に源流を発して南東へと流下し、国道254号と並行して東へ流れ、高崎市南部で烏川に合流している。

神流川は、群馬県の南西端、上野村にある三国山の北麓に源流を発し、多野山地へ曲がりくねりながら流れ、V字型の谷は急斜面を形成している。

平成28年（2016）に世界かんがい施設遺産に登録された長野堰用水は、古くから水利に乏しい高崎台地に水の恵みをもたらし、この地域の農業用水、生活用水として、また、染色、製粉、製糸などの工業用水としても利用されてきた。現在は、本郷町の長野堰頭首工で烏川から最大毎秒6.8tの水を取水し、榛名白川の下をくぐり、高崎市街地を北西から南東に横切る形で、14箇所の水門で分水しながら、8.6km下流の高崎市立城東小学校の南にある円筒分水堰に向かう。円筒分水堰は、水争いの頻発した長野堰用水下流地域へ受益面積に応じて配水するため昭和37年（1962）に設置された堰である。

滝川は、江戸時代初期に前橋にできた天狗岩用水を玉村まで延長した用水である。京目町・大沢町・萩原町・西横手町・宿横手町・上滝町など、市域の東側付近を流れ、農業用水とともに防火用水としても使われている。

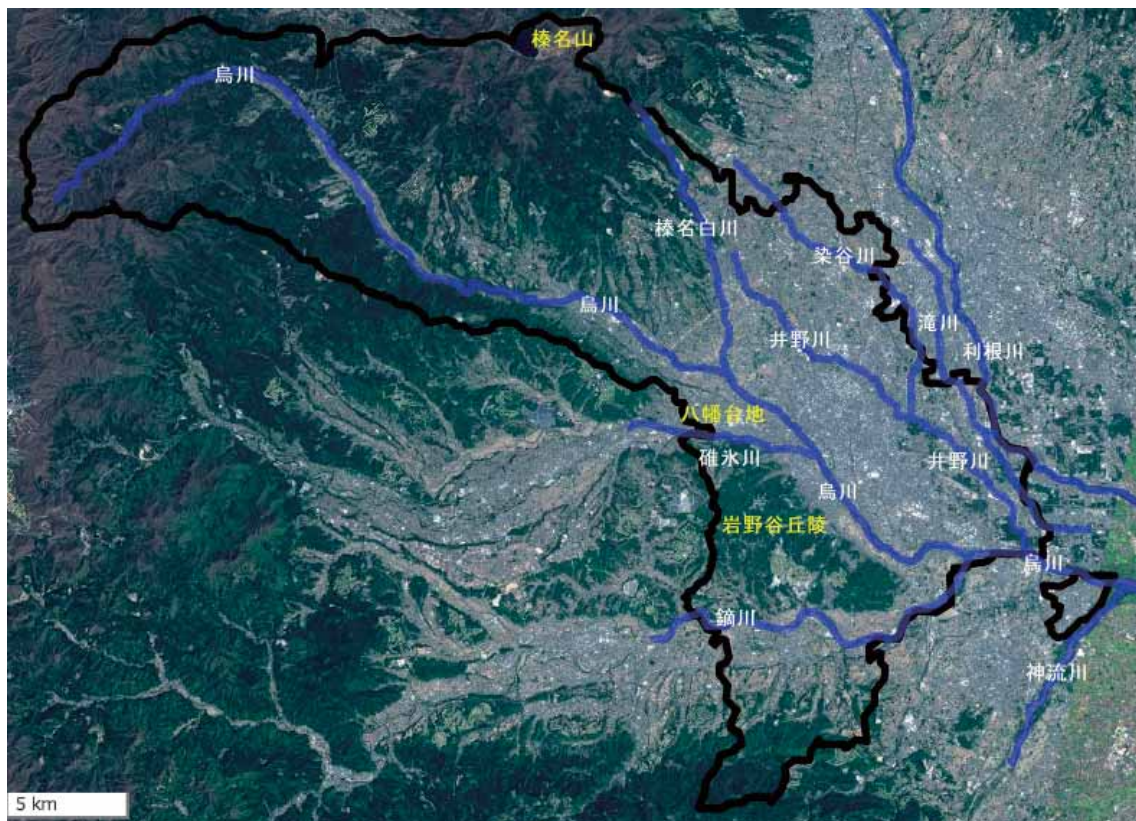


図1—8 主な山や河川の位置（国土地理院地図 GSI Maps に加筆）

(3) 気候

高崎の市域は広範囲に及び、平野部と北西の山間部では地形や標高の違いにより、気候や気温に多少の差が見られるが、夏と冬、日中と夜間との気温差が大きい内陸性気候ということとは共通している（図1－9）。梅雨期と秋雨期以外は年間を通して日照時間に恵まれていることや、夏の雷とともに季節の風物詩としても知られる、北の山々から吹き降ろす冷たく乾燥した「からっ風」が本市の気候の特徴といえる（表1－1）。

このような気候的特性が本市の伝統工芸品である「高崎だるま®」や、多種にわたる農産物の生産を盛んにしている一因といえる。

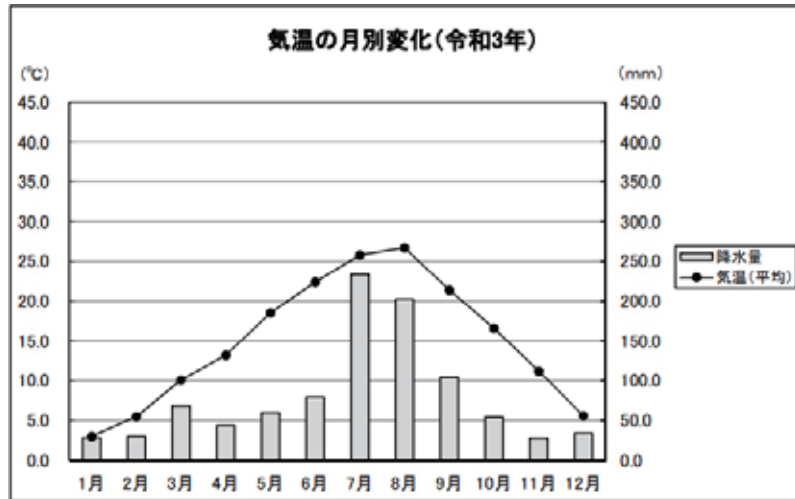


図1－9 月別平均気温と降水量（令和4年版高崎市の統計）

表1－1 2017年から2021年の風速データ（気象庁の上里見地点のデータをもとに作成）

	平均風速 (m/s)	最大風速			最大瞬間風速		
		風速 (m/s)	風向	月 / 日	風速 (m/s)	風向	月 / 日
2017年	1.6	8.4	西北西	2月2日	16.7	西	10月23日
2018年	1.5	8.5	西北西	3月1日	16.3	西北西	2月17日
2019年	1.5	9.3	西北西	12月31日	17.2	西北西	12月31日
2020年	1.4	10.6	西北西	4月2日	17.8	西北西	4月2日
2021年	1.6	9	西北西	12月17日	19.3	北西	3月26日

(4) 植生、生態系

平野部から山間部までである本市では、地形や標高の違いにより、気候や気温に多少差が見られ、多種多様な植生・生態系がみられる。

①植生、植物

榛名山には標高に従いススキ、クレーミズナラ、クヌギ・コナラ、スギ・ヒノキやカラマツの植林など多様な植生が広がり、ハルナユキザサやジョウショウカモメヅル、ミヤマフナバラソウ、沼ノ原のカシワ林の分布などが確認できる。榛名神社域には、アズマシャクナゲやキヨスミコケシノブが生育している。倉渕地域にはカラマツ、スギ・ヒノキ、アカマツの植林、クレーミズナラの群落、シオジ原生林がみられる。また、ヒカリゴケの群

落やヒメスミレサイシンの生育も確認することができる。

岩野谷丘陵（観音山丘陵）には、丘陵の尾根にアカマツ、溪谷沿いにはスギ・ヒノキなどがみられ、低木層にはコナラ、フジなど、草木層にはジャノヒゲ、ミズヒキなどがうっそうとした林床を形成し、豊かな自然は野鳥の宝庫となっている。岩鼻火薬製造所の跡地にある「群馬の森」にはシラカシ、クヌギ、エノキ、アカマツが生育し、東側にはクヌギ、コナラなどがあり、野鳥の棲みかとなっている。

市域の平野部は水田が広がり、北東方面には桑畑、西方の丘陵にはアカマツの植林やクヌギーコナラ群集が見られる。また、市内には多くのため池が点在し、吉井地域ではヒシ群落、クロモ群落、アオウキクサータヌキモ群集など、水生植物群落をみることができる。

②動物

『群馬県の貴重な自然 動物編（平成2年3月発行）』には、高崎に分布する貴重な動物が紹介されている。カワセミやヒゲナガカワトビケラ、ヘビトンボやナミウズムシなど、平野部や山間部など地域を問わずに分布しているものもあれば、榛名地域のアサマシジミや倉渕地域のイヌワシ、カジカ、カモシカやヤマネ、群馬地域のタカチホヘビ、新町地域や吉井地域のヤリタナゴなど、地域特有の動物の分布も確認できる。山間部には国指定天然記念物であるニホンカモシカが、倉渕地域の^{ささじややま}笹峠山の洞穴には県指定天然記念物のウサギコウモリが生息している。

岩野谷丘陵（観音山丘陵）は90種類もの野鳥の宝庫として知られ、アオサギやダイサギ、トビ、オオタカ、ノスリやキジ、カワセミやマカゲラやイカル、オオルリなど、季節によっても異なる野鳥が確認できる。



図1-10 高崎市の木・花・鳥

（5）景観

高崎駅周辺の都心地域は高崎城の城下町として形成され、中山道の宿場町として発達した。その後も鉄道路線網の結節点、経済の中核として発展を続け、市の玄関口及び群馬県の「商都」としてにぎわいのある景観が形成されてきた。高崎地域東部では広大な田園を井野川や滝川が縦断し、養蚕農家住宅や屋敷林など、昔ながらの田園集落景観を見ることができる。

高崎地域北部は都心地域に接する東側は住居地域、西側は市街化調整区域となっており、国道17号や環状線に沿って商業・業務施設が集積している。高崎地域西部の南側では岩野谷丘陵（観音山丘陵）から鼻高の少林山達磨寺へと連なる緑あふれる山並み、そして丘

陵の緑と一体となった碓氷川の水辺景観が見られる。高崎地域南部では中山道に沿ってかつての宿場町の面影が残り、脇本陣や閻魔堂のほか由緒ある寺社も多く、歴史的なまちなみを見ることができる。

倉渕地域は烏川と山々を中心とした水と緑の豊かな自然環境を持つ地域である。

榛名地域の榛名富士や榛名湖周辺では、四季折々に変化する雄大な自然的景観が見られる。

箕郷地域は高低差が大きく地形の変化に富んでおり、榛名山や赤城山などの眺望に加え、市街地への見晴らしや夜景の美しい眺望点、箕郷梅林や箕輪城跡など、良好な視点場を有している。

群馬地域は比較的平坦な地形であり、榛名山や赤城山の雄大な山並みを背景に、地域の特産品である国府白菜などの畑や水田が広がっている。

新町地域の烏川や温井川、神流川の河川敷を利用した運動公園や土手からは、山並みと水辺が一体となった雄大な景観が広がっている。

吉井地域は南と北を山地や丘陵部で挟まれ、中央を流れる鐺川沿いの田園地帯を貫くように上信電鉄・上信越自動車道・国道254号が走り、電車や車から見える田園と背後にそびえる山並みが調和した里山風景が代表的な景観となっている。



図1－11 箕輪城跡から望む高崎市街

第2節 社会的環境

(1) 人口動態

①高崎市の人口推移

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が令和5年（2023）に公表した推計によると、本市の人口は年々減少を続け、令和22年（2040）には294,836人となり、今後20年間で約37,000人減少すると見込まれている（図1－12）。しかし、総人口は、令和6年（2024）3月末時点で366,547人であり、減少傾向へと転じているものの、全国的に急速する人口減少社会において例外的に健闘しているといえる。

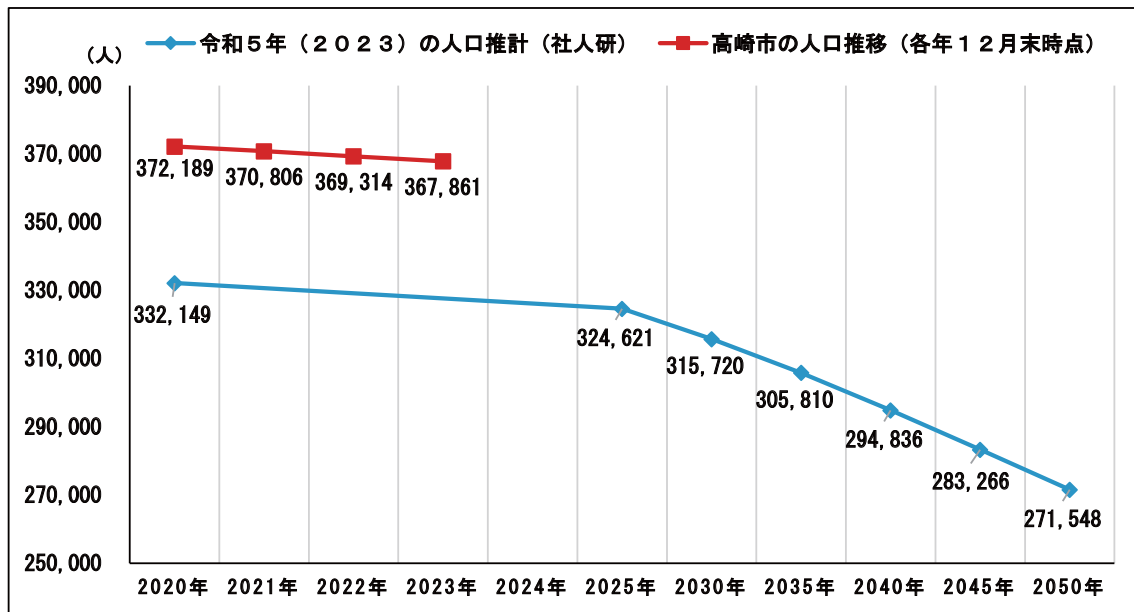


図1－12 人口推移と令和5年（2023）の社人研による人口推計

②人口動態の推移

a. 自然増減

出生数と死亡数により変動する「自然増減」について、平成22年（2010）に死亡数が出生数を上回る「自然減」へと転じ、令和4年度（2022）には、自然増減数は2,160人減となっている（図1－13）。

今後、一般的には少子高齢化による人口減少社会が続くことから、さらに自然減は進むことが見込まれる。

b. 社会増減

転入者と転出者の差を表す「社会増減」については、おおむね転入者が転出者を上回る「社会増」の状態が続いている（図1－14）。令和4年（2022）には、転入者が13,379人に対して転出者が12,820人となり、転入者が転出者を559人上回った。

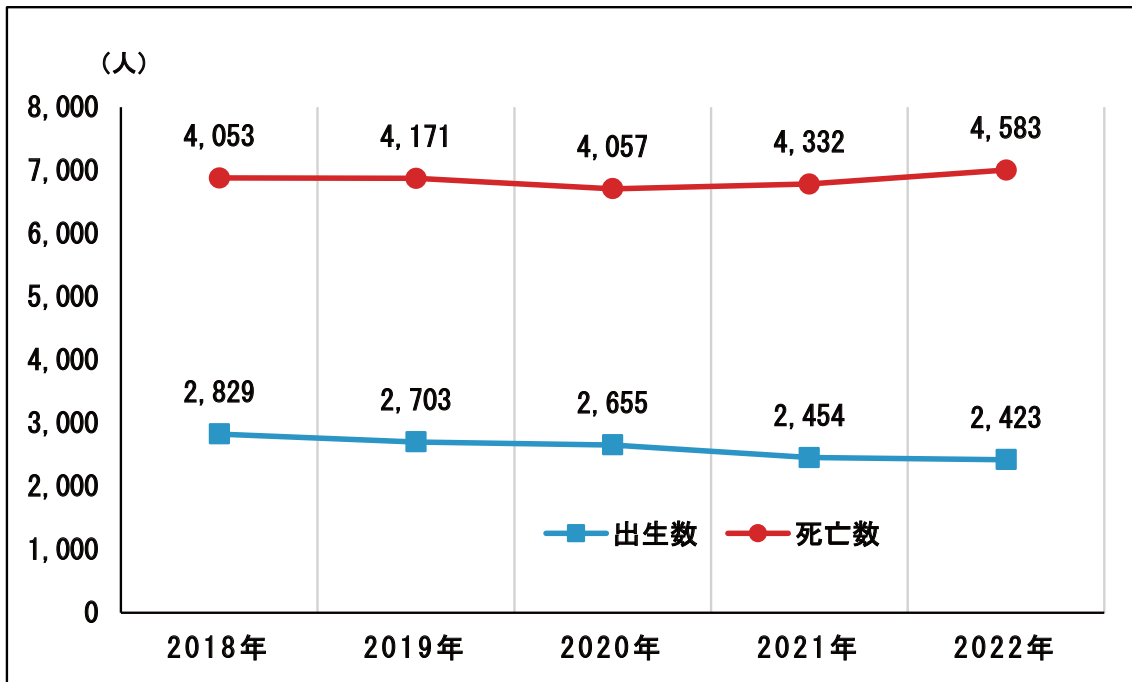


図1-13 出生数・死亡数の推移（令和4年版高崎市の統計をもとに作成）

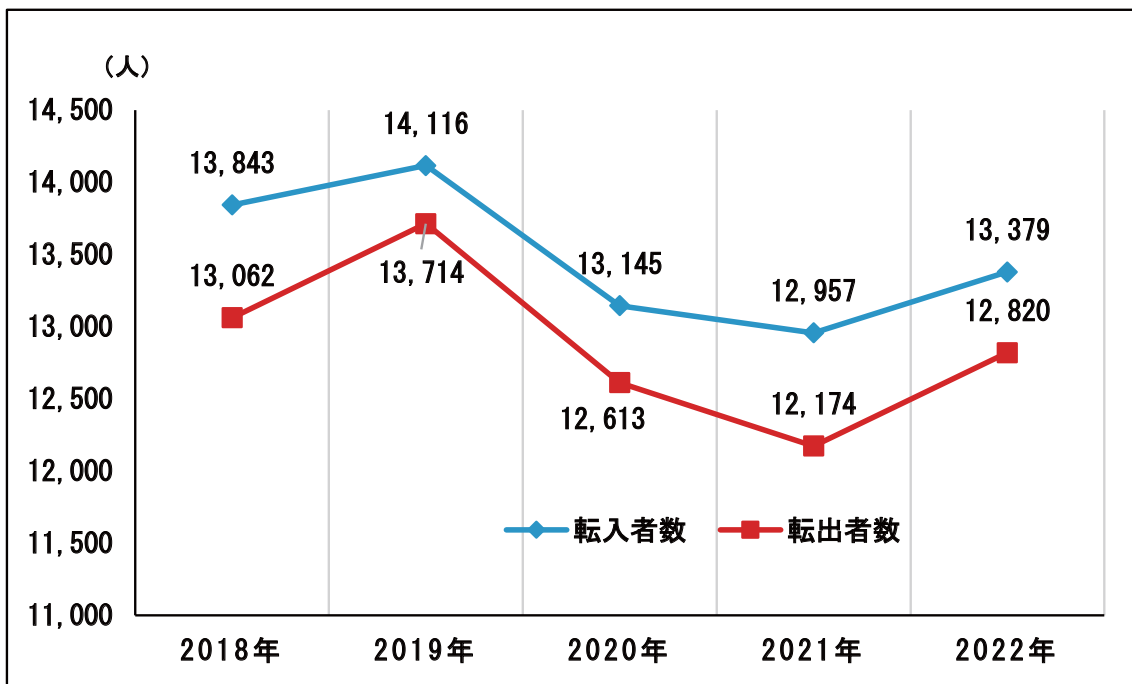


図1-14 転入者数・転出者数の推移（令和4年版高崎市の統計をもとに作成）

c. 年齢3区分別人口

総人口を年少人口（0歳から14歳）・生産年齢人口（15歳から64歳）・老年人口（65歳以上）の三つに分けた「年齢3区分別人口」を、平成27年（2015）と令和2年（2020）で比較すると、年少人口は49,298人から46,009人に減少、生産年齢人口も221,228人から215,425人に減少しているのに対し、老年人口は

97,466人から105,034人に増加し、老年人口は初めて10万人を超えた（図1-15）。

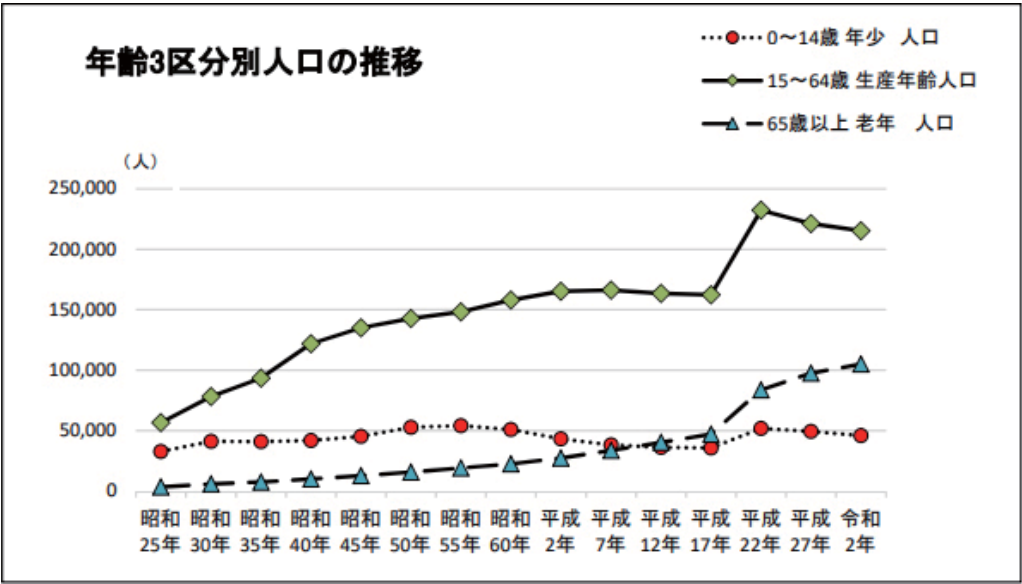


図1-15 年齢3区分別人口の推移（令和4年版高崎市の統計）

c. 各地域における人口

令和2年の国勢調査からみる、平成27年（2015）と令和2年（2020）の地域別の人口を比較すると、高崎地域と群馬地域は増加、箕郷地域と新町地域がほぼ横ばいに対し、倉渕地域と榛名地域、吉井地域は減少傾向にある（図1-16）。

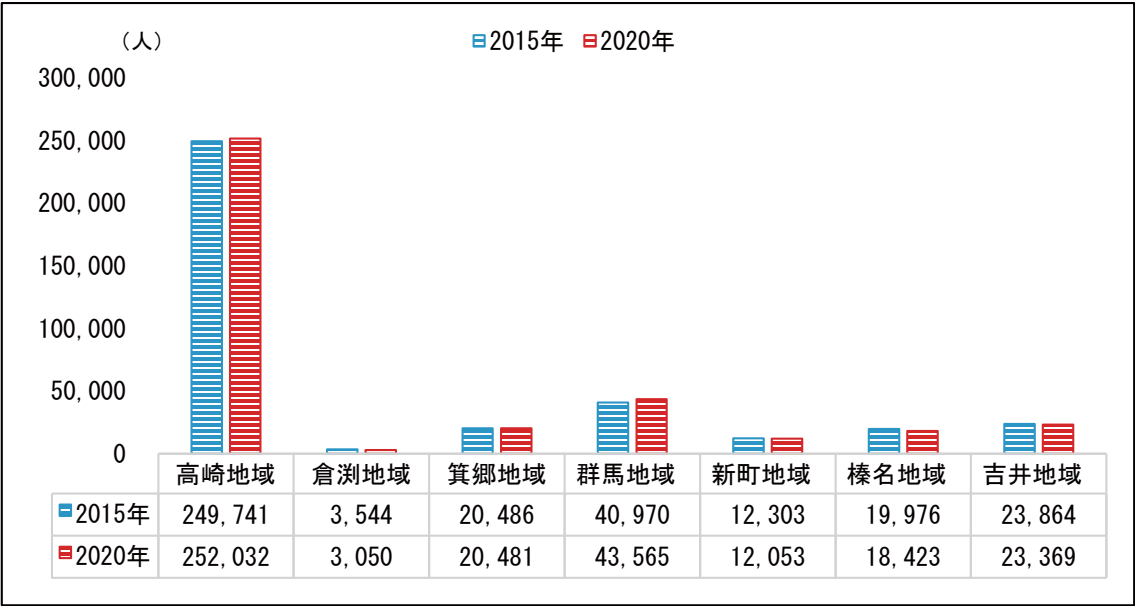


図1-16 各地域の人口（令和2年国勢調査の概要をもとに作成）

（２）自治体の沿革

高崎は政治・軍事において重要な地であり、箕輪城主の井伊直政が高崎城を築いた後は江戸時代を通じて中山道随一の町として発展した。

明治5年（1872）に大区小区制が、明治11年（1878）には郡区町村編成法が制定され、明治政府による地方制度の近代化が進められた。当時編成された町名や村名には、現代の^{おおあざ}大字や町名に通じる名称をみることができる（表1－2）。

明治21年（1888）に町村制が公布されると、翌年4月に下和田村、下並榎村、赤坂村及び飯塚村の一部と合併し高崎町となった。町役場を宮元町に置き、初代町長には矢島八郎が就任した。

明治33年（1900）4月1日、市制施行により高崎市が誕生した。初代市長には再び矢島八郎が就任し、その後の高崎の発展に大きく貢献した。

大正時代に入り、高崎を近代化・大都市化へと発展させる機運が高まると、昭和2年（1927）4月1日に群馬郡塚沢村・片岡村と合併、次いで昭和14年（1939）10月1日に群馬郡佐野村、市制50周年となる昭和26年（1951）4月1日には群馬郡六郷村と合併した。

昭和28年（1953）の町村合併促進法により全国的に昭和の大合併が進むなか、高崎市も昭和30年（1955）1月20日に群馬郡新高尾村の一部、中川村、碓氷郡八幡村・豊岡村、同年8月1日に群馬郡長野村、翌年9月30日に多野郡八幡村、群馬郡大類村の一部との合併を進めた。昭和32年（1957）8月1日に岩鼻村の一部と、昭和38年（1963）3月31日に倉賀野町と合併すると、高崎市東部の工業化により発展したことを背景に昭和40年（1965）に群南村と合併し、大都市高崎への発展を着実に進めた。

平成11年（1999）の合併特例法によって、全国各地で平成の大合併が起こった。平成15年（2003）に高崎地域任意合併協議会を設置し、住民説明会や住民意識調査の実施、法定合併協議会の設置や周辺町村との合併協議を積極的に進めていった。その結果、平成18年（2006）1月23日に倉渕村・箕郷町・群馬町・新町と、同年10月1日に榛名町と合併した。平成21年（2009）6月1日には吉井町と合併し、人口は37万人を超えた。中核市指定要件を満たし、平成23年（2011）4月1日には保健衛生や教育、福祉等に関する事務権限を強化された中核市となり、現在の高崎市へと至っている。

第1章 高崎市の概要

表1-2 高崎の大区・小区制導入時（明治5年）の編入町村名

大区名	小区名	町村等名	大区名	小区名	町村等名
北第2	第5	広馬場村 柏木沢村	北第10	第1	西明屋村 上芝村 矢原村 東明屋村 金敷平村 松之沢村
	第6	野良犬村 金子（古）宿 足門村 中里村 井出村		第2	生原村 保渡田村 行力村
	第7	引間村 後引間村 冷水村 北原村 西国分村 東国分村 塚田村		第3	浜川村 南新波村 北新波村 楽間村
	第8	棟高村 菅谷村 福島村 中泉村 三ツ寺村		第4	西新波村 我峰村 下小塙村 上小塙村 菊地村
	第9	大八木村 上小島村 筑縄村		第5	和田山村 白川村 本郷村 下芝村
北第4	第1	川曲村 稻荷新田村 上京目村 中京目村 下京目村 大沢村		第6	高浜村 白岩村 富岡村 善地村 十文字村
	第2	前箱田村 箱田村 後家村 江田村 新保田中村		第7	下室田村 神戸村 三ツ子沢村 宮沢村
	第4	上新田村 下新田村 萩原村		第8	中室田村 上室田村 春名山村
	第5	島野村 矢島村 西島村		第9	権田村 三ノ倉村 水沼村 岩氷村 川浦村
	第6	南大類村 宿大類村 元島名村	北第11	第1	下豊岡村 中豊岡村 上豊岡村
	第7	新保村 上大類村		第2	藤塚村 剣崎村 八幡村
	第8	日高村 井野村 小八木村		第3	板鼻宿 若田村
	第9	貝澤村 濱尻村		第4	金井渕村 町谷村 下大島村 上大島村
	第10	正観寺村 中尾村 鳥羽村 稻荷台村		第5	鼻高村 大谷村 岩井村 中宿村
北第5	第1	高松町 柳川町 堰代町 宮本町 椿町 明石町 弓町 竜見町 十人町 北通町 真町 山田町		第9	下里見村 中里見村 上里見村
	第2	新喜町 南町 鎌倉町 新田町 新ラ町 下横町 職人町 砂賀町 檜物町 鍛冶町 若松町	北第13	第1	小幡村 轟村 上野村 小川村
	第3	連雀町 鞆町 通町 田町 中紺屋町 寄合町 白銀町 本紺屋町 八軒町 羅漢町 九蔵町 新紺屋町 高砂町		第2	福島町 田篠村
	第4	本町 嘉多町 赤坂町 常盤町 歌川町 四ツ屋町 相生町 住吉町		第3	白倉村
	第5	赤坂村 上並榎村 下並榎村		第4	天引村 金井村
	第6	上飯塚 下飯塚		第5	長根村 下長根村
	第7	江木村 高関村		第6	多胡村 高村 神保村 塩村 東谷村 大沢村
	第8	上中居村 下中居村		第7	池村 塩川村 吉井町 河内村
	第9	岩押村 新後閑村 下和田村 和田多中村		第8	多比良村 矢田村
	第10	上佐野村 下佐野村 佐野窪村 下ノ城村		第9	片山村 本郷村 小棚村
	第11	倉賀野宿 同出作		第10	後賀村 白岩村 庭谷村 造石村
	第12	乗附村		第11	藤木村 桑原村 小桑原村 相野田村
	第13	石原村	北第14	第1	上大塚村 西平井村
	第14	寺尾村		第2	中大塚村 緑野村
北第6	第1	西横手村 宿横手村 中島村 上滝村 滝新田村		第3	下大塚村 本動堂村 篠塚村
	第2	板井村 中斎田村 斎田村		第4	上落合村 白石村 三ツ木村
	第3	綿貫村 下滝村 滝村		第5	木部村 山名村
	第4	下大類村 中大類村		第6	阿久津村 根小屋村
	第5	柴崎村 矢中村		第7	岩井村 小暮村 馬庭村
	第6	岩鼻村 台新田村 栗崎村 中里村		第8	岩崎村 下奥平村
	第7	八幡原村 下斎田村 宇貫村		第9	上奥平村 坂口村 蔵村
北第15	第1	新町駅 立石新田 立石村 中島村		第10	小串村 石神村 中島村 深沢村 黒熊村
				第11	東平井村 鮎川村 三本木村 高山村
				第12	金井村 下日野村 上日野村

※註：小区にみる町村等名には、現在の高崎市以外の名称も含まれる。

（３）産業

市の就業人口は、約１８万１，０００人（令和２年）であり、これらの人々が従事している産業と産業別就業者の割合は、農業・林業などの第１次産業が３％、製造業などの工業や建設業などの第２次産業が２８％、商業や情報通信、医療福祉などサービス業などの第３次産業が６９％となっている（図１－１７）。もともと、商業都市として発展した高崎市では、近年も第３次産業の増加が目立ち、第２次産業と合わせると９７％となる一方、第１次産業は就業者が少なく、後継者不足が課題となっている。

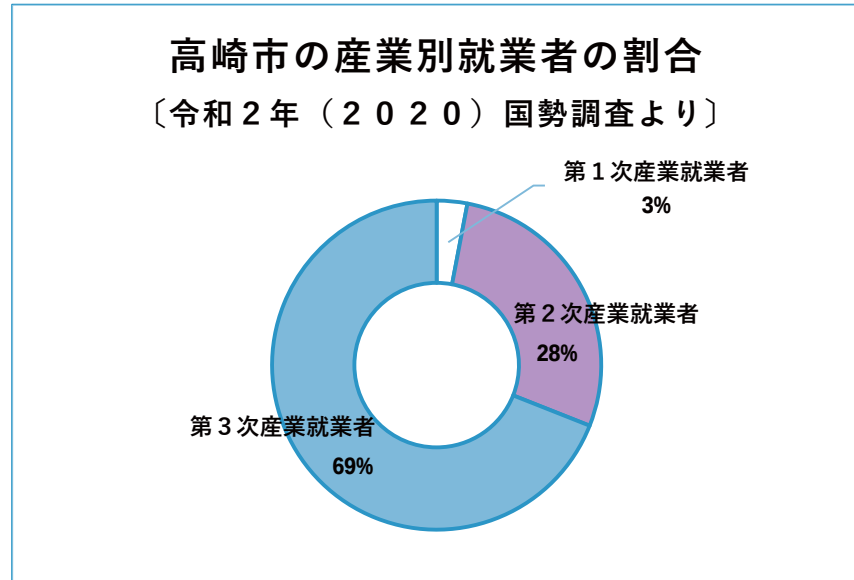


図１－１７ 産業別就業者の割合

①農業

日照時間が長く、豊かな自然に恵まれた高崎では、各地域で特色ある農業が営まれている。高崎地域や新町地域、群馬地域では米や小麦、ハクサイやニンジンなどの栽培が中心となっており、特に小麦は古くから粉食文化に使われ、焼きまんじゅうや高崎うどん、高崎パスタは魅力のご当地グルメとなっている。榛名地域や箕郷地域では、果樹栽培がさかんである。本市のウメの生産量は東日本１位を誇り、榛名地域のフルーツ団地ではナシやモモなどの栽培に力を入れている。倉渕地域では米や野菜の有機栽培がさかんであり、吉井地域では、ナス、キュウリのほか、シイタケをはじめとするキノコ類の栽培など、多様な農業が営まれている。

首都圏へのアクセスが良好なことから、多彩な農産物を地元で消費する「地産地消」と、大消費地へ販売する「地産他消」の両方を兼ね揃えた「地産多消」を推進している。

②工業

本市は、北関東工業地域の一角にあり、景気などの社会変動に左右されることのない産業構造や産業技術、情報・人材を活用して活力ある工業の振興を目指している。

市の製造品出荷額等は令和２年（２０２０）では９，５１９億４，０６６万円となり、産業別にみると、化学、食料品、金属製品、はん用機器、生産用機器の順になっている（図１－１８）。事業所数では金属製品が最も多く、次いで生産用機器、食料品、電気機器、輸送機器の順になっている。一方、従業者数では食料品、金属製品、はん用機器、生産用機器、電子部品となっている。

本市の工業は、高崎地域、群馬地域を中心に広く分布している。そのうち倉賀野、滝川、京ヶ島、八幡、中川、群馬、岩鼻などの地区は特に工業が盛んで、これらの地域には大規模な工業団地が造成され、多くの工場がある。製造品出荷額においては、工業団地が市全体の58%を占め、飲料・飼料、ゴム製品などの軽工業製品、電子部品、鉄鋼、輸送機器などの重工業製品は、工業団地で生産する比率が高くなっている。また、交通拠点性を生かした企業誘致を進め、幅広い分野で優秀な企業が多く、特に食品分野の企業が集積している。

「高崎だるま[®]」は、二百有余年の歴史をもつ伝統工芸品である。平成5年（1993）には群馬県ふるさと伝統工芸品に指定され、平成18年（2006）には特許庁が創設した地域団体商標制度で、県内初となる商標登録を受けた。

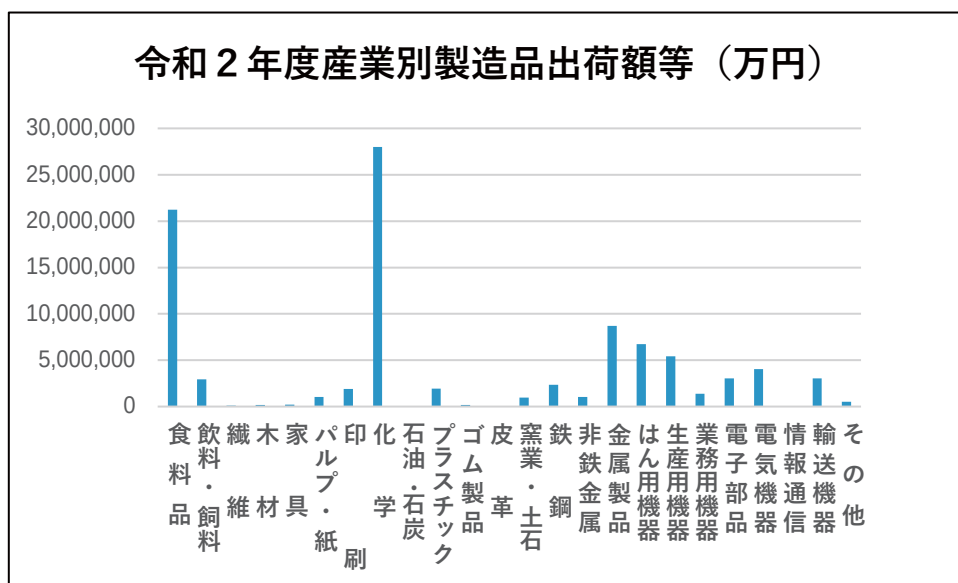


図1-18 産業別製造品出荷額（令和2年度）

③商業

江戸時代以降、高崎は高崎城の城下町を基盤に、生糸などの交易が活発な商都として発展してきた。バブル経済の崩壊以降、商店数・販売額とも減少傾向にあった状況の中でも、本市では商業の活性化を図ってきた。市や中心商店街の人々が協力して高崎駅前の再開発、高崎人情市、音楽・文化のイベントを行い、商業のまち高崎に新たな賑わいを創り出している。

平成20年（2008）には「高崎中心市街地活性化基本計画」が策定され、商都高崎ならではの新しいまちづくりが始まっている。また、平成18年（2006）以降は市町村合併が行われたこともあって、市全体の年間商品販売額は増加傾向になり、平成26年度には2兆6,900億6,181万円で、全国14位であった。また、全国に先駆けて問屋団地である高崎卸売商業団地ができ、平成26年（2014）には高崎問屋町駅前に商業業務の拠点施設「ビッグキューブ」が建設されるなど、先進的な流通都市として栄えている。

④観光

本市には榛名湖や榛名神社、^{こうずけさん}上野三碑や^{ほ だ た}保渡田古墳群、観音山ファミリーパークや群馬の森など、自然や歴史文化、スポーツ・レクリエーションを楽しめる観光施設がある他、榛名山ヒルクライム in 高崎（ハルヒル）、高崎まつりや高崎だるま市など幅広いイベントがある。また、全国一（38台）の江戸型の山車保有数を誇り、多数の山車が出場し巡業する高崎山車まつりは、その規模、内容において関東一といえる。さらに、高崎パスタや焼きまんじゅうなど、高崎の粉食文化がテレビなどのメディアで紹介されたことで知名度が高まり、ご当地グルメとして人気となっている。



図1-19 高崎山車まつり

(4) 土地利用

高崎市は合併によって広大な山林・緑地を有することになり、その市域の半分以上が農地と山林で占められている。高崎駅を中心とした中心市街地には、商業・業務をはじめとし、観光・コンベンション、文化芸術、医療・福祉などが集積して、広域交流拠点となっている。

高崎地域の郊外や群馬地域を中心とする平野部では、米や麦、その他野菜などの大規模な農業がみられる。一方で、平野部は住宅開発や工業立地などの開発動向が強く、郊外に小規模住宅地や店舗などが立地する状態が進んでいる。

30年前に市内に約8,600haあった経営耕地は、20年間で約4,500haにまで減少し、現在は約3,000haとなっている。また、農地の耕作放棄も発生し、30年前は約150haであった耕地放棄地が、その後20年間で約1,600haまで増加している。倉渕地域を中心とする山林の近いエリアでは、昔と変わらない豊かな田園風景が広がる地帯もある。一方で、過疎化が進み、空き家や耕作放棄、森林荒廃などの状況もみられる。

太田、館林の各都市を一直線に結び、板倉町に至る総延長58.6kmの東毛広域幹線道路（国道354号バイパス）が平成26年（2014）に全線開通した。

高速自動車道の利用も盛んである。昭和55年（1980）7月に関越自動車道の前橋IC以南が開通し、高崎ICが開業した。平成5年（1993）には上信越自動車道の藤岡IC・佐久IC間が開通し、その間にある吉井ICが開業した。また、高崎JCTを起点とする北関東自動車道の高崎JCT・伊勢崎IC間が平成13年（2001）に開通した。さらに、平成26年（2014）2月に関越自動車道高崎JCTと藤岡JCTの間に高崎玉村スマートICが開業した。

b. 公共交通機関（バス）

平成9年（1997）に市民の移動手段として高崎市内循環バス「ぐるりん」の運行がスタートし、各地域の路線が高齢者や学生など市民の移動手段として活用されている。

また、「高崎アリーナシャトル」や「上野三碑めぐりバス」など、歴史文化資産の見学や施設等の利用の活性化を促す路線や、「よいいバス」や「はるバス」といった、合併前から運行していた路線が現在でも利用されている。さらに、前橋高崎線や伊香保榛名湖線、高崎渋川線や権田萩生線、前橋玉村線など、高崎市外にアクセスできる路線もあり、市民はもちろんのこと、市外・県外の人にも多く利用されている。

（6）歴史文化資産に関連する展示公開施設

①市立の主な展示公開施設

市内には、六つの歴史系の博物館や資料館（通称：6館）や、美術館・記念館などの展示公開施設がある。概要は下表のとおりである。

表1-3 市立の主な展示公開施設

館名（所在地）	概要
高崎市歴史民俗資料館（上滝町1058） 	旧群南村役場の建物を転用した資料館で、高崎市内を中心にした民俗資料、特に近世・近代史に関連する資料等を収集・保存・研究・展示している。また、小学生の団体受け入れにも力を入れている。建物は令和2年（2020）8月に国登録有形文化財になった。
観音塚考古資料館（八幡町800-144） 	近隣する観音塚古墳（国史跡）のガイダンス施設として機能している。国指定重要文化財である上野国八幡観音塚古墳出土品をはじめとして、観音塚古墳の横穴式石室から発見された300点にも及ぶ遺物を保存・展示している。

館名（所在地）	概要
かみつけの里博物館（井出町1514） 	保渡田古墳群（国史跡）から出土した埴輪などの遺物を保存・展示するとともに、三ツ寺I遺跡や北谷遺跡（国史跡）など関連する遺跡の資料や渡来系遺物を展示している。通常の企画展のほか子供向けの企画展を開催、小中学校の校外学習の受け入れを行っている。
榛名歴史民俗資料館（榛名山町138-1） 	榛名神社（国重文）の宝物をはじめ、榛名地域の歴史、民俗資料の収集・保存・展示をしている。平成29年度（2017）から高崎市内の小学生が参加する林間学校の現地学習に利用されている。また、地元各種団体との連携も図っている。
吉井郷土資料館（吉井町吉井285） 	吉井藩関係、吉井火打金関係の資料、吉井地域に関する地質・考古資料や民俗資料を保存・展示している。また、開館以来の歴史を持つ「吉井郷土資料館友の会」が館運営に協力している。
多胡碑記念館（吉井町池1085） 	上野三碑（国特別史跡、ユネスコ「世界の記憶」）のガイダンス施設として、古代多胡郡をしのばせる考古資料や上野三碑の各複製品、多胡碑の碑文の書風に関わる中国の刻石の拓本の展示、上野国多胡郡正倉跡の発掘資料の展示を行っている。企画展や体験事業を実施し上野三碑の普及に努め、上野三碑ボランティア会が解説や環境美化活動などを通して館の活動を支えている。
染料植物園（寺尾町2302-11） 	古くから伝えられてきた日本の染織文化やその魅力を多くの人々に伝えるために造られた植物染色のテーマパーク。園内には染料植物の道をメインに、昔から衣服などを染める原料に使われてきた代表的な染料植物が、たくさん植えられている。

館名（所在地）	概要
高崎市美術館（八島町 1 1 0 - 2 7） 	市民の要望に応え、高崎の芸術文化の主要施設となるべく、平成3年（1991）7月に開館。市民の貴重な文化資産である収蔵作品の展示とともに、各種の特別企画展・鑑賞会などの事業を行っている。また、高崎市美術館が所管する旧井上房一郎邸は美術館に隣接し、平成22年（2010）2月に高崎市景観重要建造物第1号に指定され、同年4月から一般公開している。
高崎市タワー美術館（栄町 3 - 2 3） 	日本画を中心に展示する美術館として、平成13年（2001）11月に開館。横山大観や平山郁夫など、近現代の日本画家の作品を収蔵し、企画展・収蔵作品展など、日本画を幅広く紹介するために年間5回の展覧会を開催し、あわせて展示解説や講演会などの関連事業を行っている。
高崎市山田かまち美術館（片岡町 3 - 2 3 - 5） 	平成26年（2014）4月に開館した。昭和35年（1960）に生まれ、17歳で夭折した山田かま치의水彩画・クレヨン画・詩文など120点を展示し、永遠の少年・山田かま치의魅力を紹介している。
村上鬼城記念館（並榎町 2 8 8 - 4） 	村上鬼城^{きじょう}記念館は、「鬼城草庵」と「記念館」の2棟の総称。「鬼城草庵」の1階の和室や2階の書斎には、鬼城が愛用していた文机や硯、火鉢などを当時のまま展示している。「記念館」は自筆の俳句と俳画が書かれた掛け軸や屏風、色紙、自筆句集などを展示し、2階は句会室としての利用もできる。

②県立の主な展示公開施設

市内には、群馬県立の歴史文化資産に関連する展示公開施設がある。概要は下表のとおりである。

表1-4 県立の主な展示公開施設

館名（所在地）	概要
群馬県立歴史博物館（綿貫町992-1） 	国宝である「群馬県綿貫観音山古墳出土品」を常時展示する国宝展示室では、銅水瓶や金銅製馬具などのきらびやかな副葬品と優れた造形の埴輪群像を一堂に観ることができる。そのほか、原始・古代・中世・近世・近現代にいたる群馬県の歴史や文化の特色について紹介している。
群馬県立近代美術館（綿貫町992-1） 	昭和49年（1974）に開館。ルノワール、モネ、ピカソなど海外の近代美術から、日本の近現代美術、群馬ゆかりの美術など優れた作品を収集・展示しているほか、日本と中国の古美術を中心とした戸方庵井上コレクションも所蔵している。
群馬県立土屋文明記念文学館（保渡田町2000） 	県立の文学館。群馬の歌人・土屋文明の業績を顕彰するとともに、群馬県ゆかりの文学資料の収集・紹介や、企画展の開催など、文学に親しめるよう様々な事業を展開している。
群馬県立日本絹の里（金古町888-1） 	蚕糸絹業に関わる情報発信の拠点として、染織等の体験学習機能や、養蚕から絹織物まで親しむことのできる展示機能を備え、蚕糸業の振興に寄与している。

③一般利用が盛んな主な歴史文化資産

市内には、整備等が進み、見学等の一般利用が盛んな史跡や建造物などの歴史文化資産がある。概要は下表のとおりである。

表1-5 一般利用が盛んな主な歴史文化資産

名称（所在地）	概要
山上碑及び古墳（山名町2104）  	681年に建てられ、完存するものに限れば日本最古の石碑（国特別史跡、ユネスコ「世界の記憶」）で、放光寺の僧である長利が、亡き母の黒壳刀自を供養すると共に、母と自分の系譜を記している。碑の東隣にある山上古墳は7世紀に造られた直径15mの円墳で、黒壳刀自を追葬したものと考えられている。
多胡碑（吉井町池1095） 	711年に多胡郡が建郡されたことを記念して建てられた石碑（国特別史跡、ユネスコ「世界の記憶」）で、那須国造碑（栃木県）、多賀城碑（宮城県）と並ぶ日本三古碑の一つ。周囲は緑あふれる「いしぶみの里公園」として人々の憩いの場となっている。
金井沢碑（山名町金井沢2334） 	726年に三家氏を名乗る氏族が、当時の最も新しい文化である仏教思想によって先祖の供養、一族の繁栄を祈るために造立した石碑（国特別史跡、ユネスコ「世界の記憶」）。山上碑から金井沢碑までの間には、万葉和歌を詠んだ碑が建つ「^{いしぶみ}石碑の路^{みち}」がある。
日高遺跡公園（日高町31-2ほか） 	弥生時代後期の集落跡（国史跡）で、芝生ひろばなどの「多目的エリア」、弥生時代の水田を復元し稲作体験の場として活用できる「水田エリア」と、「環壕エリア」の一部が使用できる。また、多目的トイレや屋外体験施設も整備し、憩いの場としてだけでなく学びの場としても活用されている。

名称（所在地）	概要
上毛野はにわの里公園（保渡田町2000-1ほか） 	広さ12.9haの歴史公園。園内には、保渡田古墳群（国史跡）、かみつけの里博物館、群馬県立土屋文明記念文学館、土屋文明歌碑、山村暮鳥詩碑などがある。また、「はにわの里夏まつり」では花火が打ち上げられ、例年10月開催の「かみつけの里古墳まつり」では、古墳ガイドや勾玉づくりの体験イベント、「王の儀式」の再現劇の上演がある。
観音山古墳（綿貫町1752） 	観音山古墳（国史跡）は6世紀後半に築造と推定されており、群馬県教育委員会により史跡整備が行われ、県内初の史跡公園として昭和56年（1981）に公開された。出土品は「群馬県綿貫観音山古墳出土品」として令和2年（2020）9月に国宝に指定され、群馬県立歴史博物館に展示されている。
上野国分寺跡（東国分町・引間町・前橋市元総社町小見） 	天平13年（741）の「国分寺建立の詔」を受けて建てられた僧寺の跡（国史跡）で、群馬県教育委員会により金堂・塔の基壇や築垣が復元され、ガイダンス施設も設けられている。10月下旬頃には「上野国分寺まつり」が開催され、奈良時代の宮廷衣装をまとった行列や、雅楽の演奏会などが行われている。
北新波砦史跡公園（北新波町216） 	15世紀後半から16世紀中頃に築かれたと推定される砦跡（県史跡）。高崎市教育委員会により平成3年度（1991）・4年度（1992）に史跡整備され、現在は北新波砦史跡公園として一般公開されている。
箕輪城跡（箕郷町東明屋638-1ほか） 	日本百名城にも選出されている平山城跡（国史跡）。敷地内には散策コースが設けられ、四季折々の自然を楽しむことができる。例年10月下旬に開催される「箕輪城まつり」では、甲冑などの装束をまとった出演者が、武者行列・鎮魂祭・箕輪城攻防戦を行う。

名称（所在地）	概要
旧下田邸書院及び庭園（箕郷町西明屋702-2） 	長野氏の重臣であった下田大膳正勝の子孫が箕輪城落城後この土地に土着し、代官として居を構えた屋敷跡（県重文）。広い敷地内に造営された風流な書院と庭園は、江戸時代後期の建築と造園の様式を知ることができる。紅葉時期の夜には、ライトアップも行われる。
榛名神社（榛名山町849） 	1400年以上の歴史を誇り、火の神と土の神を祀り、五穀豊穡、商売繁盛などのご利益があるといわれ、独特な奇岩に囲まれた境内は、神聖な空気が漂うパワースポットとして多くの人たちが訪れている。本社・幣殿・拝殿は文化3年（1806）に建てられた権現造の建物（国重文）で、御姿岩の前面に接して建てられた他に例を見ない珍しい建造物である。
上豊岡の茶屋本陣（上豊岡町133-12ほか） 	中山道の高崎宿と板鼻宿の間に設けられた、大名や上級武士・公卿の喫茶等に用いられた休憩施設（県史跡）で、宝暦7年（1757）には日光例幣使であった五条宰相菅原為成が、文久元年（1861）には皇女和宮御下向の際に公卿などが客人として立ち寄ったという記録が残る。江戸時代以降約250年にわたって飯野家によって維持されてきた。茶屋本陣の建物は、既にあった居住用の主屋（18世紀中頃築造）と接続する離れ座敷として19世紀初めに増築された。

第1章 高崎市の概要



図1-21 歴史文化資産に関連する主な展示公開施設等の位置

①高崎市歴史民俗資料館	②観音塚考古資料館	③かみつけの里博物館
④榛名歴史民俗資料館	⑤吉井郷土資料館	⑥多胡碑記念館
⑦染料植物園	⑧高崎市美術館	⑨高崎市タワー美術館
⑩高崎市山田かまち美術館	⑪村上鬼城記念館	⑫群馬県立歴史博物館
⑬群馬県立近代美術館	⑭群馬県立土屋文明記念文学館	⑮群馬県立日本絹の里
⑯山上碑及び古墳	⑰多胡碑	⑱金井沢碑
⑲日高遺跡公園	⑳上毛野はにわの里公園	㉑観音山古墳
㉒上野国分寺跡	㉓北新波砦史跡公園	㉔箕輪城跡
㉕旧下田邸書院及び庭園	㉖榛名神社	㉗上豊岡の茶屋本陣

第3節 歴史的背景

(1) 原始

旧石器時代は、人類による石器（打製石器）の使用が始まった時代であり、この時代にアフリカ大陸で誕生した現生人類が日本列島に到達した。日本では3万8,000年前頃からの旧石器時代後期の遺跡が数多く確認され、高崎では榛名地域の白岩民部遺跡（白岩町）や吉井地域の折茂Ⅲ遺跡（吉井町長根）など丘陵部の遺跡が知られている。その他、やりさがたせんとう き槍先形尖頭器が雨壺遺跡（大八木町）などで出土している。

縄文時代が始まる1万6,000年前頃から気候が温暖化し、植生などの環境が大きく変化した。その結果、土器や弓矢が普及し、人々は竪穴式住居の集落に定住するようになった。前期以降のムラの様子を知る遺跡として、山名柳沢遺跡（山名町）などが見ついている。中期には、自然環境の変化に適応しながらより大規模で長期間継続する集落を形成し、白川傘松遺跡（箕郷町白川）や高崎情報団地Ⅱ遺跡（中大類町）などで、大規模な環状集落が確認されている。中期後半から後期の遺跡は数が少なく、この時期に特徴的なえかがみがたしきいしじゅうきょ柄鏡形敷石住居は、長井石器時代住居跡（倉渚町権田）（県史跡）や若田原遺跡群（若田町）（県史跡）などが知られている。晩期の遺跡は、烏川沿いの低地部でわずかに確認されている。

弥生時代は大陸から伝わった稲作が普及し、新たに水田を切り開くことを試みた時代といえるが、前期から中期中葉は、上ノ久保遺跡（倉渚町権田）、神保富士塚遺跡（吉井町神保）など、山間部や台地に再葬墓の遺跡が点在している。この時期までは明確な水田の遺跡は見つかっていない。中期の後半になると高崎城遺跡（高松町）、高崎競馬場遺跡（岩押町）などで周りを壕で囲う環壕集落が出現した。人々は、今まで利用されなかった集落周辺の低地に進出し水田を切り拓いたが、これらの集落は長続きしなかった。後期になると、台地上に集落が展開するようになり、井野川などの支流が作った小さな谷や湧水を利用して水田が営まれた。日高遺跡（日高町ほか）（国史跡）は弥生時代後期の遺跡であり、発見当時は弥生時代の最北の水田跡として注目された。生産域である水田と居住域、墓域を3世紀の浅間山噴火による火山灰や軽石が覆っていた。当時のムラの様子を知る重要な遺跡である。



図1-22 日高遺跡の復元水田

(2) 古代

古墳時代に入ると、井野川中・下流域の広大な低地部に大規模な集落が広がり、墳丘長90mの大型前方後方墳である將軍塚古墳（元島名町）（市史跡）が築造された。その後、広大な低地を有する開発拠点であった倉賀野地域にせんげんやま浅間山古墳（倉賀野町）（国史跡）、おおつるまき大鶴巻古墳（倉賀野町）（国史跡）などの大型前方後円墳が、ヤマト王権との繋がりを背景に築造された。5世紀後半になると、3基の大型前方後円墳で構成される保渡田古墳群（保渡田町・井出町）を築造した首長たちが、榛名山の山麓域の開発を進めた。6世紀

以降も観音塚古墳（八幡町）（国史跡）、観音山古墳（綿貫町・台新田町）（国史跡）など、100m級の前方後円墳が築造され、様々な副葬品や埴輪が出土している。また、三ツ寺Ⅰ遺跡（三ツ寺町）や、同時期のものとされる北谷遺跡（冷水町・引間町）（国史跡）を居館とした首長の存在に代表されるように、高崎地域はヤマト王権との繋がりや首長の積極的な対外交流による渡来人の先進的な技術の導入を背景に、古代の東国における政治と文化の重要地域として繁栄した。特筆すべきは馬の生産である。日本における馬の導入は、軍事・流通・運輸・農耕・儀礼などに大変革をもたらした。高崎地域では、^{けんぎきがとろにし}剣崎長瀬西遺跡（剣崎町）で5世紀の渡来系文物が出土するとともに、馬が埋葬された土坑が確認されるなど、東国でも早くから馬の生産が行われた地域であった。

5世紀末から6世紀にかけて榛名山が2回大噴火した。火砕流や土石流の発生、火山灰や軽石の降下で埋没した集落や農地では、当時の生活の痕跡を見ることができる。



図1-23 保渡田古墳群



図1-24 三ツ寺Ⅰ遺跡推定復元模型

飛鳥から奈良時代前半にかけて、中央では仏教の教えも広まり、律令制による集権国家の形が次第に出来上がっていった。市の南部地域に所在している山上碑（山名町）（隣接する山上古墳とともに国特別史跡）・多胡碑（吉井町池）（国特別史跡）・金井沢碑（山名町）（国特別史跡）は上野三碑と呼ばれ、それぞれの碑文から仏教の思想が地方にまで広がっていたことやミヤケ（屯倉）と呼ばれるヤマト王権の直轄地の存在、建郡などによる地方行政制度のあり方、豪族の婚姻や氏族のつながりなどの詳細を知ることができる。多胡碑の南にある上野国多胡郡正倉跡（吉井町池）（国史跡）は、古代多胡郡の郡家跡で、郡内で徴収した稲などを収納した正倉院（倉庫群）である。遺跡の北端で確認された正倉は、格式の高い「法倉」であったと考えられ、当時の国家的政策により設置された多胡郡の歴史的特性を反映している。

天平13年（741）、聖武天皇は仏教の力で国を治めようと全国に国分僧寺・国分尼寺の造営を命じた。上野国分寺跡（東国分町・引間町・前橋市元総社町小見）（国史跡）は、政治の中心である国府（今の県庁にあたる）の推定地の北西に建てられた僧寺の跡である。国分僧寺は東西約220m、南北約235mの広さを持ち、周囲は築垣で囲まれていた。その中央には本尊を安置する金堂と、基壇が一辺19.2mの七重塔が建っており、全国で最も早い時期に完成した国分僧寺だと考えられている。寺からは県内各地の地名の入った瓦が出土し、多くの地域が関わって建てられたことがわかる。国分僧寺の東約500mには国分尼寺が、国分僧寺と東西に並ぶように建てられた。国分尼寺は国分僧寺とほぼ同

時期の8世紀半ばに建立されたとされ、尼が日常生活を送る宿舎である尼坊や回廊等が最近の発掘調査で確認されている。

平安時代になると、中央では藤原氏中心の貴族が政治をすすめ、その後、院政や平氏の政治を経ることになる。高崎のあった上野国は、全国68ヶ国の内上位13ヶ国が位置づけられた「大国」に格付けされ、さらには上総・常陸とともに親王が太守に任じられる親王任国となるなど、中央政府にとって重要な国の一つであった。律令制度が崩れていくと地方では荘園ができ、それらの土地を守るために武士が登場する。八幡八幡宮が所在する片岡郡には八幡荘が設立され、上野国における清和源氏一族の拠点形成した。

(3) 中世

治承4年(1180)、平氏打倒のために源頼朝が伊豆で挙兵し、その後関東地方を勢力下においた。源氏の一族で新田荘(太田市ほか)に本拠を置く新田義重の子で、市内の山名を本拠とした山名義範はいち早く頼朝に従い、上野国の御家人として重く用いられた。その後拠点を西国に移した山名氏は、室町時代には全国66ヶ国のうち中国地方を中心とした11ヶ国を守護領国としたことから「六分の一殿」と呼ばれるほど勢力を拡大した。市域では他に、新田氏一族の里見氏も活躍した。

鎌倉に幕府が開かれると上野国では安達氏が守護となり、その後執権の北条氏が守護に任じられた。また、鎌倉を中心に東国の各地を結ぶ新たな道路網が整備され、幕府の御家人たちは有事の際には「いざ鎌倉」とその道を馳せ参じた。高崎は鎌倉から信濃へ向かう「鎌倉街道上道」と、東北地方へ向かう奥大道と連絡する「あずま道」とが八幡町付近で分岐するため、鎌倉から関東諸国を通して信濃や越後、陸奥へとアクセスできる交通の要衝となった。

中世の社会には平安時代後期からの末法思想の浸透と戦乱による社会不安があり、現世の人々は安穏と来世の救いを神仏に求めた。その結果、仏や菩薩が人々を救済するために、神の姿を借りてこの世に現れるという神仏を習合した思想(本地垂迹)が浸透し、神社の本殿内に仏を本地仏として安置することが始まった。高崎では、榛名神社(榛名山町)(国重要文化財)などに神仏習合の早い例が認められ、神社を守護する寺が境内に建立された。榛名神社はそうしたことから榛名寺や巖殿寺・満行権現などと呼ばれた。

鎌倉幕府の滅亡後、後醍醐天皇による建武の新政では鎌倉攻めの功績により新田義貞が上野国の守護となった。南北朝の動乱で足利尊氏によって平定された後は、上杉氏(後の関東管領)が守護、長尾氏が守護代となった。南北朝の動乱に始まり、その後戦国時代にかけて、各所には城郭が築かれた。岩野谷丘陵(観音山丘陵)周辺には寺尾上城(乗附町)、寺尾中城(寺尾町)、茶臼山城(城山町)、根小屋城(山名町)、山名城(山名町)(市史跡)、木部城(木部町)が、烏川対岸の平野部には和田城(高松町)、倉賀野城(倉賀野町)が築かれており、有力な大名の重要な拠点となった。

戦国時代になり、上杉氏の支配体制が次第に弱まると、上野国では地域ごとに有力な武将が立った。浜川周辺に勢力をもち、北新波砦跡(北新波町)(県史跡)など多くの砦や館を築き、地域の武士団をまとめていった長野氏は、鷹留城(下室田町)(市史跡)を築城し、さらに榛名白川や椿名沼などの自然の地形を巧みに利用して箕輪城(箕郷町西明屋・

箕郷町東明屋）（国史跡）を築いた。^{ながのなりまさ}長野業政（業正）は優れた武将として知られ、甲斐の武田信玄など他国勢力の侵攻を防いでいた。しかし、業政（業正）が没し、子の^{なりもり}業盛（氏業）が家督を継ぐと武田信玄の西上野への侵攻が本格化した。長野氏は箕輪城を本拠にして最後まで抵抗したが、永禄9年（1566）に箕輪城は落とされた。その後箕輪城は、武田氏・織田氏・北条氏・徳川氏が次々と治め、その中の有力な家臣が城主となり、最後の城主井伊直政が慶長3年（1598）に和田の地を高崎と命名して城を移し、廃城となるまで西上野の重要な拠点であった。



図1-25 箕輪城跡・郭馬出西虎口門



図1-26 高崎城址（三の丸外圍の土居と堀）

（4）近世

関ヶ原の戦いで石田三成に勝利した徳川家康は江戸に幕府を開き、幕藩体制が確立した。高崎には高崎藩・吉井藩・上里見藩が置かれた。

高崎藩では箕輪城から城を移した井伊直政をはじめとして、酒井家、松平（戸田）家、松平（藤井）家、安藤家、間部家、松平（大河内）家といった譜代の大名が藩主となった。その中には、松平（大河内）^{てるさだ まなべあきふさ}輝貞、間部詮房、松平（大河内）^{てるたか}輝高のように老中や側用人、京都所司代や大阪城代などの幕府の要職を務めた藩主もいた。そのうち松平（大河内）家は、元禄8年（1695）に輝貞が封ぜられてから^{てるな}輝声が版籍を奉還するまでの10代、約170年間の藩主であった。



図1-27 高崎城乾櫓

吉井藩は上野国・上総国に領地をもち、宝暦年間からは吉井陣屋（陣屋の表門は市重文）に藩庁を置き、藩主は江戸に常住した。第9代藩主の^{のがおき}松平信発は、幕末名君の一人といわれている。

上里見藩は、寛延元年（1748）に松平（奥平）^{ただつね}忠恒の移封に伴って立藩した藩である。陣屋は上里見村の神山に置かれ、忠恒は若年寄となるなど幕政を支えた。明和4年（1767）に忠恒が甘楽郡小幡に移封され、上里見藩は廃藩となった。

江戸時代には、江戸を中心とした交通網が新たに整備され、それに伴って宿場町や舟か

ら人や荷物をあげおろしする河岸^{かし}などが発達した。中山道は五街道の一つとして慶長7年（1602）頃から整備が始まり、上野国には、新町・倉賀野・高崎・板鼻・安中・松井田・坂本の7宿があった。さらに倉賀野宿を起点に、中山道と分岐して日光に至る日光例幣使道、高崎宿を起点に中山道と分岐して越後に至る三国街道といった脇街道が整備された。

水上交通としては、利根川最上流の倉賀野河岸が整備された。その結果、高崎は江戸時代を通じて水陸の物流の結節点であった。

古来、榛名山の裾野一帯をはじめ、烏川の北東岸の高崎台地、そして井野川の北東岸の前橋台地の各地域では、水を引き入れることに苦労しており、田畑を開墾することが難しかった。そのため、長野堰用水など、古くから用水の開鑿^{かいさく}が行われてきた。江戸時代初期の幕府の代官伊奈備前守忠次は、天狗岩用水開鑿事業に参加した江原源左衛門^{えばらげんざえもん}らの協力を得て、台地上に立地して水を得ることに苦労する滝村や玉村への用水の延伸と新田開発に尽力した。近くを流れる井野川や利根川などは滝村からみて低い位置にあったため、より上流の先にできていた天狗岩用水から取水した。滝川用水の完成によって、滝村から玉村地区までの水田は潤った。

江戸時代中期以降、街道が整備されたことや比較的平和で安定した時代が続いたことなどから、「お伊勢参り」や「富士講」などの信仰と観光を兼ねた旅が流行する。榛名神社も、関東全域をはじめ信濃（長野県）、越後（新潟県）、甲斐（山梨県）などから「榛名講」の参拝客が訪れるようになった。「講」とは旅費の積み立てを行う仕組みで、年に一回、代表が神社へ参拝にいく「代参」が行われていた。

交通の要衝であった高崎では様々な文化交流が行われ、和歌や狂歌が隆盛した。また、武士の教育機関として各藩につくられた藩校や、人々の教育施設である寺子屋などによって、学問や教育も普及した。高崎藩には遊芸館や文武館が藩校として開校し、吉井藩にも学問所（のちの教学館）が設立された。寺子屋は、近世の日本の文化水準を根幹で支えたもので、「読み書きそろばん」を身につける場であり、漢籍や算術（和算）を教えるところもあった。和算を学んだ人たちの中には、和算修得の祈願や成就の感謝のために数学の問題と答えや解法を記して額や絵馬を神社仏閣に奉納する人もおり、高崎では「八幡八幡宮の算額」（県重要文化財）や「関流算額文化八年銘」（県重要文化財）などが現存している。

安定した時代が続く江戸時代ではあったが、1780年代には天候不順や浅間山の噴火、天明の大飢饉が起り、大きな社会不安に見舞われた。「高崎だるま[®]」はこの頃、農閑期の副業として張り子のだるまを作ったのが始まりといわれている。また、近世初頭から上野^{こうずけ}で行われていた養蚕の普及によって、元禄前後の頃から真綿・絹・糸などが商品として広く生産された。そうした養蚕の普及に対して、幕府代官はもちろんのこと、諸藩も強い関心を持ち、さまざまな対応を示した。吉井藩では、天明8年（1788）4月に領内に対し養蚕や植林の奨励に関する布達を出している。そのような領主の養蚕奨励策もあり、18世紀半ば以降、養蚕はほとんどの農民にとって欠かすことのできない現金収入源となった。こうした中、高崎を含め西上野では、家内制手工業として各農家が養蚕から一貫して絹を織るという生産方式が、幕末に至るまで行われていた。織物業が盛んになると、染物の技術も発達していった。

嘉永6年（1853）、アメリカの東インド艦隊司令長官ペリーの来航以降、日本は

幕末の動乱期を迎えることになる。文久元年（1861）の皇女和宮の御下向の際には中山道が使われ、京から江戸へ向かう行列が高崎を通行した。元治元年（1864）には天狗党（尊王攘夷の急進派）と高崎藩の部隊が戦った下仁田戦争が起こった。また、勘定奉行など幕府の要職を歴任し、横須賀製鉄所の設立をはじめとして日本の近代化に多くの面で貢献したことで「明治の父」と称される小栗上野介忠順おぐりこうずけのすけただまさの最期の地は倉渕地域であった。このように、幕末の歴史においても高崎は重要な舞台となっている。



図1-28 小栗上野介忠順終焉の地

（5）近代

明治時代に入ると、政府によって近代化に向けた政策が推し進められ、高崎でも官制改革、交通網の整備、近代産業の育成等が進められた。

近代化以降、高崎の経済を発展させてきた生絹・太織ふとおりの起源は、元禄3年（1690）に田町に絹市場が開設されたことに始まる。高崎の農家では自家で養蚕を行い、上繭は販売に回し、残った下等繭や玉繭から女性と子どもが座繰りざくり器械で糸を採り、それを原料にして製織した。農家の女性と子どもが製織し、副業として生産が維持されたところに高崎生絹の大きな特色があった。生絹・太織の生産は高崎市内の養蚕農家だけではなく、群馬・碓氷・多野・北甘楽の4郡や、埼玉県北部の上武地方など広範な地域で行われ、製品は商人の手で高崎に集荷され、「高崎絹」の名称で東京や京阪地方に販売された。生絹の取引市場は藤岡・吉井・新町・安中・金古にあり、これらの市場の中心であった高崎絹市場は、明治27年（1894）11月に田町に売買市場が建設され、固定市場となった。

横浜開港によって生糸輸出が盛んになったが、生糸を採る段階で多くの屑や屑糸が発生した。ヨーロッパには屑糸を加工し、絹糸として製品化する屑糸紡績の技術があり、この技術を日本でも活用すべきという考えのもと、屑糸紡績工場が高崎の新町に建設された。明治10年（1877）10月に操業を始め、開業式には大久保利通・大隈重信・伊藤博文ら政府高官が顔をそろえ、翌年9月には明治天皇が「北陸東海御巡幸」の際に行幸した。政府にとって、この工場がいかに重要であったことかを窺い知ることができる。



図1-29 旧新町紡績所工場本館

生糸や織物などの在来産業のほかに、城下町を中心として地域的需要に支えられて発展してきた産業に染色業がある。織物業が盛んになると染物の技術も発達し、「高崎に来れば、

染物の仕事はだいたい間に合う」といわれるほど高崎には染物に関わる職人や商人が揃っていた。

富国強兵政策を進めた明治政府にとって、交通の要衝である高崎は軍事上の重要地点でもあり、高崎城址を陸軍省の管轄下に置いた。明治6年（1873）に東京に鎮台が置かれると、その分営が高崎城址に置かれ、その分営は独立して歩兵第15連隊となった。また、岩鼻火薬製造所（岩鼻町・八幡原町）は日本陸軍唯一のダイナマイト製造の工場であった。明治39年（1906）に生産を開始してから大正6年（1917）に民間の日本火薬製造（株）が生産をはじめると、日本で唯一のダイナマイト製造所であり、大正10年（1921）までは製造額日本一を誇っていた。その他、大正13年（1924）から砲弾に使う黒色火薬、昭和9年（1934）から銃弾などに使う無煙火薬の製造を始めた。昭和20年（1945）には工場敷地325,000坪、従業員3,956人で3種類の火薬を造り続けた。戦後の昭和49年（1974）、火薬製造所敷地の中央部に都市公園「群馬の森」が開設され、同年に群馬県立美術館が、昭和54年（1979）には美術館に隣接して群馬県立歴史博物館が開館した。

明治16年（1883）12月に新町駅が開業した。明治17年（1884）5月には新町駅・高崎駅間の鉄道が開業し、上野駅・高崎駅間に現在の高崎線が全線開通した。高崎駅を起点に鉄道路線が伸び、明治10年（1877）10月に北高崎駅、明治27年（1894）5月に倉賀野駅、大正13年（1924）10月に群馬八幡駅が開業した。明治30年（1897）には高崎と下仁田間を繋ぐ上野鉄道（のちの上信電鉄）が開業し、さらには高崎線・上越線・両毛線・信越本線などの電化と複線化が進んだ。

近代化が進むと、高崎に上水道を求める声が年毎に高まった。明治33年（1900）4月1日、高崎は市制を施行し初代の市長には矢島八郎が就任した。矢島市長は本格的な上水道の建設にとりかかり、榛名地区の春日堰から烏川の水をとって剣崎の浄水場まで引き、落差を利用し給水することにした。明治43年（1910）工事が完成し通水した。全国でも早い上水道の完成となった。

昭和11年（1936）、岩野谷丘陵（観音山丘陵）に高さ41.8m、重さ5,985t、手に持った巻物の長さ4.5m、親指の太さが40cmの高崎白衣大観音像（石原町）（国登録有形文化財）が、実業家の井上保三郎^{やすさぶろう}によって観光都市高崎の建設・歩兵第15連隊の慰霊・社会の平安などを祈願して建立された。胎内巡りができ、最上階の9階からは上毛三山や浅間山、日光連山や筑波山などを遠望することができる。

保三郎の長男・房一郎^{ふさいちろう}は、ドイツの建築・工芸家ブルーノ・タウトを洗心亭（鼻高町）（県史跡）に招いた。タウトは昭和9年（1934）から2年3ヶ月もの間洗心亭で過ごし、並榎町の群馬県工業試験場において竹工芸など新しい時代にあった高崎の工芸を作る努力をし、一方で日本建築や日本文化の素晴らしさを世界に発表した。



図1-30 高崎白衣大観音像

村上鬼城^{きじょう}は、著名な俳人であった高浜虚子に「この地に俳人、村上鬼城の在ることを諸氏は誇るべしである」と称されるほどの俳人で、鬼城の文業と人となりを永く後世に伝え顕彰するために、「村上鬼城顕彰小中学生俳句大会」が現在も開催されている。



図1-31 洗心亭

(6) 現代

昭和20年(1945)11月、後の群馬交響楽団である高崎市民オーケストラが創設された。平成2年(1990)に始まった高崎音楽祭で使われた「音楽のあるまち高崎」のフレーズに代表されるように、音楽は戦後平和都市として歩む高崎の象徴となっていく。昭和36年(1961)には建築家のアントニン・レーモンドによって設計された群馬音楽センターが開館し、群馬交響楽団の本拠地として様々な催しが行われた。また、画家の山口薫が昭和33年(1958)の第2回グッゲンハイム賞国内賞などを受賞し、昭和61年(1986)にはアララギ派の歌人であり、万葉集の研究者としても活躍した土屋文明が文化勲章を受章した。昭和35年(1960)に高崎市に生まれた山田かまちは、幼少期から絵を描いたり詩や物語を書いたりすることに独創性を発揮し、17歳で夭折^{ようせつ}した後もその作品は多くの人に衝撃を与えた。その他、文化芸術の面において高崎にゆかりのある人物が国内外で活躍した。



図1-32 群馬音楽センター

高速交通が発達すると、高崎の交通拠点都市としての役割がより一層高まった。昭和32年(1957)12月に井野駅、平成16年(2004)10月に高崎問屋町駅が開業した。さらに、昭和57年(1982)に上越新幹線の大宮・新潟間が開通し、高崎に新幹線がやってきた。後に東京駅まで延伸し、高崎から50分余りで都心に行けるようになった。北陸新幹線は、平成9年(1997)に高崎・長野間が長野新幹線の愛称で部分開業し、平成27年(2015)には金沢、令和6年(2024)には敦賀まで延伸し、日本海側との交流がより盛んになった。

昭和55年(1980)7月に関越自動車道の前橋IC以南が開通し、高崎ICが開業した。その後、昭和60年(1985)には、新潟まで全線開通している。平成5年(1993)に上信越自動車道の藤岡IC・佐久IC間が開通、その間には吉井ICが開業した。さらに、新潟方面へ延伸したことで、藤岡JCTを介しての長野・新潟方面への利便性が高まった。また、高崎JCTを起点とする北関東自動車道の高崎JCT・伊勢崎IC間が平成13年(2001)に開通、さらに栃木・茨城方面へ延伸したことで高崎から北関東の太平洋側方面や東北へのアクセスがより一層容易になった。さらに、平成26年(2014)2月

に関越自動車道高崎 J C T と藤岡 J C T の間に高崎玉村スマート I C が開業した。高崎都心部と新幹線、高速道路が一体となった利便性により、周辺に高崎スマート I C 産業団地が造成され、多くの企業が進出を希望した。

平成29年(2017)には国際レベルの設備水準をもつ高崎アリーナが開館し、スポーツイベントやコンサートに利用されている。令和元年(2019)には、国内最高水準の音質と設備を備える高崎芸術劇場が開館し、新たな群馬交響楽団の拠点として機能を発揮するとともに、国際的なアーティストによる公演が観客を集めている。

平成18年(2006)1月までの市町村合併で人口は30万人を越え、高崎は中核市に位置付けられた。商業都市高崎は、工業団地の造成、高崎駅周辺の再開発を通して県内随一の拠点都市となり、交通網をさらに発達させて今日に至っている。



図1-33 高崎駅西口



図1-34 高崎市役所本庁舎

第2章 高崎市の歴史文化資産の概要

第1節 歴史文化資産把握のための調査

本計画の作成にあたり、指定等・未指定の文化財を問わず市内にある歴史文化資産を把握するため調査を実施した。

(1) 歴史文化資産の把握調査の手段

自治体史、国・県・高崎市等による文化財調査報告書など既存の関連書籍を調査した。なお、埋蔵文化財発掘調査報告書は含んでいない。一覧は『高崎市文化財保存活用地域計画（資料編）』に掲載した。

(2) 既存調査の概要

歴史文化資産の調査実施状況を地域と文化財の区分毎に整理し、表2-1にまとめた。文化財の区分別にみると実施状況に偏りがあり、美術工芸品や無形文化財、名勝地や文化的景観、伝統的建造物群といった美術や建築等に関係する分野を中心に調査が行き届いていない状況である。

また、既存調査の大半が合併以前に旧市町村で実施された自治体史などであり、調査内容は地域毎（旧市町村）にバラつきがあり、未調査ではない分野においても網羅的調査が行われているとはいえない。

①有形文化財

建造物は、寺社、群馬県近代和風建築、洋風建造物、民家などの調査が行われている。

群馬県が行った調査が多く本市全域にわたる調査が行われているといえるが、調査が行われてから数十年経過しているものもあり調査後、解体されている事例もあり現状の把握が充分とはいえない。

美術工芸品は、旧市町村で行われた自治体史の編纂事業で調査が行われた絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、歴史資料については資料があるが、充分調査が行われているとはいえない。古文書は、群馬県史編纂に伴う調査が行われているが、その後の資料の所在確認などができているとはいえない。

②無形文化財

本市の指定は念流（通称馬庭念流）のみとなっており、無形文化財を意識して行われた調査はないといえる。

③民俗文化財

県や旧自治体によって有形の民俗文化財の道祖神や庚申塔、無形の民俗文化財の獅子舞、神楽は調査が行われているものの、未調査の部分もあり充分な調査が行われているとはいえない。

表2-1 歴史文化資産の調査進捗状況

地域				高崎	倉渕	箕郷	群馬	新町	榛名	吉井
類型										
有形文化財	建造物	建造物	寺社	○	○	○	○	○	○	○
			近代	○	○	—	—	○	—	○
			民家	○	○	○	○	—	○	○
		石造物		△	△	△	△	△	△	△
	美術工芸品	絵画		△	—	—	△	△	—	—
		彫刻	石仏	○	—	○	—	○	—	—
			木仏	△	—	—	△	—	—	△
		工芸品		△	—	△	△	△	△	△
		書跡		△	—	△	△	△	△	—
		典籍		△	—	—	—	—	—	△
		古文書	近現代	○	—	○	○	—	○	○
			近世	○	△	△	△	○	△	○
			中世	○	○	○	○	—	○	△
		考古資料		○	○	○	○	○	○	○
		歴史資料		△	△	—	△	△	△	△
無形文化財				—	—	—	—	—	△	
民俗文化財	有形の民俗文化財			△	△	△	△	△	△	
	無形の民俗文化財			△	△	△	△	△	△	
記念物	遺跡	街道		○	○	○	○	○	○	○
		古墳		○	○	○	○	○	○	○
	名勝地		△	—	—	△	—	△	△	
	動物・植物・地質鉱物		○	○	○	○	○	○	○	
文化的景観				△	△	△	△	△	△	
伝統的建造物群				—	—	—	—	—	—	

○：調査が進んでいる分野、—：未調査、△：把握はされているものの、調査が不十分な分野

※註：この表は『高崎市文化財保存活用地域計画（資料編）』の「3. 既存文化財調査書籍一覧」に記載した自治体史等から作成した。

④記念物

遺跡は中世城館跡、古墳、街道について群馬県により調査が行われており、市全域にわたり調査が行われているといえる。

名勝地は旧市町村の自治体史などに記載があるものが把握されているのみである。

動物・植物・地質鉱物は巨樹についての記載が自治体史にみえるが、十分に調査が行われていない。

⑤文化的景観

高崎市都市整備部都市計画課景観室が平成23年（2011）に発行した『高崎市景観計画』には、市内各地に残る養蚕関連建造物の景観、農村景観や竹久夢二が愛した榛名湖畔をはじめとする水辺の景観といった本市の特徴的な景観が紹介されているが、調査は充分に行われていない。

⑥伝統的建造物群

伝統的建造物群を意識して調査が行われたものはないが、本市には城下町、宿場町、社家町などがあるため調査を行う必要があるといえる。

第2節 現況確認調査

近年の歴史文化資産の現況確認に関する調査等は以下のとおりである。

①指定文化財調査事業（平成27年度～）

地震や台風等の自然災害、火災や盗難、いたずらなどにより貴重な文化財の被害を防ぐため、本市では指定文化財の所在や保存・管理状況の確認調査を年10回ほど行っている。

②群馬県近世寺社総合調査（平成31～令和3年）

群馬県地域創生部文化財保護課文化財活用係が事業主体となり、県内に残る江戸時代の装飾がある寺社建築や寺社に残る美術工芸品・民俗芸能などの歴史文化遺産の本質的価値を調査・把握し、価値を郷土学習や情報発信に活かすことを目的に県内の近世寺社総合調査が実施された。群馬県より委託された一般社団法人群馬建築士会が調査を行い、高崎市文化財保護課は、調査対象選定のための基本情報の提供、寺社に関する各種資料（平面図等）の提供、県・群馬建築士会と調査対象寺社との取次ぎ、および本調査実施時の立会いを行った。調査は予備調査と本調査に分け実施され、予備調査で文化的価値が高いとされた神社のみ本調査が行われ令和3年度には調査報告書が刊行されている。調査の結果、高崎市内では予備調査が行われた寺院が18件、神社23件で、本調査が行われた寺院は10件、神社14件である。

③指定無形民俗文化財の実施状況確認調査（令和3年度）

令和3年度には、群馬県地域創生部文化財保護課文化財活用係が事業主体となりコロナ禍、指定になっている無形の民俗文化財がどのような状況におかれているのか今後の施策へ参考とするため調査が行われた。市内では県指定1件、市指定27件が対象となった。すでに後継者不足が問題となっている中、コロナウイルスの影響で育成や新規募集といった活動ができず今後の継承を不安視する声や小学校で獅子舞を披露したいという声も多く若い世代に興味関心を持ってもらい将来に繋げていきたいという意欲的な意見もあった。

その他、『高崎市文化財保護年報』に記載されている平成27年度以降の文化財の詳細調査や保存修理修復の記録を表2-2にまとめた。近年の主な事業では、平成29年（2017）から行われている榛名神社の保存修理があり、同年には国祖社の床下で発見された石積み遺構の調査も行われた。また、文化財調査では平成29年、平成30年に調査が行われた剣崎の獅子舞、石原町清水の獅子舞と山車まつり、山車・山車行事が平成31年に指定文化財になっている。

表2-2 近年の文化財の詳細調査・保存修理修復等履歴

年度	対象	内容
平成27年	県指定重要文化財 旧下田邸書院及び庭園	建物等の修繕
平成28年	県指定史跡 北新波砦跡	土塁の修繕
平成29年	山車まつり	詳細調査
平成29年	獅子舞（剣崎の獅子舞、石原町清水の獅子舞）	詳細調査
平成29年	榛名神社国祖社床下石積み遺構	詳細調査
平成29年～	国重要文化財（建造物）榛名神社本社・幣殿・拝殿 ほか3棟	保存修理
平成29年	国登録有形文化財 日本聖公会高崎聖オーガスチン教会聖堂	改修工事
平成29年	市指定重要有形民俗文化財 橋場町の屋台	補修工事
平成30年	市指定重要有形民俗文化財 仲町の山車	補修工事
平成30年	山車・山車行事関連	詳細調査
平成30年	獅子舞（剣崎の獅子舞、石原町清水の獅子舞）	詳細調査
令和元年	市指定重要文化財 吉井八幡宮本殿	修復工事
令和2年	市指定重要文化財 倉賀野神社本殿	保存修理
令和3年	県指定史跡 馬庭念流道場及び関係文書	保存修理
令和3年	県指定重要文化財 鉄燈籠	保存修理
令和4年	市重要文化財 八幡八幡宮	保存修理
令和4年	市指定天然記念物 仁叟寺のムク	保存修理
令和4年	市指定天然記念物 榛名神社の大銀杏	保存修理

第3節 指定等文化財

高崎市の国・県・市の指定等文化財は425件である。内訳は、国指定25件、県指定53件、市指定325件、国登録22件となっている。本市は平成18年（2006）1月に群馬郡倉渕村、箕郷町、群馬町、多野郡新町、10月に群馬郡榛名町と合併し、さらに平成21年（2009）には吉井町が加わり現在に至っている。地域別にみると高崎地域172件、倉渕地域37件、箕郷地域30件、群馬地域30件、新町地域18件、榛名地域66件、吉井地域72件である。旧自治体時代の指定文化財を引き継いでおり、合併前の行政の方針や人員体制などが指定数や文化財の構成に影響を与えていると思われる。合併により、各地域の特色が加わり文化財の件数も増加し400件を超えた。また合併によって市域は群馬県内でも2番目の広さであり、市内各地に所在する文化財を包括的に保存・活用することが求められるようになっている。

表2-3 高崎市の指定等文化財一覧表（R5.9.1現在）

類型			国指定	県指定	市指定	国登録	合計
有形文化財	建造物	建造物	2	3	25	22	52
		石造物	0	0	24	0	24
	美術工芸品	絵画	2	3	4	0	9
		彫刻	0	3	33	0	36
		工芸品	0	11	17	0	28
		書跡	0	3	6	0	9
		典籍	0	0	5	0	5
		古文書	0	4	15	0	19
		考古資料	5	4	15	0	24
		歴史資料	0	2	6	0	8
		無形文化財		0	0	1	0
民俗文化財	有形の民俗文化財	1	1	35	0	37	
	無形の民俗文化財	0	1	28	0	29	
記念物	遺跡		14	12	92	0	118
	名勝地		0	0	1	0	1
	動物・植物・地質鉱物		1	6	18	0	25
文化的景観			0	－	－	－	0
伝統的建造物群			0	0	－	－	0
合計			25	53	325	22	425

※註：国宝の群馬県観音山古墳出土品は文化庁所管のため一覧表には含まれない

※註：指定制度はあるが数がないものを「0」、制度そのものがないものは「－」とする

類型にわけると、遺跡が118件、建造物52件、有形の民俗文化財37件となっている。この遺跡の件数の多さは埋蔵文化財包蔵地の広さとも関係があるといえ、本市には包蔵地が約4,000か所、調査されている遺跡は約880件を数える(2024.2.28現在)。

下記に主な指定等文化財の概要を記す。掲載していないものについては、『高崎市文化財保存活用地域計画(資料編)』の「4. 指定等文化財一覧」を参照されたい。また、本市の指定文化財には群馬県立博物館に所在する資料も含んでいる(国・県指定の文化財で所有者が寺社のものは含まない)。

(1) 有形文化財

① 建造物

神社の本殿や寺院本堂などのほか寺社に関連する建造物が多数を占めている。それ以外の建造物では、近世の城や陣屋に関するものがある。主な文化財のみ紹介し、その他は『高崎市文化財保存活用地域計画(資料編)』に記す。

【国指定重要文化財 2件】

■ 榛名神社

本社・幣殿・拝殿・国祖社および額殿・神楽殿・双龍門・神幸殿・随神門：榛名神社は榛名山に位置し、「延喜式神明帳」に名がみられる古社である。山岳信仰の霊場として崇敬され、近世には榛名講などの庶民信仰も盛んになった。江戸時代に建てられた建築群は精緻な彫刻と彩色などの装飾性に富み、周囲の自然と融合した建築が特徴となっている。



図2-1
榛名神社本社(国指定重要文化財)

■ 旧新町紡績所

工場本館、機関室、修繕場、倉庫、二階家煉瓦庫：旧新町紡績所は、明治10年(1877)に操業を開始した我が国最初の絹糸紡績工場で当時の建造物が良好な状態で現存しており、明治時代の官営工場や殖産興業の実態とその後の繊維産業の発展過程を知る上で重要とされている。

【県指定重要文化財 3件】

■ 高崎城乾櫓：高崎城本丸の北西(戊亥)にあった櫓で、県内に現存する唯一の城郭建築とされる。

■ 旧下田邸書院及び庭園：白川陣屋の代官を務めた下田家の邸宅で江戸時代の築造とされる書院と庭園が現存している。

■ 榛名神社神宝殿(附 竣工碑-1基)：明治3年(1867)に再建された県内で現存する唯一の木造塔婆建物とされる。

【市指定重要文化財 25件】

- 成田山光徳寺所在元威徳寺の内陣：高崎藩主大河内家累代の位牌を安置した堂で威徳寺から移築。江戸時代中期に建てられたとされる。
- 生原北野神社の本殿：文久元年造営。大工は清水和泉正藤原充賢。彫刻は小林源太郎による。
- 妙見社本殿：日本三妙見の一つ。現本殿は江戸時代の再建。彫刻は熊谷宿長谷川源太郎による。
- 於菊稲荷神社水屋 附手水鉢石：江戸時代の建築で水屋は檜造り。手水鉢石に彫られた文字は大窪詩仏による。
- 郷見神社本殿（附合祀社殿4棟）：現本殿は、江戸時代後期に建てられたとされる。大工は清水和泉正藤原充賢、彫刻は小林源太郎による。
- 吉井藩陣屋の表門：移築復元。建築年は不明。
宝暦2年（1752）に陣屋が吉井町矢田から吉井町吉井に移った後に建てられたとされる。



図2-2
妙見社本殿（市指定重要文化財）

【国登録有形文化財 22件】

- 本市のシンボルとなっている高崎白衣大観音像や高崎地域の繁栄や江戸時代の町割りが窺える建造物、周囲の景観と調和しつつ砂防機能を備えた堰堤、榛名神社の社家町に残る江戸時代の景観を偲ぶ宿坊や宿坊門、群馬県に唯一現存する円形校舎、現在は高崎市歴史民俗資料館として活用されている旧群南村役場庁舎といった建造物が登録されている。主な文化財のみ紹介し、その他は『高崎市文化財保存活用地域計画（資料編）』に記す。
- 高崎白衣大観音像：昭和前期建設の高さ4.1mの鉄筋コンクリート造観音像である。
 - 小見家住宅：幕末期創業の茶舗水村園。高崎城下町時代の町割りが残る敷地に土蔵群が立ち並んでいる。
 - 三沢川砂防堰堤：昭和初期建設の表面谷積、重力式コンクリート造堰堤である。
 - 一宮家住宅：榛名神社の社家町にある江戸時代後期建造の宿坊とされる。

②美術工芸品

a. 絵画

本市の国指定重要文化財と県指定重要文化財の資料は群馬県立近代美術館や群馬県立歴史博物館の所蔵となっており本市との由来がないものも含んでいる。本市に由来があるもので指定になっているものは、寺院に伝わる屏風や江戸時代の生活の様子がわかる絵図がある。主な文化財のみ紹介し、その他は『高崎市文化財保存活用地域計画（資料編）』に記す。

【国指定重要文化財 2件】

- 絹本著色 羅漢像 金大受筆：金大受による南宋時代の羅漢画。表具裏書に摂州法華三昧寺多田院に伝来したと由来が記されている。
- 紙本墨画山水図「赤縄」印：真珠庵客殿上間の襖絵と筆致などが似ており、室町時代の曾我派水墨画の作例を伝える資料といえる。

【県指定重要文化財 3件】

- 絹本著色 秋月書屋図：本県出身で幕末に活躍した画家金井烏州の晩年（嘉永3年）（1850）の作品とされる。
- 紙本墨画淡彩 秋山清爽図：本県出身の幕末に活躍した画家金井烏州の晩年（嘉永6年）（1853）の作品とされる。
- 柳橋水車図屏風 六曲一隻：画面左下に朱文円形「等後」印があり、等伯の次男とされる長谷川宗宅の作品と考えられている。

【市指定重要文化財 4件】

- 大雲寺の武居梅坡作 水墨雲龍の図：幕末から明治に活躍した画家、武居梅坡が手掛けた大雲寺本堂の襖絵を屏風に改装した。
- 農耕図屏風：源信寿による六曲一双の屏風。江戸時代前期の農作業を描写したもの。

b. 彫刻

国指定はない。市指定の文化財では仏像の件数が一番多く、木造より石造の方が多く、吉井地区ではそれが顕著である。主な文化財のみ紹介し、その他は『高崎市文化財保存活用地域計画（資料編）』に記す。

【県指定重要文化財 3件】

- 木造十一面観音立像（本尊）：長谷寺の秘仏で11世紀末～12世紀初頭の造立とされる。
- 木造十一面観音立像（前立）：鎌倉時代末の造立とされ、長谷寺の秘仏の前立として安置されている。
- 木造阿弥陀如来立像：善念寺の本尊。鎌倉時代初期の造立とされ、像内から江戸時代の修復文書が発見された。

【市指定重要文化財 33件】

- 文永年中在銘の地藏菩薩像：仏像の背面に文永11年（1274）の銘と造立の由来が記されている。
- 石上寺の石造物群：15世紀の輪廻の塔、六地藏石幢、19世紀の道標、薬師像、地藏菩薩2体などがある。



図2-3
石上寺の石造物群（市指定重要文化財）

- 大円寺木彫阿弥陀如来坐像：鎌倉時代中期の作とされ、寺伝によると越後国からもたらされたと伝承されている。
- 恩行寺阿弥陀三尊仏：一つの光背を三尊仏が共有する一光三尊形式の仏像で鎌倉時代の作とされている。

c. 工芸品

国指定はない。刀剣の多くは群馬県立歴史博物館が所蔵し、本市に由来のないものも多い。そのため、ここでは本市と関係があるもののみ記載する。市指定重要文化財の所蔵先は神社や寺院で、それに由来する工芸品が多い。主な文化財を下記に記す。

【県指定重要文化財 11件】

- 高崎藩右京掾大小並びに武具：高崎藩主右京太夫大河内輝貞が考案したとされる右京掾いと中級以上の武士が所有した武具を知ることができる。
- 鉄燈籠：新田義貞が榛名神社に寄進したとされる県内最古の鉄燈籠である。



【市指定重要文化財 17件】

- 頼政神社社宝（稲妻の鎧、白銀造太刀、丁丑筆話）：高崎藩主松平（大河内）家の始祖源頼政を祀り、社宝も大河内家ゆかりのものである。
- 松山寺の梵鐘：天明3年（1783）の作。銘文に地元箕輪の職人と白川陣屋の代官を務めた下田家の名がみられる。
- 榛名神社の懸仏：八面の懸仏が指定となっている。なかには「箱根権現 弘安四年八月廿二日 大旦那源氏女」の銘があるものがある。

図2-4
鉄燈籠（県指定重要文化財）

d. 書跡

国指定はない。県指定の文化財は算額と高崎藩主がまとめた歌集で、市指定の文化財は算額が一番多くその他は著名な書家による書と額である。主な文化財のみ紹介し、その他は『高崎市文化財保存活用地域計画（資料編）』に記す。

【県指定重要文化財 3件】

- 八幡八幡宮の算額：小野栄重と門人の奉納、厳井重遠と門人の奉納、中曽根真吾と門人の奉納の3面の算額が現存している。
- 諸大家連歌帖 高崎藩主大河内家伝来：高崎藩主の大河内家が代々集めた連歌を最後の藩主大河内輝声が一冊にまとめた歌集である。
- 関流算額 文化八年銘：和算の大家関孝和の流れを汲む石田玄圭一門が榛名神社に奉納した。

【市指定重要文化財 6件】

- 天龍護国寺の寺号勅額：醍醐天皇が延長6年（928）に小野道風に書かせたといわれている。
- 清水寺の算額と絵馬：算額は文化12年（1815）に斎藤宜長が奉納。絵馬は2点とも高崎城主安藤重博奉納。絵は狩野常信による。
- 酔翁亭記・市河米庵書：市河米庵が青翠園の主人のために欧陽脩の「酔翁亭記」を記したものの。

e. 典籍

国指定および県指定はない。市指定の文化財には、上野三碑の考察論文集や郷土誌、神社に伝わる歌集や縁起、寺院に伝わる教えを記した巻物や写経などがある。

【市指定重要文化財 5件】

- 上野三碑考と諸大家書簡集：多胡碑・山上碑・金井沢碑の考察論文集と木部白満が自身の書簡をまとめた書簡集である。
- 土屋老平著作文書：郷土史家の土屋老平が記した更生高崎旧事記、片岡郡誌、倉賀野誌、近傍村誌、上毛旧城録、高崎近村誌が現存している。
- 定家神社社宝（縁起一卷ほか）：伝藤原定家筆「在原業平歌集」、定家神社縁起一卷、宮部義正独詠短冊一卷、源武邸奉納和歌一首が現存している。
- 「東長大事」一卷：真言宗の応安5年（1372）の写本とされる。代々座主のみに口伝される秘伝の教えが記されている。
- 普賢寺 写経・阿弥陀立像二体：妙法蓮華経巻六の中の「分別功德品第十七」のほか木彫阿弥陀如来立像、阿弥陀如来立像がある。



図2-5
定家神社社宝（縁起一卷ほか）
（市指定重要文化財）

f. 古文書

国指定なし。県立歴史博物館が所蔵する資料を含む。ここでは本市と関係があるもののみ記載する。市指定のものは江戸時代のものが多く、藩主や藩の代官にまつわるものなどがある。

【県指定重要文化財 4件】

- 榛名神社文書：榛名神社に伝来した10通の中世文書群で、平安末期1通、室町期1通、戦国期8通が現存している。
- 櫻井家旧蔵「高崎城絵図並びに文書」（附 箱2点）：江戸時代に作成された高崎城と城下の絵図で高崎城内の植樹状況なども記されている貴重な資料といえる。

【市指定重要文化財 15件】

- 高崎藩「無銘書」：高崎藩主10代（大河内家）の約170年間の藩政、藩主の生活などが記されている。
- 極楽院の古文書：極楽院は京都聖護院直系の主要な修験道場で道澄親王御書、信玄証文などの古文書が現存している。
- 里見村山論文書：元禄3年（1690）の上里見村、中里見村、下里見村の秣場をめぐる論争の裁許絵図と裏書が現存している。
- 島高堅自記：吉井藩内の藩政や事件（1781～1829）について記されている。

g. 考古資料

群馬県立歴史博物館が所蔵する資料を含む。ここでは本市と関係がある資料のうち主なものを記載する。国指定では、綿貫観音山古墳の出土品が国宝に指定されている。市指定となっているものは、祭祀に関連する遺物や地域の有力者の存在を想起させる銅印や建物遺構などである。

【国宝 1件】※文化庁所管のため「表2-3」及び『高崎市文化財保存活用地域計画（資料編）』の「4. 指定等文化財一覧」には含まない。

- 群馬県綿貫観音山古墳出土品：国指定史跡の観音山古墳から出土した刀剣類、銅水瓶、装身具類、鉄冑、馬具類など3,000点を超える資料が指定されている。

【国指定重要文化財 5件】

■上野国八幡観音塚古墳出土品

銅鏡－4面、金環－7対、銀釧－1箇、銅承台付蓋鉢－2口、銅鉢－2口、銀荘圭頭太刀－1口、銀荘横刀－2口、銀鶏冠頭柄頭－1箇、銀圭頭・柄頭残闕・銀鞘尻－1具、刀子残闕銀柄頭・鞘口・鞘尻・1具共－3口分、鉄鉾身・石突2箇共－1口、銅製約－7箇、銀透彫金具－2箇、銀珥金物・残欠1箇共－3箇、挂甲札残闕－1括、金銅透彫杏葉－4枚、鉄地金銅張杏葉－4枚、金銅鈴付



図2-6
上野国八幡観音塚古墳出土品
（国指定重要文化財）

辻金具・端金具等－17箇、鉄地金銅張雲珠残闕・辻金具・端金具等－1括、金銅鞍・銀座金付－4箇、金銅鞍－3箇、鉄鞍・残欠共－1括、鉄轡残闕－1、金銅環状金具－2枚、貼銀銅金具－2枚、銅飾鉾－26箇、蓋形銀製品－1箇、銀縁金具－1箇、其他鉄斧頭・鉄鏈鉋・鉄鏃・鉄釘等－1括、須恵器－7口：6世紀末から7世紀初頭頃の古墳から出土した副葬品で種類の豊富さや高度な工芸技術が高い評価を受けている。

■上野国保渡田薬師塚古墳出土品

銅鏡－1面、瑪瑙製勾玉－3顆、瑠璃製勾玉－2顆（内1顆頭部欠損）、碧玉管玉－9

個、瑠璃丸玉－360個、銅製馬鐸－3口、銅製轡鏡板－1対、銅製三葉形杏葉－7枚、銅製剣頭形杏葉－2枚、銅製剣頭形杏葉－1枚、銅製花卉形金具－2枚、銅製十字形辻金具－1個、銅製轡鏡板形辻金具－1個：5世紀末から6世紀初頭頃の古墳から出土した副葬品で国内では珍しい鑄造品の馬具が出土している。

【県指定重要文化財 4件】

- 剣崎天神山古墳出土石製模造品：古墳時代中期頃の古墳から出土した石製模造品などが指定されている。
- 保渡田Ⅶ遺跡出土遺物：井出二子山古墳の北西隣接地から出土。埴輪から当時の生活の様子や儀礼などが窺える。
- 剣崎長瀬西遺跡出土品：金製垂飾付耳飾りや鉄製馬具など朝鮮半島からの渡来人との関わりが窺える。

【市指定重要文化財 15件】

- 銅鑄製「物部私印」：9世紀前半の鑄造とされ、矢中中学校建設に伴う発掘調査で平安時代の水田の水路から出土した。
- 中林遺跡出土子持勾玉：三ツ寺Ⅰ遺跡の南東約200mに位置する中林遺跡（古墳時代中期末）の住居跡の柱穴から出土した。
- 小金銅地藏菩薩立像：榛名神社巖山遺跡から採集された小金銅仏で、平安時代の鑄造とされる。
- 上野国多胡郡正倉跡出土品：法倉の屋根に葺かれた瓦、土器、被熱粘土塊、曲物蓋板、小型弓などの出土品235点が指定されている。



図2-7
上野国多胡郡正倉跡出土品
（市指定重要文化財）

h. 歴史資料

国指定なし。県指定は2件あり、うち1件は県立歴史博物館が所蔵しており本市とは関連性が低い資料と考えられるためここでは割愛する。

【県指定重要文化財 2件】

- 中曽根家和算資料：江戸時代末期から明治時代の中頃に活躍した下里見町の関流和算家の中曽根慎吾宗那の関係資料が指定されている。

【市指定重要文化財 6件】

- 和田城並びに興禅寺境内古絵図：和田氏時代の高崎の絵図で、鎌倉街道が「かまくらみち」と描かれている。

- 川浦山御用木御伐出絵図：川浦山の林は幕府直轄林で、天保5年（1834）に行われた切り出しの様子が描かれている。林業遺産に認定されている。

（2）無形文化財

国指定、県指定はなく、市指定が1件ある。

【市指定無形文化財 1件】

- 念流（通称馬庭念流）：吉井町馬庭に伝わる武術で、念流は剣術や兵法の奥義を会得した相馬四郎義元が創始したものとされている。人を倒すことを目的としない護身の術を教えとする古武道の流派で江戸時代に隆盛を誇った。



図2-8
馬庭念流（市指定重要無形文化財）

（3）民俗文化財

有形の民俗文化財で国指定、県指定になっている小正月ツクリモノとけずりばなコレクションは群馬県立歴史博物館が所管している。市指定では、道祖神や道標、屋台、山車などがある。

無形の民俗文化財では、榛名神社の神代神楽が県指定になっている。市指定では、神楽や獅子舞、八木節やお祭りなどがある。

①有形の民俗文化財

【国指定重要有形民俗文化財 1件】

- 上州の小正月ツクリモノ：小正月に豊作を祈って県内で製作されるツクリモノは種類が多く制作技術面なども全国的に優れており、かつての農村における小正月の様子や信仰を知る貴重な資料となっている。

【県指定重要有形民俗文化財 1件】

- けずりばなコレクション：小正月に作られるツクリモノの一つ、ケズリバナを収集したケズリバナコレクションが指定されている。

【市指定重要有形民俗文化財 35件】

- 熊久保の道祖神：寛永2年（1625）の銘とその形から県内最古の道祖神とされる。

②無形の民俗文化財

【県指定重要無形民俗文化財 1件】

- 榛名神社神代神楽：榛名神社の神楽殿で奏上される神楽舞で古式神楽の存在を窺わせる。享保11年（1726）の再興とされる。嘉永3年（1850）に新調した旨が記された神楽衣装がある。

【市指定重要無形民俗文化財 28件】

- 高崎の山車行事：高崎まつりと同時に開催される街中を山車が練り歩く行事。起源は江戸時代にまで遡れる。

(4) 記念物

記念物の中では遺跡が一番多く国指定14件、県指定12件、市指定92件で最多件数となっている。特に古墳時代を中心に、国指定遺跡は多く、東日本では鎌倉市に次ぐ遺跡数になっている（令和4年現在）。

名勝地では、国、県の指定はなく市指定が1件となっている。

動物・植物・地質鉱物では、国指定が1件、県指定が6件、市指定が18件である。



図2-9
山上碑・多胡碑・金井沢碑（特別史跡）

①遺跡

【国指定特別史跡 3件】

- 山上碑及び古墳：山上碑は681年に放光寺の僧、長利が母のために建てた。山上古墳は碑の東側にあり7世紀前半の築造とされる。
 - 多胡碑：711年の多胡郡建郡を記念して建立された。16世紀の書物にはすでに記述がみられる。
 - 金井沢碑：726年に三家氏を名乗る豪族が先祖の供養と一族の繁栄を願って建てた。
- 上記の三つの石碑は「上野三碑」と呼ばれ、全国の古代の石碑のなかで最古の石碑群で平成29年（2017）にユネスコ「世界の記憶」に登録されている。

【国指定史跡 11件】

- 浅間山古墳：県内第2位の規模を誇る4世紀後半から5世紀初頭に築造された前方後円墳。築造時は東日本最大の古墳であった。
- 大鶴巻古墳：前記の浅間山古墳とほぼ同時代に築造された前方後円墳で関連が指摘されている。
- 観音塚古墳：6世紀末から7世紀初頭に築造された前方後円墳で石室の規模や副葬品が特徴的である。
- 観音山古墳：6世紀後半の築造とされ、豊富な埴輪と副葬品が国宝に指定されている。
- 保渡田古墳群：5世紀後半から6世紀初頭にかけて築造されたと考えられ、二子山古墳、八幡塚古墳、薬師塚古墳の3つの前方後円墳からなる。
- 日高遺跡：弥生時代の水田跡、墓域、集落が一体的に保存されたことから当時の人々の暮らしの様子を窺うことができる。
- 北谷遺跡：5世紀後半から6世紀初頭の豪族居館跡。三ツ寺I遺跡と規格が類似してい

る。

- 上野国分寺跡：奈良時代に聖武天皇の命によって造られた国分僧寺跡である。
- 上野国多胡郡正倉跡：上野国多胡郡の税として徴収した稲などを収納する倉庫群で、多胡碑（特別史跡）との関連が指摘されている。
- 箕輪城跡：戦国時代に長野氏によって築城され、最後の城主は徳川四天王の一人である井伊直政である。
- 旧新町紡績所：明治10年（1877）に操業を開始した我が国最初の絹糸紡績工場で当時の建造物が良好な状態で現存しており、明治時代の官営工場や殖産興業の実態とその後の繊維産業の発展過程を知る上で重要とされている。建造物は国指定重要文化財になっている。

【県指定史跡 12件】

- 北新波砦跡：1辺約75m四方の城館跡で箕輪城を築城した長野氏に関連すると考えられている。
- 倉渕村長井石器時代住居跡：縄文時代後期初頭の敷石住居跡。完形の壺型土器と磨製石斧、石棒、黒曜石片が出土している。
- しどめ塚（人見塚）：7世紀の築造、後半に改修したとされる円墳で、墓前での祭祀は8世紀代にまで及ぶとされている。
- 馬庭念流道場及び関係文書：現存する道場は、慶応3年（1867）に建てられ、門人帳などの関係文書が複数確認されている。

【市指定史跡 92件】

- 神保古墳群：6世紀後半～7世紀の古墳で、9基が現存している。
- 柴崎浅間山古墳：4世紀の築造とされ、西側隣接地には三角縁神獣鏡が出土した蟹沢古墳が所在していた。



図2-10
神保古墳群（市指定史跡）

②名勝地

国、県の指定はない。

【市指定名勝 1件】

- 榛名神社九折岩・鞍掛岩：榛名神社境内に林立する怪岩・奇岩は神社の雰囲気を一層神秘的なものにしている。

③動物・植物・地質鉱物

【国指定天然記念物 1件】

- 榛名神社の矢立スギ：樹齢は約500年と推測され、武田信玄が榛名神社に参拝した際にスギの木の下に武器を置いたという言い伝えがある。

【県指定天然記念物 6件】

- ハクモクレン：高崎城主安藤重信が現高崎公園に良善寺を建立したときに植えたものといわれる。
- 萩原の大笠マツ：前橋城主酒井雅楽頭が愛蔵していた鉢植えを移植したとされる。
- 笹埦山のヒカリゴケ及びウサギコウモリ生息洞窟：ヒカリゴケの自生と日本固有種のコウモリであるウサギコウモリが生息している。
- 里見の大ナシ：榛名地域のナシの栽培は明治時代に現前橋市から取り寄せた苗を試植して始まっており、その際の苗木の一本といわれている。
- 仁叟寺のカヤ：仁叟寺開山翁斎正禅師の手植えと伝えられる。
- 常行院のラカンマキ：鎌倉時代末期に植えられたといわれる。



図2-11
ハクモクレン（県指定天然記念物）

【市指定天然記念物 18件】

- 大明神山のブナ林：標高500m程度の低い山にブナが生育している。県内でも例がなく珍しい。

（5）文化的景観

本市には、文化的景観の選定を受けている事例はない。

（6）伝統的建造物群

伝統的建造物群保存地区の選定を受けている地区はない。

第4節 未指定文化財

未指定文化財の抽出は、主に合併前の旧市町村が発行した文化財を紹介する発行物を中心に行い、件数は1,078件を数える。現段階では反映できていない発行物もあると考えられ件数はさらに増えると思われる。また、発行物に掲載されているものに関する現況確認調査や学校などで保管されている資料の調査は行っておらず今後の課題としたい。

上位の類型では、建造物が277件、有形の民俗文化財が217件、遺跡が191件となっている(表2-4)。リストは『高崎市文化財保存活用地域計画(資料編)』に掲載し、ここでは代表的なものを紹介する。

(1) 有形文化財

① 建造物

江戸時代には、高崎藩や吉井藩といった藩が置かれていたため、藩主や屋敷、家臣にまつわる資料があり、吉井地域には旧吉井藩陣屋の足軽長屋が一部現存している。

烏川や利根川をはじめ大小さまざまな河川が多く砂防堰堤や用水などがある。特にぐんまの土木遺産に認定されている榛名山麓砂防堰堤群(渋川市、榛東村、吉岡町、高崎市)は河川・港湾の設計や工事指導をしたオランダ人技師のヨハネス・デ・レーケが設計し、デ・レーケの指導を受けた技術者らによって造られたとされる砂防堰堤群である。また、世界かんがい施設遺産に登録された長野堰用水がある。

寺社建築では、彫刻などが優れた建造物があり、群馬地域の井堤神社は19世紀前期の特色が顕著な彫刻がみられる。新町地域の専福寺では欄間の彫刻が榛名神社社殿の彫刻を施したことで知られる彫物師の関口文次郎であったことがわかっている。

② 美術工芸品

絵画は、新町出身の画家狩野美信による屑糸紡績所錦絵、歌川広重の新町宿の浮世絵、木曾街道六十九次の宿場を歌川広重と溪斎英泉が分担して描き、溪斎英泉による神流川渡場の浮世絵の存在が知られている。彫刻では、寺社が所有している木造、石造の仏像が中心となり、工芸品は梵鐘や水盤のほか足門八坂神社の懸仏が確認されている。

考古資料には、埋蔵文化財発掘調査等で出土した土製品や石製品などが把握されているが、毎年度市内各地で発掘調査がなされていることから今後の資料増加が期待される。

本市は、明治17年(1884)の上野駅・高崎駅間の全線開通にはじまり、明治28年(1895)には上信電鉄の前身である上野鉄道が設立されるなど、鉄道が比較的早い段階に整備されているためレールや車両など古い設備が現存している。

(2) 無形文化財

中村染工場では、群馬県で唯一「注染」という伝統的な製法で手ぬぐいを製造している。

榛名湖をモデルにした歌詞が有名で、昭和15年(1940)に発表され、戦時中に高峰三枝子が唄いヒットした歌謡曲「湖畔の宿」や、昭和30年(1955)2月に公開され、高崎の市民オーケストラが群馬交響楽団へと成長する草創期の実話を題材とした映画「こ

「ここに泉あり」は、多くの人に近現代の高崎を代表する大衆娯楽文化として認識されている。「湖畔の宿」は榛名湖畔の公園で聞くことができ、「ここに泉あり」は市内の映画館で定期的に上映されている。

（３）民俗文化財

①有形の民俗文化財

複数の主要街道が通り、加工に適した石材が手に入りやすかった本市には道祖神、庚申塔、供養塔、道標が多数確認されている。特に倉渕地域には道祖神が多く、昭和58年（1983）に発行された『倉渕の道祖神』によると倉渕地区の道祖神は77か所、114基という数が記され、熊久保にある道祖神（市指定）は群馬県最古であり県内の道祖神信仰を語るうえで欠かせない存在となっている。

②無形の民俗文化財

太々神楽や獅子舞などが確認されている。その他、おきりこみやうどん、焼きまんじゅうなどの粉食文化、豊岡地域を中心に盛んにおこなわれているだるまづくり、養蚕に代わって榛名山麓で生産されるようになった梅の栽培、榛名山の噴火による火山灰が堆積した肥沃な土地で白菜やにんじんが栽培される国府地域の農業など、各地域の産業と結びつく民俗風習や市内で使用されていた農具や民具といった道具の使用方法も含めた暮らしの記録が重要であるとの認識が高まっている。

（４）記念物

①遺跡

埋蔵文化財包蔵地は市内各所に4,000箇所あまり存在し、平塚古墳や小鶴巻古墳など未指定の前方後円墳、豪族居館の三ツ寺Ⅰ遺跡、根小屋城跡などの中世城館跡が含まれている。旧陸軍岩鼻火薬製造所跡は、日本で初めてダイナマイト製造が行われた施設で、今も当時の施設の様子を残す遺構が良好に現存している。また、箕郷地域に所在する黒岩風穴は明治36年の建設とされており、明治38年に建設された下仁田町の世界遺産「荒船風穴」よりも古い初期の蚕種貯蔵施設の石垣等が良好な状態で現存している。

②名勝地

庭園、景勝地、山岳・河川、眺望地などが確認されている。そのうち徳明園の「洞窟観音」は高崎市田町で呉服店を営む山田徳蔵氏が大正7年から個人でつくった参拝場である。

倉渕の田園風景や、榛名山と榛名湖が織りなす四季の風景は、観光資源としても利用されている。

③動物・植物・地質・鉱物

樹木と地質が確認されている。樹木に関しては高崎市緑化条例によって美観上優れた樹木や樹林を保存樹木として指定している。現在指定されている樹木は268本、樹林が6か所、生垣が79か所となっている。

（５）文化的景観

平成23年（2011）に景観室が発行した高崎市景観計画（改訂版）には、養蚕にまつわる様々な景観資源や自然環境と調和した伝統的な農村風景など、地域の人々に紡がれてきた高崎独自の景観が紹介されている。

雪の日の佐野を舞台に鎌倉武士が登場する能の一曲、「鉢木」に登場する佐野源左衛門常世を祀った常世神社が上佐野町にあり、平安時代の歌人藤原定家を祀った定家神社や、万葉集に詠まれた歌枕「佐野の渡し」のあった烏川などとともに、文学的な景観を形成している。

（６）伝統的建造物群

榛名神社の社家町は古くより御師集落として発展し、現在も御師の家が十数軒みられる。参道の石燈籠とあわせてかつての御師集落の景観を今に伝えている。

倉賀野の閻魔堂は倉賀野町の中山道と例幣使道の分岐点に所在し、近世には念仏堂・阿弥陀堂と呼ばれ下の木戸の外側に位置していた。元禄16年（1703）の「高崎宿倉賀野宿往還通絵図面」に「念仏堂」が描かれている。閻魔堂に隣接して例幣使道の常夜灯及び道しるべ（市指定史跡）が所在するほか周辺に倉賀野宿の脇本陣を務めた邸宅など江戸時代の街道や宿場の姿を偲ぶことができる。

表2-4 高崎市の未指定文化財 . 表 (R5.9.1現在)

地域 類型			高崎	倉渕	箕郷	群馬	新町	榛名	吉井	全域	合計
有形文化財	建造物	建造物	94	15	57	16	25	25	44	1	277
		石造物	15	2	14	13	18	12	16	0	90
	美術工芸品	絵画	1	0	0	0	3	0	0	0	4
		彫刻	2	1	1	8	11	1	3	0	27
		工芸品	2	0	1	4	3	0	0	1	11
		書跡	1	0	0	1	3	0	0	0	5
		典籍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		古文書	3	1	1	2	2	2	2	0	13
		考古資料	－	－	6	5	2	1	3	0	17
		歴史資料	3	0	0	3	5	1	0	0	12
無形文化財		1	0	0	0	0	0	0	0	1	
民俗文化財	有形の民俗文化財	15	104	8	14	49	17	9	1	217	
	無形の民俗文化財	84	8	16	27	2	23	13	3	176	
記念物	遺跡	52	8	6	24	14	19	67	1	191	
	名勝地	3	1	0	1	0	3	2	0	10	
	動物・植物・地質鉱物	7	3	1	4	1	1	4	0	21	
文化的景観			1	0	0	0	0	0	0	2	3
伝統的建造物群			1	0	1	0	0	1	0	0	3
合計			285	143	112	122	138	106	163	9	1078

※註：本表は合併前の旧市町村が発行した文化財を紹介する発行物等を基に作成

※註：「－」は把握はされているものの、今回の調査では計上されていない

※註：上記発行物の他、県や類型ごとの調査が行われている

調査内容については『高崎市文化財保存活用地域計画（資料編）』を参照されたい

考古資料については、発掘調査報告書に掲載されている資料は含んでいない
古文書は『群馬県近世史料所在目録』を中心に抽出を行い、本表は冊数を示している

第5節 関連する制度

（１）高崎市の関連する制度

①高崎市景観重要建造物

景観法と高崎市景観条例に基づき、地域の自然、歴史、文化などからみて、建築物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものを所有者と市民、そして行政が協力して保全し活用を図る取り組みで、現在6件が指定されている（表2-5）。

②歴史的景観建造物登録制度

貴重な景観資源である歴史的な建造物を、将来の高崎市民に引き継ぐため、養蚕農家住宅や町家など、地域の歴史的な特徴を表す景観上重要な役割を果たす建造物を登録・認定し、保全・活用を支援する取り組み。

（２）高崎市以外の関連する制度

①ユネスコ「世界の記憶」

世界的に重要な記録物への認識を高め、保存やアクセスを促進することを目的とし、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が平成4年（1992）に開始した事業の総称で、平成7年（1995）から人類史において特に重要な記録物を国際的に登録する制度が実施されている。

本市では上野三碑が東アジアにおける人と文化の交流、それによる新たな地域社会形成の実像を明らかにした原資料で重要であることから登録されている。

②ぐんま絹遺産

群馬県は古くから絹産業の盛んな地であり、絹に関するたくさんの文化財などが残っている。群馬県では、県内に残る養蚕、製糸、織物、流通に関わる建造物や施設、民俗芸能等を「ぐんま絹遺産」として登録し、保存活用を図っている。

本市では旧新町紡績所、八幡八幡宮唐銅燈籠、柏木沢の蚕影碑、大林馬道の大クワ、高崎地域の養蚕・製糸・機織資料（歴史民俗資料館収蔵資料）が登録されている。

表2-5 景観重要建造物一覧

指定番号	名称	所在地	概要
第1号	旧井上房一郎邸	八島町	昭和27年（1952）にレーモンドの麻布笄町の自邸とほぼ同じものを、井上房一郎が同氏の同意を得て高崎の地に建てたもの。レーモンドの作風を伝える趣のある建物と、井上房一郎の作庭によるうっそうとした樹林が一つとなって独特な情景を伝えている。
第2号	群馬音楽センター	高松町	昭和36年（1961）に市民の浄財を基にしてレーモンドの設計で建設された音楽ホール。群馬交響楽団の活躍などが建設の契機となった。文化遺産として、近代建築20選や公共建築100選に選ばれるなど、国内はもとより世界的にも注目される建造物である。
第3号	（財）山田文庫	常盤町	明治期以前に建造された主屋、土蔵2棟、明治16年（1883）移築の茶室、九蔵町の茂木銀行から移築したと伝えられるレンガ塀がある。明治・大正・昭和と産業界で中心的な役割を担った山田昌吉、昭和49年（1974）に山田文庫を創設した山田勝次郎はここを自邸として活躍した。
第4号	吉田家（旧釜浅肥料店）	高砂町	大正末期から昭和初期に造られた木造の旧店舗や主屋、レンガ蔵、門などが商都高崎の歴史をいまに伝えている。主屋の設計は丸の内ビルなどの設計を行った保岡勝也によるもので近代和風住宅の志向をよく表した質の高い造りとなっている。
第5号	浦野家	上豊岡町	大正2年（1913）に建造された、入母屋造りの屋根、漆喰仕上げの外壁、鰻絵を持つ養蚕農家住宅。主屋、馬屋、土蔵、物置そして南側の池と庭など、豊岡地区の代表的な農村景観が良好な状態で残っている。

指定番号	名称	所在地	概要
第6号	山田家（旧山源漆器店）	本町	明治15年（1882）頃に建造された、瓦葺き屋根土蔵造りの店蔵と主屋で、関東地方の店蔵造りの特徴が残っている。外壁は漆喰で仕上げられ、更に黒く塗られており、防火だけでなく、装飾的な要素も兼ね備えた工夫がみられる。

第3章 高崎市の歴史文化の特性

高崎市は、日本列島の中央付近にある群馬県の南西部に位置する。北西方向は山や丘陵が連なり、谷には川が流れ、その流れとともに地形は徐々に緩やかになり、南東方向には関東平野が広がる。古代から近世・近代を通じて交通の要衝で、陸の道、川の道を介して「人」「もの」「情報」「文化」がつながる結節点、東国屈指の交流拠点として発展してきた。時には火山による被害はあったものの、暑い夏には雷とともに恵みの雨が降り、冬でも降雪は稀で、稲と麦の二毛作を行うことができ、養蚕業の盛んな地として栄えてきた。

このように山と川に育まれ、交通によって発展してきた高崎市の歴史文化の特性を、地理的・自然的・社会的・歴史的な特性と歴史文化資産の様相を踏まえて分類すると、以下の六つの代表的な特性があげられる。

高崎市の歴史文化の特性	
(1)	交通と伝承の歴史文化 ～交通の要衝を舞台に展開する物語～
(2)	大地の歴史文化 ～大地と石に遺された東国文化先進地の証～
(3)	まちの歴史文化 ～変容する商都 軍都から音楽のあるまち高崎へ～
(4)	蚕糸にまつわる歴史文化 ～絹と蚕とともに栄える暮らしと産業～
(5)	山と信仰の歴史文化 ～榛名山への畏敬の念～
(6)	水と生業の歴史文化 ～山から都市へ川がつなぐ高崎の生業～

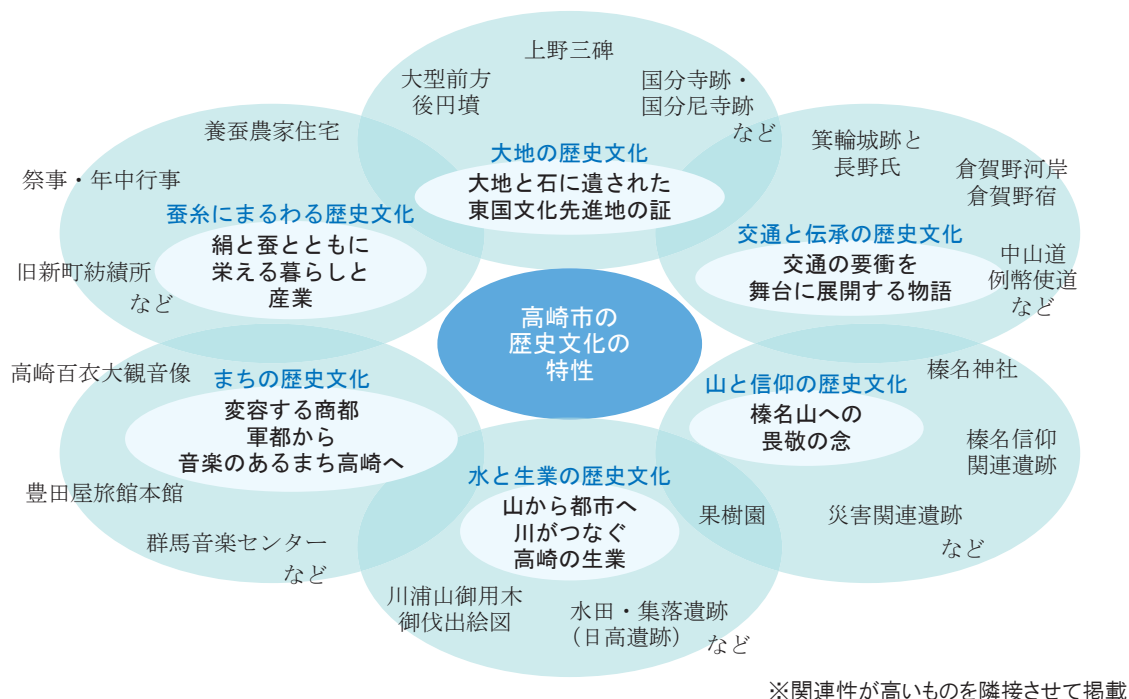


図3-5 高崎市の歴史文化の特性の概念図

（１）交通と伝承の歴史文化 ～交通の要衝を舞台に展開する物語～

古墳時代の初め、当地の人々の移住や技術を導入した水田や集落の開発は、太平洋側から荒川や利根川を遡る「川の道」によるものである。また、古墳時代、当地には後の東山道駅路の前身ともいべきルートが通っており、それにより渡来系文物や先進技術等がもたらされたと考えられている。そうしたルートや河川に沿って残された多くの古墳はそのことを物語っている。

律令国家が成立すると、奈良の都と各国の国衙を結ぶ駅路が整備され、東山道駅路が通る当地には国分寺が置かれ、各郡には郡家^{ぐんけ}が置かれた。平安時代末期から鎌倉時代にかけて、東山道駅路の道筋をほぼ踏襲した「あずま道」が通じ、新たに「鎌倉街道」も整備された。その結節点である当地には、各地方から人や物、文化が集まり発展した。平安時代末には街道が交差する寺尾・山名・豊岡・里見を含んだ地域に八幡荘（荘園）が成立し、展開した。そして平安時代末の内乱期には寺尾城や多胡荘が武士の歴史の舞台となった。また、鎌倉幕府執権北条時頼に関わる伝説「鉢木^{みのお}」には「佐野の舟橋」も登場する。

戦国時代、長野氏によって築城された箕輪城は、戦乱を経て井伊直政が城主になった。その井伊直政が中山道と三国街道の要衝にあたる和田に城を移し、地名を高崎と改めたことは、現在の「高崎」の地名の由来として有名である。

江戸時代、江戸と上方を結ぶ中山道と宿場が整備され、当地には新町宿、倉賀野宿、高崎宿が設置された。参勤交代が制度化され、大名行列が通過し、多くの武士や庶民、文化人が中山道を往来し、人・もの・文化の相互交流はさらに加速した。庶民の間にも聖地巡礼や湯治の旅が流行し、街道の辻には榛名神社、白岩観音や草津温泉などの行き先を示す「道しるべ」が多く建てられた。

幕末期には、攘夷を掲げた天狗党が吉井宿を通過し、それを追いかけた高崎藩、吉井藩と下仁田戦争を起こした。また、倉淵に隠居していた小栗上野介のもとへ高崎藩・吉井藩などが向かい、小栗を捕縛後処刑した。さらに、明治17年（1884）には中山道に沿って上野・高崎間の鉄道が開通し、その後も複数の鉄道が高崎に乗り入れた。昭和時代には新幹線や高速道路などの高速交通網が発達し、高崎に文化的経済的發展を導いた。

古代から幕末、近現代に至るまで語り継がれる様々な物語は、当地の交通の要衝を舞台に展開している。

（２）大地の歴史文化 ～大地と石に遺された東国文化先進地の証～

古墳時代、榛名山の大噴火で広域に降下した火山灰や軽石、それにより発生した泥流等は、水田や畠、集落、古墳などを埋め尽くした。これらの遺跡から当時の社会を知ることができる。

古墳時代、東海地方からの人々の移住や技術の導入、畿内との交流により平野部の水田や集落の開発が行われた。高崎地域を治めていた首長は、ヤマト王権との確固たるネットワークを形成するとともに、交流によって獲得した渡来系文物や馬生産に代表される先進技術等を積極的に導入した。農業生産や先進技術を基盤にして、当地の首長は上毛野地域の中でも優位な立場にあり、東国屈指の大型前方後円墳を築造した。

大陸文化の積極的な導入の影響は、飛鳥から奈良時代初期にかけて相次いで建立された

石碑からも窺える。石碑を建てる文化は古来日本にはなかったもので、全国的にも現存する古代の石碑・石塔は18基のみで、そのうちの3基が集中する本市南部は特異な地域である。

律令国家の成立後、上野国にも国府が置かれ、各郡には郡家が設置された。聖武天皇が全国に国分寺建立を命じると、上野国府の近くに上野国分僧寺と上野国分尼寺が建立された。

当地の人々は畿内や大陸の情報に一早く触れ、先進技術や文字文化、仏教文化を導入するなど、先進性を有していた記憶が、大地や石に遺されている。

（3）まちの歴史文化 ～変容する商都 軍都から音楽のあるまち高崎へ～

江戸時代、高崎宿には六^{ろくさいいち}斎市など市が立ち、「お江戸見たけりや高崎田町 紺の暖簾がひらひらと」と詠われるほどの賑わいを見せ、地域経済の拠点として繁栄した。

明治時代になると、中山道に沿って、内陸と太平洋側との物資や人を運ぶ大動脈となる現在の「高崎線」が敷かれた。その後、信越本線、両毛線、上野^{こうずけ}鉄道（現：上信電鉄）などの鉄道が次々に開業し、高崎の交通網はさらに発展した。市内には、絹市場と蚕種市場が開設され、全国から蚕種の仲買業者が出入りし、「日本一」と言われるほど活発な取引が行われ、両市場は商都高崎を象徴する場であった。他方、旧高崎城内には陸軍歩兵第15連隊第1大隊が、市の南東部の岩鼻代官所跡付近には陸軍岩鼻火薬製造所がそれぞれ設置された。また、それらの周辺は将校の接待や兵士に会う家族や軍の関係者などが利用する飲食店や宿泊施設などがあり、賑わいをみせた。

大正期、高崎板紙・上毛製粉・高崎水力電気などの企業が設立され近代産業が盛んになり、金融界では地元資本を集めて上州銀行がつくられた。しかし、昭和初期、産業界や経済界は混乱し、景気は急激に悪化し、高崎は軍都としての性格を次第に強めた。

戦後、多くの人が敗戦のショックから立ち直れないでいる中、高崎市民オーケストラが結成され、その後、建設費の一部が市民の募金活動により賄われた音楽ホール「群馬音楽センター」が建設された。

その後も、交通優位性を活かして企業誘致を進め、その経済力を背景に近現代の文化芸術を発展させた。「音楽のあるまち高崎」というフレーズは平成2年（1990）にはじめて使用されて以来30年以上、現在に至るまで音楽祭とともに使用されている。

高崎のまちは、江戸時代から商都として賑わい、一時は軍都としての変遷を経て、「音楽のあるまち高崎」として当地の文化芸術を市内外へ発信している。

（4）蚕糸にまつわる歴史文化 ～絹と蚕とともに栄える暮らしと産業～

幕末の横浜開港とともに、生糸の主力輸出品となり養蚕業は繁栄を極めた。明治初期には、新町に我が国最初の官営絹糸紡績工場も開業した。

江戸時代の高崎城下には、緩やかに傾斜した地形の高低差を利用して水路が張り巡らされていた。この水と絹市の絹を使い、染色業も盛んであった。職人や商人も揃い、「高崎にあれば、染物の仕事はだいたい間に合う」と言われるほどの「染物の街」であった。

江戸時代から近代にかけて農家の生計の中心は、繭や生糸であった。養蚕に関する様々

な道具が作られ、豊蚕を願う小正月の繭玉づくりやだるまが生産され、蚕影山・絹笠明神などの蚕にまつわる信仰もあった。農家にとって蚕は特別な存在であり、蚕とともにある暮らしが日常であった。養蚕が盛んだった当地では、一面に広がる桑原とその中に点在する養蚕農家の大きな屋根が景観の特徴だった。

養蚕の農閑期である冬、平地部の農家では、雪の積もらない気候を生かし、小麦の生産も盛んであった。養蚕で多忙な農家にはうどんの製麺機が重宝され、焼きまんじゅう、おきりこみ、おやきなど独特な粉食文化も発達した。

当地では、古くから絹と蚕が常に身近にあり、それらが暮らしに密接に関わり合い、それらに関連する独自の風習や民俗などがあった。また、それらは当地の近代化、産業化を進めた。

（５）山と信仰の歴史文化 ～榛名山への畏敬の念～

高崎のシンボルとして山容を誇るのは、市北部に位置する榛名山である。榛名山は、かもんがだけ掃部ヶ岳、相馬山、ニッ岳など複数の山から構成される山体の総称である。榛名山は繰り返し起きた火山活動により形成された起伏に富む山頂部と、火山麓扇状地と呼ばれる広い裾野が特性である。山頂には火山活動によって形成されたカルデラ湖の榛名湖と溶岩円頂丘の榛名富士がある。この地形とその火山活動が遺跡群の形成に果たした役割は大きい。

古来、高崎は榛名山から数多の災厄と恩恵を受けてきた。そこから流れる川は農地を潤し、度重なる大噴火は榛名山への信仰を高めたと考えられ、榛名山への信仰を示す遺跡も多く残る。古墳時代の遺跡からは人々の榛名山に対する畏れを推測させる土器祭祀遺構が出土している。平安時代には榛名山に対する信仰と仏教が結びついたと見られる遺跡もみられる。中世には武士の厚い信仰を集め、近世に入ると関東各地に「榛名講（村単位の集まりで代表者が参詣）」が広まり榛名神社を中心に多くの人々が訪れ、門前町が形成された。

榛名湖は、万葉集にも詠まれ上野国を代表する景物として広く知られた。近現代には榛名山は、伊香保とともに県内有数の観光地となっている。また、火山灰が堆積した東南麓には、かつて養蚕のための桑原が広がっていた。現在は斜面地を活かしたウメ畑、ナシ畑などの果樹園が広がり、独特の景観を形成している。

高崎には榛名山から受けてきた「陰」と「陽」があり、榛名山は現在も多くの人々が大切に想う山である。古墳時代に噴火を経験した人が見ていた榛名山を望む景色、この地に住む人々が見続けてきた景色が今もここにある。

（６）水と生業の歴史文化 ～山から都市へ川がつなぐ高崎の生業～

榛名山は豊かな扇状地を形成し、扇状地末端部には伏流水を湧出させた。また、そこから流れ出る榛名白川や井野川、さらに市の西方向から流れる烏川や碓氷川、それら各河川に集まる水資源は豊かな動植物を育み、弥生時代以降当地の耕地開発が推し進められていった。

弥生時代、日高遺跡にみられるような小谷地を利用した水田が営まれ、その付近には集落も形成された。古墳時代には「川の道」によって人々の移住や技術の導入が進み、井野川中・下流など広大な低地でも水田や集落の開発が進み、大規模な用排水路が整備され、

川沿いには多くの古墳が造られた。そして、古代になると条里制に基づいた地割の水田が整備された。

江戸時代には利根川水系の舟運の拠点として、倉賀野河岸は地域経済の発展や文化の交流に大きな役割を果たした。倉渕地域の森で育った木材は江戸城修復の材料として烏川を下り江戸まで運ばれた。

明治以降、川の水は農業や工業の動力となり、地域の産業の発展のために利用された。また、長野堰用水や滝川用水に代表されるような大河川から取水する用水路の整備が試みられるなど、豊富な水資源を巧みに利用することで、豊かな農業基盤が形成されてきた。

川は山と都市をつなぎ、川を流れる水はヤマの草木を育て、ムラの田畑を潤し、マチの動力として利用され、人々の生活を支えつづけてきた。

第4章 歴史文化資産の保存・活用に関する基本方針

第1節 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

地域計画は、合併市町村に所在する未指定を含めた歴史文化資産を総合的に把握した上で、「高崎らしさ」となる本市の歴史文化の魅力を価値づけするとともに、後世に永く継承していくための施策・事業を展開していくために作成する。

本市は、古代から現代まで東国の文化の中心地の一つとして「人」「もの」「情報」「文化」が繋がる交流拠点、集積地として発展してきた。そのため、地域の人々の長い営みの中で生み出され、醸成されて今日まで守り伝えられてきた有形・無形の歴史文化資産が数多く存在している。高崎の歴史文化は、これらの歴史文化資産が相互に関係し、自然や社会など周辺環境と密接に関わりあうことで形成されており、国・県・市の指定等文化財の数の多さも相まって、本市は「東国屈指の歴史文化資産を誇るまち」といえる。これらの歴史文化資産を市民が共有の資産として認知し、将来に継承できるように大切に守り、生かしながらまちづくりをしていくことは、高崎市第6次総合計画が掲げる「高崎市が誇る多くの文化財を十分に生かしながら、市民の郷土への誇りを育み、歴史資産を生かした魅力ある地域づくりを行いつつ、あわせて、教育・観光資産としても活用し、本市の文化財が持つ魅力をさらに広く発信していく。」ことの実現と、高崎市教育大綱の掲げる「歴史や文化の薫り高い文化環境づくりの推進」に繋がるものである。

これらを踏まえ、本市の地域計画の基本理念（事業・計画の根本に据える目標）を次のとおり定める。

—基本理念—

「東国屈指の歴史文化資産を誇るまち、高崎」

その歴史文化資産の価値・魅力を知り、広め、未来へ繋げる

基本理念に込められた思い

「知る」

歴史文化資産の掘り起こしを進め、その価値について知る。

「広める」

高崎の歴史文化資産の魅力を多方面へ発信し、広める。

「繋げる」

先人たちから引き継いだ歴史文化資産を、次の世代に繋げるための仕組みを構築する。

2) 基本方針

基本理念の実現のために、調査研究（知る）・保存管理（繋げる）・整備活用（広める）・推進体制（繋げる）の四つの視点を持ち、以下のとおり基本方針を定める。

- I 調査研究の基本方針「歴史文化資産の総合的な把握と研究」
- II 保存管理の基本方針「歴史文化資産の適切な保護」
- III 整備活用の基本方針「幅広い層が歴史文化資産の価値や魅力に触れられる事業の推進」
- IV 推進体制の基本方針「歴史文化資産を継承していくための仕組みづくり」

これらの基本方針をもとに事業を推進することによって、本市の文化財保護行政の基盤をより一層強化していく。さらに、個別の歴史文化資産ではなく、複数の歴史文化資産を総合的・一体的に保存・活用するために、関連文化財群を設定し、ストーリーに基づく事業を推進する。詳細については、第5章第2節「関連文化財群」で記述する。

第2節 歴史文化資産の保存・活用に関する現状と課題

基本方針をもとに事業を推進していくために、本市の文化財保護行政のこれまでの取組と現状を整理し、そこから見える課題を捉えていく。

(1) 調査研究に関する現状と課題

○調査研究に関するこれまでの主な取り組みと現状

本市の文化財の調査研究としては、市史編さん等に伴う総合的な把握がある。市史、地域史等の編さんで、戦前の代表的なものでは『明治の郷土誌』が挙げられる。その後、昭和2年(1927)には『高崎市史』(上下2巻)が刊行され、戦後は、昭和43年(1968)から昭和45年(1970)に『高崎市史』(全3巻)が刊行された。平成12年(2000)に市制施行100周年を迎えるにあたり、昭和62年(1987)より新たな編さん事業が始まり、平成6年(1994)から平成16年(2004)にかけて、各分野を網羅した『新編高崎市史』が刊行された。合併前の旧町村では、昭和50年(1975)に『箕郷町誌』、昭和49年(1974)に『吉井町誌』、平成元年(1989)に『新町町誌』が刊行された。また、平成7年(1995)から平成14年(2002)に『群馬町誌』、平成17年(2005)から平成24年(2012)に『榛名町誌』、平成19年(2007)から平成21年(2009)に『新編倉渕村誌』が刊行されている。

総合的な把握の他に、埋蔵文化財、記念物、有形文化財、民俗文化財、無形文化財等の類型別の悉皆調査または個別調査を、主に県または本市が主体となり実施してきた。建造物の調査は、民家、洋風建造物、近世寺社、近代化遺産、近代和風建築などについて、全県域での調査が行われている。文化財に関わる調査成果は、各々の調査成果報告書としてとりまとめている。また、地域計画作成に伴い、市内の町内会の区長を対象に指定等・未指定を問わず地域にある歴史文化資産についてアンケートを行った。地域で大切にされている建造物や長く続いている行事など、地域ごとの特性や伝統を把握することができた。

また、平成28年度(2016)より『高崎市文化財保護年報』を刊行している。県内外の文化財保護行政に係る機関や専門家に送付することで、本市の発掘調査の成果や整備事業の進捗状況等を知らせている。

関係各課の事業としては、伝統民俗芸能祭りや神楽の集い・お囃子大会・獅子舞大会、無形文化財について文化課が、市内に伝わる山車又は屋台については観光課が把握し、活動支援等を行っている。また、歴史的な建造物や景観要素については景観室が把握調査を行っている。さらに、広報課では方言の収集、写真集の作成など、民俗文化に関する蓄積があり、市立の美術系博物館では高崎に係る画家等についての調査研究を行っている。

○調査研究に関する課題

- ①近代の建造物や美術工芸品などの分野には、調査が進んでいないものがある。
- ②市町村合併によって行政範囲が拡大したことにより、歴史文化資産の把握が不十分になっている。
- ③指定等文化財であっても、研究等の成果によって新たな歴史的価値が加わる可能性

があるため、その研究を進めていかなければならない。

- ④指定等に向けた動きを進めても申し分ない歴史文化資産が未指定のままであるため、その研究を進めて行く必要がある。
- ⑤『新編高崎市史』等の編さん以降も、様々な調査や研究の成果が挙がっているが、それを市民と十分に共有できていない。
- ⑥行政機関のみでは対応できない面を補う、多様な担い手が参加・連携して調査研究に取り組める体制の構築を推進する必要がある。

（２）保存管理に関する現状と課題

○保存管理に関するこれまでの主な取組と現状

国及び県、市による文化財の指定等については、令和５年（２０２３）９月時点で、４２５件となっている。近年では、「史跡上野国多胡郡正倉跡」が令和２年（２０２０）３月に国指定史跡に、同年９月には「群馬県綿貫観音山古墳出土品」が国宝に指定された。また、「上野国多胡郡正倉跡出土品」と「若田坂上遺跡礫床墓出土品」が令和２年（２０２０）１１月に市指定重要文化財に、令和４年（２０２２）１月には「柴崎浅間山古墳」、令和５年（２０２３）８月には「多胡古墳群寺ノ上支群」と「山ノ上西古墳」がそれぞれ市指定史跡となった。加えて、現在は高崎市歴史民俗資料館として使用されている「旧群南村役場庁舎」が令和２年（２０２０）８月に国登録有形文化財となっている。

本市では、平成２７年度（２０１５）から市内に所在する指定等文化財について、その所在や保存・管理状況を確認するための調査を実施している。所有者等に対して確認調査用紙を配付し、修理等の記録や所在保存状態の確認を行っている。また、文化財保護課職員が定期的に現地へ行き、所在・現状確認を行いながら指定等文化財の状況の変化に迅速に対応できるような体制をとってきた。

また、指定等文化財の適切な保存管理及び活用等を図るための指針として、個別の文化財について保存活用計画を作成している。これまでに、『史跡箕輪城跡保存管理計画』（平成２年（１９９０）３月）、『史跡北谷遺跡保存管理計画』（平成２４年（２０１２）３月）、『史跡・重要文化財旧新町紡績所保存活用計画』（平成３０年（２０１８）３月）、『特別史跡多胡碑保存活用計画』（令和３年（２０２１）３月）、『史跡保渡田古墳群保存活用計画』（令和４年（２０２２）３月）等を策定し、各計画に基づく各種取組を推進している。

さらに、指定等文化財の破損や老朽化、展示公開への対応等として、保存管理のための修理、修復等の適切な措置を講じてきた。令和３年度（２０２１）では、榛名神社本社・幣殿・拝殿ほか３棟（国重文）、馬庭念流道場及び関係文書（県史跡）、鉄燈籠（県重文）の保存修理事業や、生原北野神社の本殿（市重文）の自動火災報知設備設置工事の補助事業を行った。令和４年度（２０２２）には、榛名神社の大銀杏（市天然記念物）や仁叟寺のムク（市天然記念物）などの保存修理事業への補助を行っている。

近年、気候変動の影響等により気象災害は激甚化、頻発化しており、市内でも、雹や台風の影響による建造物等への被害が報告されている。また、少子高齢化に伴う空き家や無住の寺社の増加によって、日常の防犯や防火対策が行き届かず、文化財の盗難や汚損、火災等による毀損の危険性が増大していることも懸念されている。これらに対処するため、

有形文化財や建造物をはじめとした指定等文化財の防災対策として、防災設備の整備・点検を行うとともに、毎年1月26日の文化財防火デーに合わせた文化財防火査察、消防訓練、周知活動を実施している。また、警備会社との連絡網を作成し、火災等が起きた際は迅速に職員に連絡が届く体制をとっている。

しかし、平成28年（2016）4月に発生した熊本地震による熊本城への被害や、令和6年（2024）1月に発生した能登半島地震等による国指定重要文化財の倒壊や未指定文化財への被害など、近年の激甚災害による歴史文化資産への影響は本市にとっても対岸の火事とはいえない。犯罪や想定を上回るような地震、火災や風水害などに対する文化財の防犯・防災対策の充実が求められており、本市の体制を強化することに加え、国や県とのさらなる連携強化も必要である。

○保存管理に関する課題

- ①歴史文化資産の保護に関して、計画性をもった取組をより一層進める必要がある。
- ②未指定文化財の存在や価値等の共有が不十分であり、歴史的な意義が大きいものであっても指定等に結びついていない。
- ③歴史文化資産の異変等に迅速に対応するため、所在・現状確認等を進める必要がある。
- ④歴史文化資産の修繕・修理の偏りや遅れ、周辺の自然環境の変化による景観の乱れがある。
- ⑤歴史的な建造物や文化的な景観、無形の民俗文化財には、滅失や資料等の散逸等がすでに発生しているものやその危険性が高まっているもの、その継承が危ぶまれるものがある。
- ⑥様々な歴史文化資産を保存管理する施設の老朽化や容量・収容力の限界が近づき、適切な運用ができなくなっている。
- ⑦管理を充実させて減災に努めたり、事件や災害等の発生時に迅速に対応したりするためには、防犯・防災体制の強化と拡充がより一層必要である。

（３）整備活用に関する現状と課題

○整備活用に関するこれまでの主な取組と現状

本市では、埋蔵文化財の発掘調査現地説明会・発掘成果の報告会を適宜開催している。近年では、令和5年度（2023）に行われた浅間山古墳の調査報告会が報道機関等にも大きく取り上げられた。また、市内の歴史文化資産に関するパンフレット等の作成・配布、ホームページによる情報発信など、市民や来訪者に向けて本市の歴史文化を紹介したり、「上野三碑」や「小栗上野介の里」「箕輪城・高崎城」の紹介・PR動画を作成して動画配信サイトで視聴できるようにしたりするなど、多くの人にその魅力を伝えてきた。さらに、文化財保護課の管轄の歴史系博物館・資料館の6館（高崎市歴史民俗資料館、観音塚考古資料館、かみつけの里博物館、榛名歴史民俗資料館、吉井郷土資料館、多胡碑記念館）では、それぞれ趣向を凝らした展示・企画を行ったり、教育普及活動として、歴史講座の開講や体験学習の場を提供したりしてきた。加えて、隣接する自治体である前橋市とは、前橋・高崎連携事業文化財展「東国千年の都」で、両市が所有する歴史文化資産を展示・公

開してきた。

高崎観光協会から出ている『高崎おでかけナビ』などでは、高崎を巡るお勧めのスポットの中に文化財も紹介されており、箕郷支所が刊行した『箕輪城てくてくマップ』や、倉渕支所の『くらぶちみどころマップ』など、各地域でその歴史文化を感じ取れるものを数多く紹介している。また、各地域の地域づくり活動協議会などでは、地域の歴史文化資産の紹介や周遊ルートに記載したパンフレット・ガイドマップ等を発行しており、公民館や学校に利用されている。

ユネスコの「世界の記憶」に登録された上野三碑では年1～2回特別公開を行い、普段は窓越しでしか見られない上野三碑を直接見られる機会を提供している。また、「上野三碑ボランティア会」「山上碑・金井沢碑を愛する会」「上野三碑をつなぐ会」が、上野三碑の日常的な管理活用に取り組んでいる。さらに、上野三碑普及推進会議が発行した「上野三碑かるた」を活用して、上野三碑の普及を図ってきた。

史跡日高遺跡では、平成21年度（2009）から進めていたJR上越線北側の整備工事が平成27年度（2015）に完了し、公園としての使用を開始した。多くの人々の憩いの場になっており、現在はJR上越線南側の整備工事が進められている。また、例年11月に近隣で開催されている新高尾地区文化祭（しんたかお祭り）において、文化財保護課職員による史跡日高遺跡についての出前講座や出土品の展示を行い、田植え・稲刈りの時期には「日高遺跡公園をともに楽しむ会」の指導のもと、史跡日高遺跡内にある復元水田を活用した稲作体験を実施している。

史跡箕輪城跡では、平成23年度（2011）から整備事業を開始した。平成28年度（2016）までに本丸周辺の伐採、駐車場整備、郭馬出西虎口門の復元を行い、平成30年度（2018）までに本丸土塁の復元、令和3年度（2021）には本丸・蔵屋敷間の木橋が完成した。また、解説ボランティアとして「箕輪城語り部の会」が活動し、箕輪城跡において模擬戦などを行う箕輪城祭りを「箕輪城まつり実行委員会」が毎年開催するなど、様々な活用を図っている。

史跡保渡田古墳群では、「王の儀式再現の会」や近隣の小学校と連携して、5世紀後半（古墳時代）の王の儀式を再現・伝承する劇を、かみつけの里古墳祭りなどで上演している。また、「はにわの里コスモスの会」が二子山古墳周堀部でコスモス栽培を実施し、花の盛りの10月中旬から下旬にかけて、多くの人の目を楽しませている。

群馬県が管理している史跡上野国分寺跡では、「上野国分寺まつり実行委員会」が主催する上野国分寺まつりが例年10月に開催され、天平衣装行列や歴史劇など、様々なイベントが催されている。

学校教育との連携として、中学校副読本『わがまち高崎』の編集協力、副教材『上野三碑』の小中学校等への配布、市内にある博物館・資料館での校外学習への対応、中学2年生の職業体験「やるベンチャー」の受け入れをしてきた。また、本市の歴史や伝統に触れる機会を増やし、歴史文化資産を大切に想う心を育むことを目的に、小学校4～6年生と中学生を対象に「小・中学生文化財作文コンクール」を実施しており、多くの応募がある。さらに、市内の教職員が使う校務支援システムでは、副教材『上野三碑』を使って授業をする際の指導案や『わがまち高崎』の活用例、江原源左衛門の活躍を描いた紙芝居のデー

タなどを、教職員が参照できる環境になっている。また、社会教育課が担当している「高崎学検定」には高崎の歴史に関する多くの問題が出題され、高崎学博士・高崎学の達人を目指す人々が、本市の歴史文化を幅広く、深く学ぶきっかけになっている。

○整備活用に関する課題

- ①ガイダンス施設やパンフレット等がある歴史文化資産には偏りがあり、また、単体の歴史文化資産を訪れる人はいるが、複数の歴史文化資産を巡ることを促進する効果的な取組は不足している。
- ②情報発信や活用の方法が限定的であり、歴史文化資産の価値や魅力が十分に伝えられていない。
- ③校区における歴史文化資産の有無や教職員の造詣の深さの差等によって、教育課程における歴史文化資産の活用には偏りがある。また、教職員が参照できる指導案が一部の歴史文化資産に関連するものに偏り、教材の提供も一部のものに限られている。
- ④地域ごとには、趣向を凝らして作成されたパンフレット等があるが、その活用方法には改善の余地がある。また、他地域の歴史文化資産を知る機会が不足しているため、高崎全体の歴史文化の価値や魅力を伝える場を設定していく必要がある。
- ⑤6館には、それぞれに展示や公開、活用を担っている歴史文化資産があるが、一方で、扱える歴史文化資産が限定的になっており、市全体の歴史文化を伝える場としての活用には難しい面がある。
- ⑥施設の老朽化や、景観を損ねている自然環境の整備の遅れ、案内看板などの未設置・未更新など、誰にでも利用・活用がしやすい環境が整っていない様子が顕在化している。

（４）推進体制に関する現状と課題

○推進体制に関する主な取組と現状

本市では、文化財保護行政を担う専門部署として文化財保護課を設置している。文化財保護課は、文化財の保護普及事業、指定文化財等の保存管理、調査等を担当する保護担当と、埋蔵文化財の発掘調査・出土品等管理や広報活動及び教育普及、史跡整備等を担当する埋蔵文化財担当の2担当に分かれている。さらに、埋蔵文化財担当は主に発掘に関わる1係と、史跡等の整備・活用に関わる2係で業務を分担している。また、文化財保護課の管轄に歴史系博物館・資料館の6館があり、それぞれに学芸員が所属し、学芸員を中心として個性ある展示・公開を行っている。

各歴史文化資産には保存管理に携わる所有者や市民団体がいる。また、高崎の歴史や歴史文化資産を生かした活動に取り組む民間団体等があり、公民館事業等と連携して地域住民への啓発を行っている。

○推進体制に関する課題

- ①他市・他県からの転入者の増加や世代の変化により、地域のつながりの希薄化が懸

念されている。また、少子高齢化や歴史文化資産に対する興味・関心の変化が影響し、担い手の減少や行事の継続の危機が起こっている。

- ②文化財保護課職員の専門性や世代には偏りがあり、様々な知識や経験が個人の中に留まっていることが多い。また、資料の保存管理やデジタル化など、今後必要性が高まることで増加していく業務があることが想定されるが、それに対応する人員は十分ではない。
- ③関係各課や学校、関連団体や市民等との連携・協力体制をより一層強化・拡充し、それを円滑に運用していくための仕組みを構築する必要がある。
- ④高崎の歴史文化資産の価値や魅力を、広めていく人材が一部に限られている。

第3節 方針

第4章第1節で定めた4つの基本方針をもとに、第4章第2節で整理した課題に対して、どのような方針で事業を推進していくのかを記述していく。

I 調査研究の基本方針「歴史文化資産の総合的な把握と研究」

- ①近代の建造物や美術工芸品などの分野の調査を進める。
- ②歴史文化資産の新たな掘り起こしを進める。
- ③指定等文化財の新たな歴史的価値を明らかにする。
- ④未指定文化財の把握と研究を進める。
- ⑤調査結果の公開を進め、その成果や価値を市民と共有する。
- ⑥多様な担い手が参加・連携して調査研究に取り組める体制の構築を進める。

II 保存管理の基本方針「歴史文化資産の適切な保護」

- ①歴史文化資産の計画的な保護を進める。
- ②歴史文化資産の新たな指定等を推進する。
- ③歴史文化資産の計画的な所在・現状確認等を進める。
- ④歴史文化資産の計画的な修繕・修理や、景観保全を進める。
- ⑤歴史文化資産の散逸や滅失を防ぐための取組を進める。
- ⑥適切な保存管理をするために、収蔵施設等を充実させていく。
- ⑦歴史文化資産を災害や犯罪から守るため、文化庁の『国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン』や『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』などを参考にし、防犯・防災体制の強化と拡充を進める。

III 整備活用の基本方針「幅広い層が歴史文化資産の価値や魅力に触れられる事業の推進」

- ①高崎の歴史文化資産を、関連するストーリーを生かしながら包括的に活用し、その価値や魅力の理解に繋げる。
- ②「東国屈指の歴史文化資産を誇るまち」の魅力を、多種多様な方法で広く効果的に伝えていく。
- ③児童・生徒の歴史文化資産に対する興味・関心を高めるために、学校への教材や情報提供や、出前授業の実施などを進める。
- ④社会教育と連携し、地域住民の歴史文化資産に対する興味・関心を高める。
- ⑤歴史文化資産活用の拠点となる6館の魅力をより一層高める取組を進める。
- ⑥多くの人にとって利用や活用しやすい環境を整えていく。

IV 推進体制の基本方針「歴史文化資産を継承していくための仕組みづくり」

- ①歴史文化資産の次世代への継承を推進する。
- ②文化財保護部局の組織体制の充実や強化を図る。
- ③関係各課や学校、関連団体や市民等と協働し、地域総がかりの歴史文化資産の保存

活用体制の構築を進める。

- ④「東国屈指の歴史文化資産を誇るまち」に、多方面から関わる人材の育成を図る。

第5章 歴史文化資産の保存・活用に関する措置

第1節 歴史文化資産の保存・活用に関する措置

第4章で整理した課題の解決に向け、実施する事業を措置として位置付け、取組主体や実施期間等を明記して具体的に取組を進めていく。事業の実施にあたっては、市の事業費に加えて、文化財補助金やデジタル田園都市国家構想交付金などの国の支援や県の補助金、その他民間の資金等を活用して進める。

取組体制については、以下のとおりとする。

行政（文）・・・文化財保護課

行政（関）・・・国、群馬県、関係各課、周辺の市町村、学校、公民館、図書館 等

専門・・・文化財調査委員、大学の専門機関、地域の有識者 等

団体・・・民間活動団体、各種団体、地域計画協議会、企業 等

市民・・・住民、歴史文化資産の所有者・管理者 等

また、計画期間（10年）を前期（令和6（2024）～8年度（2026））、中期（令和9（2027）～12年度（2030））、後期（令和13（2031）～15年度（2033））の三つの期間に分け、計画期間で行う事業の着実な推進に努める。さらに、現時点で本地域計画の次の地域計画でも継続して実施・検討が必要と考えるものは次期（令和16年度（2034）～）として明記する。

なお、示した事業が第4章で明記した基本方針や課題にどのように対応しているのか等は、『高崎市文化財保存活用地域計画（資料編）』の「9.「課題－方針－措置」対照表【市全域】」を参照されたい。

表5－1 措置実施期間

	計画期間										次期 計画期間
年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)	R 13 (2031)	R 14 (2032)	R 15 (2033)	R 16～ (2034)
期間	前期			中期				後期			次期

(1) 調査研究に関する措置

NO.	事業名	事業内容	体制	実施時期（令和）			
				前 6- 8	中 9- 12	後 13- 15	次 16-
I-1	文化財調査委員会議 の開催・指導	文化財調査委員会議を開催し、調査研 究の方向性の決定等や指導を受ける。	行政（文） 専門	前	中	後	次
I-2	近代・近現代の歴史 文化資産の調査研究	専門家や市民と連携し、近代・近現代 の絹産業や鉄道、建造物などについて の調査研究を進める。	行政（文） 専門 市民	前	中	後	
I-3	歴史的な建造物の調 査研究	景観室や専門家、市民と連携し歴史的 な建造物についての調査研究を進め る。	行政（文） 行政（関） 専門 市民	前	中	後	
I-4	民俗文化財の調査・ 研究	文化課や専門家、関連団体や市民と連 携し、市内の祭礼や伝統・民俗行事、 農機具や民具等の使い方など、有形無 形の民俗文化財について調査研究を進 める。	行政（文） 行政（関） 専門 団体 市民	前	中	後	
I-5	歴史文化資産の掘り 起こし	地域総がかりで、各地域・各分野の歴 史文化資産の新たな掘り起こしを進め る。	行政（文） 行政（関） 専門 団体 市民	前	中	後	
I-6	遺跡の分布調査と研 究	岩陰・洞窟遺跡や古墳、城跡などの遺 跡の分布調査を行い、活用に繋げる。	行政（文）	前	中	後	
I-7	名勝地の調査研究	専門家や市民と連携し、名勝地につい て調査研究を進める。	行政（文） 専門 市民		中	後	
I-8	景観資源の調査研究	景観室や専門家、市民と連携し、文化 的景観になりうる景観資源について調 査研究を進める。	行政（文） 行政（関） 専門		中	後	
I-9	美術工芸品の調査研 究	美術館や専門家、市民と連携し、絵画 や彫刻など、各分野の美術工芸品の調 査研究を進める。	行政（文） 行政（関） 専門 市民		中	後	

NO.	事業名	事業内容	体制	実施時期（令和）			
				前 6- 8	中 9- 12	後 13- 15	次 16-
I-10	無形文化財の調査研究	専門家や関連団体、市民と連携して音楽や工芸技術など、無形の文化財について調査研究を進める。	行政（文） 行政（関） 専門 団体 市民		中	後	
I-11	指定等文化財の補足調査・研究	指定等文化財などで新たな歴史的価値が加わるものを整理し、補足調査・研究を進める。	行政（文） 専門	前	中	後	
I-12	未指定文化財の研究	指定等文化財と関連する未指定文化財を研究し、指定等の候補となり得るか検討していく。	行政（文） 専門	前	中	後	
I-13	地方登録制度の検討	高崎市として、地方登録制度を創設した場合の有効性を検討する。	行政（文） 専門		中		
I-14	『高崎市文化財保護年報』の刊行	『高崎市文化財保護年報』の刊行を継続し、発掘調査の成果や整備事業の進捗状況を多方面に周知する。	行政（文）	前	中	後	
I-15	調査結果の公開と共有の推進	調査結果の公開と共有をし、歴史文化資産の価値を明らかにするとともに、市民の関心を高め、学術的価値の共有を図る。	行政（文） 行政（関） 専門	前	中	後	
I-16	調査結果の新たな公開手法の検討	調査結果のより一層の周知を図るため、新たな公開手法の検討を行う。	行政（文） 行政（関） 専門	前	中	後	
I-17	大学等による歴史文化資産の調査研究	大学等の研究のための歴史文化資産の調査研究に対して、調査の協力や情報提供を行い、その成果を共有する。	行政（文） 専門	前	中	後	
I-18	市民による歴史文化資産の調査研究	市民による歴史文化資産の調査研究に対して、学芸員等が専門的見地から情報を提供し、その成果を共有する。	行政（文） 市民	前	中	後	
I-19	外部の専門家の登用	外部の専門家を登用するなど、歴史文化資産の調査・研究などに協力する人材を増やす。	行政（文） 行政（関） 専門 市民	前	中	後	

(2) 保存管理に関する措置

NO.	事業名	事業内容	体制	実施時期（令和）			
				前 6- 8	中 9- 12	後 13- 15	次 16-
Ⅱ-1	歴史文化資産相談窓口	歴史文化資産の取り扱いに関する相談を受けるため、「歴史文化資産相談窓口」を設置し、その周知を図る。	行政（文）	前	中	後	
Ⅱ-2	地域の歴史文化資産の保護	専門家や関連団体、市民と連携し、把握した歴史文化資産の適切な保護や保存方法の提案を進める。	行政（文） 専門 団体 市民	前	中	後	
Ⅱ-3	指定・登録等の推進	新たな指定や登録、選定、選択を推進する。	行政（文） 専門	前	中	後	
Ⅱ-4	指定等候補リストの作成	指定等に向けた動きを推進するため、指定等の候補となる未指定文化財をリスト化する。	行政（文） 専門	前	中	後	
Ⅱ-5	山上碑・金井沢碑等の保存活用計画作成	山上碑や金井沢碑等の保存活用計画の作成を推進する。	行政（文） 専門	前	中	後	
Ⅱ-6	管理・見守り体制の整備	行政・文化財所有者及び管理者・地元住民等による歴史文化資産の管理・見守り・体制の整備を進める。	行政（文） 団体 市民	前	中		
Ⅱ-7	所在・現状確認	群馬県や関連団体、市民と連携し、定期的な所在・現状確認を行う。	行政（文） 行政（関） 団体 市民	前	中	後	
Ⅱ-8	指定等文化財の修繕・修理	指定等文化財を中心に、修繕・修理を推進する。	行政（文） 行政（関） 専門 団体	前	中	後	
Ⅱ-9	史跡での除草・剪定などの管理	史跡の景観保全のため、除草・剪定などの管理を進める。	行政（文） 団体 市民	前	中	後	

NO.	事業名	事業内容	体制	実施時期（令和）			
				前 6- 8	中 9- 12	後 13- 15	次 16-
Ⅱ－１０	歴史的な建造物や文化的な景観の保存	景観室や関連団体、市民と連携し歴史的な建造物や文化的な景観の保存に努める。	行政（文） 行政（関） 団体 市民	前	中	後	
Ⅱ－１１	記録保存	開発等に伴う試掘調査等の際の適切な記録保存に努める。	行政（文） 行政（関） 団体	前	中	後	
Ⅱ－１２	開発等の際の協議	開発等に伴い、歴史的価値のある新たな歴史文化資産が発見された際には、その保存等について関係各課や関連団体、市民等と協議して事業を進める。	行政（文） 行政（関） 団体 市民	前	中	後	
Ⅱ－１３	民俗・歴史的資料の収集と保存・整理	市内各地にある民俗・歴史的資料の収集と保存をし、整理を行う。	行政（文） 行政（関）	前	中	後	
Ⅱ－１４	無形の民俗文化財の記録作成	文化課や関連団体、市民と連携し、獅子舞など、無形の民俗文化財の所作などの記録を、映像等で作成する。	行政（文） 行政（関） 団体 市民	前	中	後	
Ⅱ－１５	保存団体等による保存・継承活動	保存団体等による保存・継承活動の促進のため、必要に応じて専門的見地からのアドバイスをを行う。	行政（文） 行政（関） 専門 団体	前	中	後	
Ⅱ－１６	民俗文化財の担い手支援	民俗文化財の継承のため、公演機会の提供や民間支援制度の案内等による民俗文化財の管理団体及び担い手の支援を行う。	行政（文） 行政（関） 専門 団体 市民	前	中	後	
Ⅱ－１７	収蔵施設の修繕・修理	出土品等の適切な保存管理のため、収蔵施設の修繕・修理を進める。	行政（文） 団体	前	中	後	
Ⅱ－１８	資料等のデータベース化	資料等の適切な保存管理のため、データベース化を推進する。	行政（文） 行政（関） 専門		中	後	次

NO.	事業名	事業内容	体制	実施時期（令和）			
				前 6- 8	中 9- 12	後 13- 15	次 16-
Ⅱ－１９	埋蔵文化財センターの新設の準備	埋蔵文化財の保存・管理・整理・公開のため、市立の埋蔵文化財センター新設にむけて準備検討を行う。	行政（文） 行政（関）		中	後	次
Ⅱ－２０	文化財防災計画作成	歴史文化資産を災害や犯罪から守るため、国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドラインや国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン、群馬県文化財防災ガイドラインなどを参考にして、高崎市としての文化財防災計画の作成を進める。	行政（文） 行政（関）	前			
Ⅱ－２１	文化財防災チェックリストの活用	群馬県文化財防災ガイドラインの文化財防災チェックリストを活用し、指定等文化財を中心とした歴史文化資産の現状やリスクの把握をする。	行政（文） 行政（関） 団体 市民	前			
Ⅱ－２２	災害発生時の所在確認	関連団体や市民と連携し、指定等文化財を中心に災害発生時に所在を確認することが困難になる恐れのあるものを把握し、リスト化する。	行政（文） 団体 市民	前			
Ⅱ－２３	災害発生時の役割分担の整備	災害発生時に、行政機関や関係者が歴史文化資産を守るために迅速に行動できるようにするため、役割の明確化を進める。	行政（文） 行政（関） 団体 市民	前			
Ⅱ－２４	地域総がかりによる災害対応	行政機関や関係者の役割の明確化を進め、各種の災害発生時に役割に応じた対応の手順を示す。	行政（文） 行政（関） 団体 市民	前			
Ⅱ－２５	地域総がかりによる状況確認体制の整備	所有者や管理者、地域による災害発生時の歴史文化資産の状況報告を円滑に行うため、発生時から報告までの手順を示す。	行政（文） 行政（関） 団体 市民	前			

NO.	事業名	事業内容	体制	実施時期（令和）			
				前 6- 8	中 9- 12	後 13- 15	次 16-
Ⅱ－２６	群馬県文化財防災ネットワーク連携協議会との連携	群馬県文化財防災ネットワーク連携協議会と連携し、災害対策や災害発生時の対応などの情報共有を行う。	行政（文） 行政（関） 団体	前	中	後	
Ⅱ－２７	文化財防災センターとの連携	国の文化財防災センターとの情報共有や、災害発生時には文化財レスキュー・ドクターの支援依頼を行う。	行政（文） 行政（関） 団体	前	中	後	
Ⅱ－２８	防犯・防災パトロール	指定等文化財を中心に、防犯・防災を目的とするパトロールを強化する。	行政（文） 行政（関） 団体 市民	前	中	後	
Ⅱ－２９	歴史文化資産の防災・防犯の啓発	市民や関連団体に対して歴史文化資産の防災・防犯の啓発活動を行い、災害発生時の歴史文化資産の避難や、情報収集等への協力の依頼を行う。	行政（文） 行政（関） 団体 市民	前	中	後	
Ⅱ－３０	歴史文化資産防災訓練	市民や関連団体も参加する防災訓練を実施する。	行政（文） 行政（関） 団体 市民	前	中	後	
Ⅱ－３１	市民主体の防災・防犯体制の構築	市民主体の歴史文化資産の防災・防犯体制の構築・強化を推進する。	団体 市民		中	後	
Ⅱ－３２	歴史文化資産避難所の開設	被災した歴史文化資産があった場合には一時的な避難場所を開設し、その安全を確保する。	行政（文） 行政（関） 団体	前	中	後	
Ⅱ－３３	被災歴史文化資産復旧支援	被災した歴史文化資産の応急処置や修理・復旧方法や、事務手続きについて、歴史資料継承ネットワーク等と連携しながら指導・助言を行う。	行政（文） 行政（関） 専門 団体	前	中	後	

(3) 整備活用に関する措置

NO.	事業名	事業内容	体制	実施時期（令和）			
				前 6- 8	中 9- 12	後 13- 15	次 16-
Ⅲ-1	地域計画普及啓発	地域計画に関するシンポジウムや講演会を開催し、その周知を図る。	行政（文）	前			
Ⅲ-2	歴史文化資産周遊ルート・パンフレット等の作成	観光課や高崎観光協会、地域づくり活動協議会等と連携し、関連文化財群をメインにした周遊ルートやパンフレット、ガイドマップを作成する。	行政（文） 行政（関） 団体	前	中		
Ⅲ-3	歴史文化資産図鑑作成	関連文化財群をメインに、歴史文化資産の名称や歴史、住所等が素早く検索できるデジタル図鑑を作成する。	行政（文）		中	後	
Ⅲ-4	「（仮称）たかさきまるごとミュージアム」構想	関連文化財群や関連文化財群をまたぐ歴史文化資産を活用し、市全体を博物館・資料館と見立てた「（仮称）たかさきまるごとミュージアム」を構想する。	行政（文） 行政（関） 団体		中	後	
Ⅲ-5	歴史文化資産に関連する公共交通機関の整備	主要歴史文化資産を周遊するバスの運行開始の検討や、歴史文化資産や展示公開施設に関する既存のバス路線の延伸やバス停新設を、担当部署等へ働きかける。	行政（文） 行政（関） 団体		中	後	
Ⅲ-6	「（仮称）高崎市立歴史博物館」新設の準備	高崎市の歴史を網羅的に紹介する博物館を新設するために、準備検討を行う。	行政（文） 行政（関） 団体		中	後	次
Ⅲ-7	関連文化財群スタンプリナー	周遊ルートをもとに、各関連文化財のストーリーにまつわる場所で押せるスタンプの設置を検討する。	行政（文） 行政（関）			後	次
Ⅲ-8	情報発信	広報課等と連携し、市のSNSやホームページ、観光アプリや動画等で歴史文化資産・関連文化財群等のPRをする。	行政（文） 行政（関）	前	中	後	
Ⅲ-9	発掘現場での説明会等の実施	歴史文化資産への関心を高めるため、発掘現場の地元の小中学生や地域住民等を対象に、現地説明会を開催する。	行政（文）	前	中	後	

NO.	事業名	事業内容	体制	実施時期（令和）			
				前 6- 8	中 9- 12	後 13- 15	次 16-
Ⅲ－１０	前橋・高崎連携事業 文化財展「東国千年 の都」	両市所有の歴史文化資産を広く紹介し、市民相互の文化意識の向上や、歴史文化資産への理解に寄与する。	行政（文） 行政（関）	前	中	後	
Ⅲ－１１	民俗文化財の魅力や 価値の普及	民俗文化財の見学会・体験会を学校行事や地域の行事と連携して実施し、その魅力を広めていくよう働きかける。	行政（文） 行政（関） 団体	前	中	後	
Ⅲ－１２	名所旧跡案内板の活用	観光課が各地域の名所や旧跡に設置している名所旧跡案内板の活用や、新設・更新の際の情報提供を行う。	行政（文） 行政（関）	前	中	後	
Ⅲ－１３	歴史文化資産のユニークベ ニュー化	歴史文化資産のイメージアップを図るため、市や関連団体、企業や市民が史跡等や歴史的な建造物をユニークベニュー（神社仏閣や城郭、歴史のある建物などで、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場）として活用する。	行政（文） 行政（関） 団体 市民	前	中	後	
Ⅲ－１４	展示場所や企画展開 催地の開拓	発掘調査後に建設された施設や商業施設など集客のある場所等で、歴史文化資産を紹介する展示や、企画展等の開催の検討を働きかける。	行政（文） 行政（関） 団体 市民		中	後	
Ⅲ－１５	ＶＲ・ＡＲ等のデジタル コンテンツ作製	歴史文化資産のＶＲやＡＲ等のデジタルコンテンツの作製を推進し、歴史文化への理解がより深まるようにする。	行政（文） 行政（関）			後	次
Ⅲ－１６	『高崎市教育行政方 針』を基にした、歴 史文化資産活用の促 進	教育委員会発行の『高崎市教育行政方針』に記載されている、歴史文化資産の活用につながる手立てが着実に講じられるようにする。	行政（文） 行政（関）	前	中	後	
Ⅲ－１７	『のびゆく高崎』の 学習支援	小学校３・４年生の社会科の副読本『のびゆく高崎』に出てくる歴史文化資産に関する情報提供を、学校に対して行う。	行政（文） 行政（関）	前	中	後	
Ⅲ－１８	『わがまち高崎』の 活用の拡充	学校教育課と連携し、歴史分野の学習における中学校社会科副読本『わがまち高崎』の活用を拡充する。	行政（文） 行政（関）	前	中	後	

第5章 歴史文化資産の保存・活用に関する措置

NO.	事業名	事業内容	体制	実施時期（令和）			
				前 6- 8	中 9- 12	後 13- 15	次 16-
Ⅲ－１９	学校への出前授業	高崎の歴史に関する理解を深めるため、出前授業の実施を促進する。	行政（文） 行政（関）	前	中	後	
Ⅲ－２０	パネルや出土品の教材としての活用	展示会で使用したパネルや出土品等の授業での活用を活性化させる。	行政（文） 行政（関）	前	中	後	
Ⅲ－２１	学習教材の更新・開発	歴史文化資産についての学習支援教材の更新・開発や、タブレット学習に対応したアプリの導入を働きかける。	行政（文） 行政（関） 団体		中	後	
Ⅲ－２２	教職員研修	教育センターと連携し、歴史文化資産に関する研修を行う。	行政（文） 行政（関）		中	後	
Ⅲ－２３	地域のイベントとの連携	新高尾地区でのしんたかお祭りの他、行政機関が地域の文化祭等に協力し、出土品の展示や講演会を行う。	行政（文） 行政（関） 団体	前	中	後	
Ⅲ－２４	地域の歴史文化資産紹介資料の活用	各地域の歴史文化資産を紹介しているパンフレット等の施設内設置や、パンフレット等を活用した講座等の開催を促進する。	行政（文） 行政（関） 団体	前	中	後	
Ⅲ－２５	歴史文化資産講座の開講	社会教育課や公民館と連携し、歴史文化資産についての市民の理解を深めるための歴史文化資産講座を開講する。	行政（文） 行政（関） 団体	前	中	後	
Ⅲ－２６	歴史文化資産研修	文化財保護課の職員や地域の有識者を講師として、高崎市の職員の歴史文化資産への理解を深めるための職員研修を行う。	行政（文） 行政（関） 専門	前	中	後	
Ⅲ－２７	市民主体の歴史文化資産活用	市民主体の活用を推進するため、市民やボランティア団体がイベント等で活用できる史跡や歴史的建造物の情報を提供する。	市民 団体	前	中	後	
Ⅲ－２８	企画展の開催	6館のそれぞれの特性を生かした、企画展の開催を推進する。	行政（文）	前	中	後	
Ⅲ－２９	6館への校外学習	児童・生徒の歴史文化資産への興味・関心を喚起するため、校外学習での6館の利用を学校に対して促す。	行政（文） 行政（関）	前	中	後	

NO.	事業名	事業内容	体制	実施時期（令和）			
				前 6- 8	中 9- 12	後 13- 15	次 16-
Ⅲ－３０	合同企画展	6館が共通のテーマ・ストーリーを軸にした企画展の開催を検討する。	行政（文）		中	後	
Ⅲ－３１	ユニバーサルデザイン化	関連施設のトイレや案内板などのユニバーサルデザイン化を促進する。	行政（文）	前	中	後	
Ⅲ－３２	6館の整備	6館の見学・利用環境の整備を行う。	行政（文）	前	中	後	
Ⅲ－３３	地域シンボル整備	「地域シンボル整備」の補助金を活用し、高崎白衣大観音像や歴史民俗資料館等、高崎のシンボルとなる国登録有形文化財の整備を進める。	行政（文）	前	中	後	
Ⅲ－３４	説明看板の新設・更新・修繕	指定等文化財の説明看板の更新や修繕を進めるとともに、未指定文化財等の説明看板等の新設を進める。	行政（文） 行政（関）	前	中	後	
Ⅲ－３５	史跡整備推進	都市計画課や公園緑地課等と連携し、指定史跡等の公園化をする等、その整備を推進する。	行政（文） 行政（関） 専門	前	中	後	

(4) 推進体制に関する措置

NO.	事業名	事業内容	体制	実施時期（令和）			
				前 6- 8	中 9- 12	後 13- 15	次 16-
IV-1	記録保存体制の整備	歴史文化資産の滅失や散逸を防ぐために、行政及び所有者・管理者・関連団体の協力体制を強化し、適切な記録の保存に努める。	行政（文） 行政（関） 団体 市民	前	中	後	
IV-2	地区の文化祭・イベント等への支援・協力	地域の文化祭や祭礼、各種イベントなどの継続の促進のため、歴史文化資産に関する情報提供や補助事業の紹介、出土品の展示などの協力を行う。	行政（文） 行政（関） 団体	前	中	後	
IV-3	ボランティア活動の継続支援	歴史文化資産にかかわるボランティアや各種団体の活動を継続させるために、その意義や成果の周知を行うとともに、継続的に支援する。	行政（文） 団体 市民	前	中	後	
IV-4	世代間交流事業	地域のつながりを深めるため、歴史文化資産を活用して異なる世代間の交流を図る事業を企画する。	行政（文） 行政（関） 団体		中	後	
IV-5	文化財保護課全体会議	文化財保護行政の方針の確認や、情報や技術の共有の場を設けるため、本庁の各係員や6館等の職員が出席する文化財保護課全体会議を開催する。	行政（文）	前	中	後	
IV-6	予算の確保	調査費や整備費、人件費など、文化財保護行政にまつわる事業の予算の確保を行うため、国や県の補助金や民間の資金等の活用、市の担当部署への働きかけを継続する。	行政（文） 行政（関）	前	中	後	
IV-7	多様な専門性をもつ職員の増員	多様な専門性をもつ職員の採用の推進を、担当部署へ働きかける。	行政（文）	前	中	後	次
IV-8	歴史文化資産管理者配置	歴史文化資産の景観等を守るため、除草・剪定の管理作業や見廻りを行う管理者を常時配置できるように、担当部署への働きかけを進める。	行政（文）	前	中	後	次

NO.	事業名	事業内容	体制	実施時期（令和）			
				前 6- 8	中 9- 12	後 13- 15	次 16-
IV-9	6館勤務職員の増員	学校や地域利用に柔軟に対応するため、6館の職員や学芸員の増員を担当部署へ働きかける。	行政（文）	前	中	後	次
IV-10	資料保存管理専任職員の配置と育成	資料の保存・管理体制の強化のため、専任の職員の配置・育成ができるように、担当部署への働きかけを進める。	行政（文）		中	後	次
IV-11	デジタル化推進人材の配置と育成	デジタル化の推進のため、専任の職員を配置し、その育成の開始ができるように、担当部署への働きかけを進める。	行政（文）		中	後	次
IV-12	関係各課との連携・協力体制の強化	関係各課との連携・協力を推進するため、関係各課が行う歴史文化資産に関わる事業の定期的な把握等を行い、情報共有に努める。	行政（文） 行政（関）	前	中	後	
IV-13	教育機関との連携・協力体制の強化	学校や公民館、図書館などの教育機関との連携・協力体制を強化する。	行政（文） 行政（関）	前	中	後	
IV-14	他の行政機関との連携・協力体制の強化	幅広い視点での歴史文化資産の保存・活用を推進するため、群馬県や近隣市町村等との連携体制を強化する。	行政（文） 行政（関）	前	中	後	
IV-15	専門家との連携・協力体制の強化	調査研究体制の強化のため、外部を含めた多分野の専門家との連携を推進する。	行政（文） 専門	前	中	後	
IV-16	関連団体との連携・協力体制の強化	幅広い視点での歴史文化資産の保存・活用を推進するため、多種多様な団体との連携を強化する。	行政（文） 団体	前	中	後	
IV-17	市民との連携・協力体制の構築と円滑な運用	行政と市民が協働して、歴史文化資産の調査研究や保存・活用を進めるために、情報や価値の共有をしやすい体制を構築し、その円滑な運用に努める。	行政（文） 市民	前	中	後	
IV-18	市民力の活用	市民の知識や経験が発揮される場を整える。	行政（文） 専門 市民	前	中	後	

第5章 歴史文化資産の保存・活用に関する措置

NO.	事業名	事業内容	体制	実施時期（令和）			
				前 6- 8	中 9- 12	後 13- 15	次 16-
Ⅳ－１９	ミュージアムボランティアガイドの育成・研修	高崎の歴史や文化を伝える人材を増やすために、６館の企画展や各種イベントにおけるボランティアガイドの育成や研修を行う。	行政（文）	前	中	後	
Ⅳ－２０	ボランティアガイドの育成・研修	観光事業等での歴史文化資産や関連文化財群の活用に関するボランティアガイドの育成・研修を行う。	行政（文） 行政（関） 団体	前	中	後	

第2節 関連文化財群

(1) 関連文化財群の設定

①関連文化財群設定の目的

関連文化財群とは、指定・登録・未指定に関わらず多種多様な有形・無形の歴史文化資産を、歴史文化に基づく関連性・ストーリーによって一定のまとまりとして捉えたものである。関連文化財群は地域の歴史的・地理的な関連性に基づき設定されるが、必ずしも連続した空間性や区域を伴うとは限らない。

関連文化財群を設定することにより、高崎市内に点在する有形・無形、指定・登録・未指定の歴史文化資産を一体的・総合的に扱い、構成要素として価値づけることが可能になる。また、相互に結びついた歴史文化資産の多面的な価値・魅力を明らかにし、高めることで、市内外の人に文化財の価値をより深く伝え、理解してもらえるようになる。

②関連文化財群設定の考え方

本市における関連文化財群の設定にあたっての、基本的な考え方は以下である。

- 歴史文化の特性をふまえ、本市を表す特筆すべきもの。
- 有形・無形、指定等・未指定を問わず、ストーリーに沿って多種多様な歴史文化資産を含めるもの。
- 市民が本市にある歴史文化資産について、その価値や魅力を理解し、誇りや愛着に繋がるもの。
- 市外の人に対して、本市の歴史文化資産の価値や魅力を伝えられるもの。
- 市民が次世代への継承を願い、市民・地域、行政等が一体となつての保存・活用が期待できるもの。

③関連文化財群の設定

関連文化財群設定の考え方と本市の歴史文化の特性を踏まえ、八つのストーリーを設定する。

また、関連文化財群ごとに課題を整理して方針を示し、課題の解決に向けて実施する事業を措置として位置付ける。関連文化財群で行う措置については、事業番号「関1-1」のように、関連文化財群の番号と通し番号で記載する。なお、事業期間については本計画で重点的・集中的な事業として行うことを表すため、前期（令和6（2024）～8年度（2026））、中期（令和9（2027）～12年度（2030））、後期（令和13（2031）～15年度（2033））の三つの期間で示し、次期（令和16年度（2034）～）については示さないものとする。

なお、示した事業が明記した課題や方針にどのように対応しているのか等については、『高崎市文化財保存活用地域計画（資料編）』の「10.「課題－方針－措置」対照表【関連文化財群】」を参照されたい。

表5-2 関連文化財群一覧

ストーリー	概要	歴史文化資産の例
1 古代東国文化の一大研究フィールド ー噴火で埋もれた遺跡群ー	噴火に埋もれた古代の先進的な社会。東国屈指の数と質を誇る遺跡から、首長の権威や人々の生活を知る。	日高遺跡、水沼弥生時代住居跡、将軍塚古墳、大鶴巻古墳、浅間山古墳、大山古墳、柴崎浅間山古墳、小鶴巻古墳、保渡田古墳群、上野国保渡田薬師塚古墳出土品、保渡田Ⅶ遺跡出土遺物、北谷遺跡、三ツ寺Ⅰ遺跡、下芝谷ツ古墳、剣崎長瀬西遺跡出土品、剣崎長瀬西古墳、平塚古墳、若田大塚古墳、八幡二子塚古墳、上小埜稻荷山古墳、観音山古墳、群馬県綿貫観音山古墳出土品、観音塚古墳、本郷塚中古墳群、安楽寺古墳、山名古墳群、入野遺跡
2 地域で守る世界の記憶 ー三家の絆と多胡の郡家ー	母への想い、建郡の誇り、一族の絆を記録した古代の石碑。地域で守り、世界へ伝えていく。	山上碑及び古墳、山ノ上西古墳、金井沢碑、山名古墳群、安楽寺古墳、漆山古墳、倉賀野上樋越遺跡、銅鑄製「物部私印」、佐野の船橋の民話、佐野の船橋歌碑、多胡碑、上野国多胡郡正倉跡、上野国多胡郡正倉跡出土品、三島塚古墳、鶯塚古墳、恩行寺古墳、矢田遺跡、小暮の穴薬師、穴大黒（古墳時横穴墓）、諏訪前古墳（多比良古墳）、辛科神社、神保古墳群、多胡薬師塚古墳、馬庭東遺跡、入野碑、古代瓦「羊子三」
3 東国屈指の「国の華」 ー仏教の伝播と上野国の国分僧寺・国分尼寺ー	上野国の国分僧寺と国分尼寺。先人の対外交流の歴史を礎に造られた「国の華」の魅力に迫る。	観音山古墳、群馬県綿貫観音山古墳出土品、観音塚古墳、上野国八幡観音塚古墳出土品、五霊神社古墳、上豊岡引間遺跡、石原稻荷山古墳、普賢寺裏古墳、不動山古墳、浜尻天王山古墳、高崎1号墳、少林山の群集墳、しどめ塚（人見塚）、山上碑、金井沢碑、八幡遺跡、八幡中原遺跡、八幡六枚遺跡、七五三引遺跡、上野国分寺跡、上野国分寺跡出土品、上野国分尼寺跡、上野国分尼寺跡出土品、妙見社本殿、田端廃寺、本郷奥原遺跡、巖山遺跡、馬庭東遺跡、黒熊中西遺跡、東山道駅路

ストーリー	概要	歴史文化資産の例
4 難攻不落の名城 —戦国の乱世と高崎の幕開け—	「高崎」誕生の前夜。 この地に集い、この 地で戦った後世に名 を残す英雄たちの歴 史を知る。	箕輪城跡、北新波砦跡、鷹留城跡、松山城跡、山名城址、新堀城（多比良城）跡、和田城跡、倉賀野城跡、根小屋城跡、権田城跡、保渡田城跡、石上寺の石造物群、長純寺の長野業政公の像、伝箕輪城主長野業盛之墓、箕輪城主夫人藤鶴姫の墓、長年寺長野氏の墓、長野氏累代の墓、旧下田邸書院及び庭園、矢原宿の街並み、龍門寺の山門、神流川合戦首塚、龍広寺（山門）、高崎城址（三の丸外囲の土居と堀）、高崎城乾櫓、高崎城東門、井伊直政黒印状
5 古来より続く要衝の地 —陸と河川の交通網—	「人」「もの」「情報」 「文化」が交流する 要衝の地。「お江戸 見たけりゃ」とうた われたまちの面影を 辿る。	八幡八幡宮、山名八幡宮、里見城跡、一里塚、上豊岡の茶屋本陣、下豊岡の道しるべ、例幣使街道の常夜灯及び道しるべ、三国街道道標、ハクモクレン、小祝神社、徳川忠長の墓、高崎藩「無銘書」、倉賀野宿と倉賀野河岸、倉賀野神社、頼政神社社宝（稲妻の鎧、白銀造太刀、丁丑筆話）、新町宿見通し灯籠、諏訪神社鳥居、吉井藩主家資料、吉井藩陣屋の表門、吉井宿問屋秋山家跡、火打金ほか13品目、上里見藩邸跡、室田宿市場絵図と文書、川浦山御用木御伐出絵図、幕府御用材搬出御会所跡、白川陣屋跡、金古神保家大門、倉渕の道祖神
6 近代化と文化芸術の発展 —歩み続けるまち、高崎—	近代以降の都市の変 容と文化芸術の発 展。高崎市民が培っ てきた豊かさの軌跡 を巡る。	小栗上野介ゆかりの地、旧新町紡績所、明治天皇新町行在所、黒岩風穴、小見家住宅（水村園）、山田文庫、剣崎浄水場、榛名川上流砂防堰堤、三沢川砂防堰堤、榛名山麓砂防堰堤群、上信電鉄烏川鉄橋、上信電鉄下流かぶら川鉄橋、D51498、旧岩鼻火薬製造所、前橋（堤ヶ岡）飛行場跡、長野堰用水円筒分水、日本聖公会高崎聖オーガスチン教会聖堂、旧井上房一郎邸、高崎白衣大観音像、洗心亭、群馬音楽センター、群馬県立近代美術館、高崎の山車行事、高崎にある山車・屋台、高崎の山車囃子・屋台囃子

ストーリー	概要	歴史文化資産の例
7 受け継がれる高崎の絹遺産 —お蚕さまの恵み—	高崎の発展を支えた「お蚕さま」。ともに受け継がれてきた文化・風習に、焦点を当てる。	上州の小正月ツクリモノ、八幡八幡宮唐銅灯籠一対、柏木沢の蚕影碑、大林馬道の大桑、高崎に残る養蚕に関わる建造物、群馬県立日本絹の里（収蔵・展示品）、高崎市歴史民俗資料館の養蚕・製糸・機織資料、絵巻「勸農図」、農耕図屏風、高崎だるま[®]、旧新町紡績所、明治天皇新町行在所、黒岩風穴、金井炭坑坑道跡、長坂炭坑跡、道祖神祭り（どんど（ん）焼き）、粉食文化、中村染工場、染料植物園（収蔵・展示品）、高崎の染織文化、長野堰
8 世代をつなぐ祈りの歴史 —榛名山・雨乞いと豊穡の喜び—	人々が崇め、畏れ、そして集った山。各地に遺る祈りの歴史を紐解いていく。	榛名山、榛名神社、榛名神社の矢立スギ、巖山遺跡、唐松遺跡、戸春名神社、戸榛名神社、榛名木戸神社、石上のしん寺跡、榛名神社神代神楽、榛名神社御旅所跡、白岩観音仁王門他、社家町、榛名山番所跡、地藏峠道・元禄の道しるべ、落合の道祖神、榛名神社神宝殿附竣工碑、鉄燈籠、榛名神社文書、榛名神社九折岩・鞍掛岩、榛名神社萬年泉碑、天神峠の石燈籠、榛名湖、榛名の奇岩、右京の泣き堀

表5-3 関連文化財群と歴史文化の特性の対応

関連文化財群	対応する歴史文化の特性
1 古代東国文化の一大研究フィールド ー噴火で埋もれた遺跡群ー	(1) 交通と伝承の歴史文化 (2) 大地の歴史文化 (5) 山と信仰の歴史文化 (6) 水と生業の歴史文化
2 地域で守る世界の記憶 ー三家の絆と多胡の郡家ー	(1) 交通と伝承の歴史文化 (2) 大地の歴史文化 (4) 蚕糸にまつわる歴史文化 (6) 水と生業の歴史文化
3 東国屈指の「国の華」 ー仏教の伝播と上野国の国分僧寺・国分尼寺ー	(1) 交通と伝承の歴史文化 (2) 大地の歴史文化 (5) 山と信仰の歴史文化
4 難攻不落の名城 ー戦国の乱世と高崎の幕開けー	(1) 交通と伝承の歴史文化 (2) 大地の歴史文化 (5) 山と信仰の歴史文化
5 古来より続く要衝の地 ー陸と河川の交通網ー	(1) 交通と伝承の歴史文化 (3) まちの歴史文化 (4) 蚕糸にまつわる歴史文化 (5) 山と信仰の歴史文化 (6) 水と生業の歴史文化
6 近代化と文化芸術の発展 ー歩み続けるまち、高崎ー	(1) 交通と伝承の歴史文化 (3) まちの歴史文化 (4) 蚕糸にまつわる歴史文化 (6) 水と生業の歴史文化
7 受け継がれる高崎の絹遺産 ーお蚕さまの恵みー	(1) 交通と伝承の歴史文化 (2) 大地の歴史文化 (3) まちの歴史文化 (4) 蚕糸にまつわる歴史文化 (5) 山と信仰の歴史文化 (6) 水と生業の歴史文化
8 世代をつなぐ祈りの歴史 ー榛名山・雨乞いと豊穡の喜びー	(1) 交通と伝承の歴史文化 (2) 大地の歴史文化 (5) 山と信仰の歴史文化

(2) 各関連文化財群のストーリー・課題・方針・措置

関連文化財群 1

古代東国文化の一大研究フィールド ―噴火で埋もれた遺跡群―

大陸から伝わった稲作が広まってくると、高崎でも榛名山麓^{ふくりゅうすい}の伏流水を利用した生活基盤が整えられ、人々は日高遺跡などの集落で水田を設けて生活を営んでいた。古墳時代になると、人々を率いた首長は榛名山麓を流れる井野川やその支流の水を引き入れた水路を構築し、小区画水田を設けてそれまで未耕作地であった広大な低地へ進出した。

3世紀後半から日本列島では古墳が造られ始め、高崎では4世紀前半、将軍塚古墳が井野川左岸に築造される。4世紀後半から5世紀初頭には、広大な低地を有する開発拠点であるとともに、東京湾から遡上^{そじょう}した荒川・利根川水運の最上流部の拠点であった倉賀野地域に、ヤマト王権とのつながりを背景にして浅間山古墳が築造される。同時期の東日本で築造された古墳の中では最大規模を有するものであり、有力な首長の存在が窺える。

5世紀中葉から後半には、各地域を支配する首長が政治的連帯を築いていく。榛名山南麓に勢力を拡大した首長は、保渡田古墳群を築くなどその連帯の中心的な役割を果たし、ヤマト王権との関係強化や対外交流、渡来人の誘致による先進文化の積極的な取得によって、当地を上野地域の中でも人・もの・技術が集まる地域にした。保渡田八幡塚古墳^{はちまんづか}から出土した人物・動物などの54体の埴輪群像は、首長の行う儀礼の場面などを表しており、有力首長の姿と執り行う儀礼の重要性を知ることができる。また、高崎は東国文化の繁栄の中で、早くに馬生産が導入された地域であった。剣崎長瀬西遺跡^{けんぎきながせにし}では、積石塚や5世紀の渡来系文物が出土するとともに、鉄製の轡^{くつわ}をはめた馬が埋葬された墓が確認されており、軍事・流通・運輸・農耕・儀礼などに変革をもたらした馬の生産・飼育を担った渡来人の存在を証明している。

様々な技術を導入し、産業振興を進めて地域を安定させ、東国の先進地となっていた高崎だが、5世紀末から6世紀中頃にかけて榛名山が2回大噴火する。発生した火砕流は山麓を焼き、土石流は農地を埋め尽くし、首長と人々が築いた社会を崩壊させた。しかし、6世紀前半に造られたと推定される上小碓稻荷山古墳^{かみこばないなりやま}のように、噴火後の被災地に造られた古墳は、災害からの復興に挑んだ首長や人々がそこにいたことを物語っている。

6世紀後半に、観音山古墳や観音塚古墳など巨大な石室や、渡来系文物等やその影響を受けた品々を含む豪華絢爛な副葬品を有する古墳が築造された。ヤマト王権との結びつきや、国外の先進文化の取得によって、高崎が新たな隆盛期を迎えていたことが窺える。

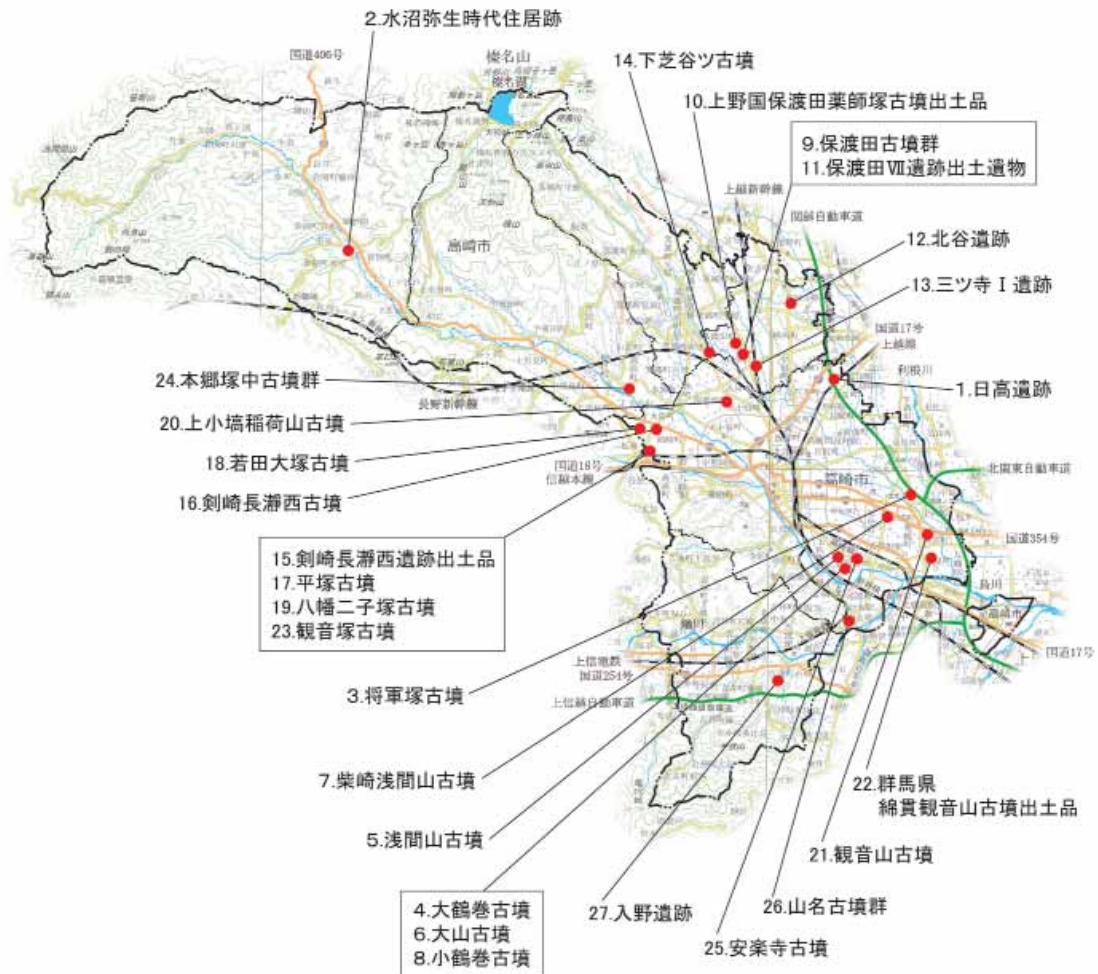
古代より大噴火を起こしてきた浅間山や榛名山は、広域にわたって大きな被害をもたらし、人々が築いていた社会を埋没させてしまった。その時代を生きた人々にとっては紛うことなき厄災^{やくさい}であるが、埋没したことによって遺った遺跡などは、イタリアの「ポンペイ」とエルサルバドルの「ホヤ・デ・セレン」といった二つの世界遺産と比べても、遜色ない価値を有している。

高崎に遺る数々の噴火関連の遺跡は、先進的な社会を築いた古代の首長の権威や人々の生活、災害から人々が社会をどのように復興させていったのかを知る手がかりとなっているのである。

関連文化財群1を構成する歴史文化資産（66件）

- ・ 関連文化財群1を構成する歴史文化資産は、『高崎市文化財保存活用地域計画（資料編）』の「6. 関連文化財群構成歴史文化資産一覧」を参照されたい。

主な歴史文化資産の分布図



※電子地形図 200000（国土地理院）を加工して作成

主な歴史文化資産の概要

No.	名称	指定等	類型	説明	地域
1	日高遺跡	国指定	遺跡	相馬ヶ原扇状地南端部に位置し、扇状地末端の湧水を利用した水田と集落、墓域がセットになった弥生時代後期の遺跡	高崎
2	水沼弥生時代住居跡	市指定	遺跡	弥生時代後期の集落遺跡	倉渕
3	将軍塚古墳附周濠出土の底部穿孔壺形土器一括資料	市指定	遺跡	前方後方墳。壺形土器は東海地方西部のものに形態が類似	高崎
4	大鶴巻古墳	国指定	遺跡	4世紀後半に築造された墳丘全長123mの前方後円墳	高崎
5	浅間山古墳	国指定	遺跡	大鶴巻古墳と同時期で墳丘全長171.5mの前方後円墳。県内2位の規模を誇り、築造当時は東日本最大の古墳	高崎
6	大山古墳	未指定	遺跡	直径約56mの円墳	高崎
7	柴崎浅間山古墳	市指定	遺跡	古墳時代前期（4世紀）と推定される方墳	高崎
8	小鶴巻古墳	未指定	遺跡	大鶴巻古墳に隣接する、5世紀後半の築造と推定される墳丘長87.5mの前方後円墳	高崎
9	保渡田古墳群	国指定	遺跡	二子山古墳、八幡塚古墳、薬師塚古墳の3基の前方後円墳からなる古墳群	群馬
10	上野国保渡田薬師塚古墳出土品	国指定	考古資料	薬師塚古墳の出土品	群馬
11	保渡田Ⅶ遺跡出土遺物	県指定	考古資料	保渡田Ⅶ遺跡から出土した遺物。かみつけの里博物館で保管	群馬
12	北谷遺跡	国指定	遺跡	三ツ寺Ⅰ遺跡・保渡田古墳群と同時期のものとされる豪族居館跡	群馬
13	三ツ寺Ⅰ遺跡	未指定	遺跡	幅30mを超える濠に囲まれた90m四方の豪族居館跡	群馬
14	下芝谷ツ古墳	市指定	遺跡	朝鮮半島北部にルーツをもつ積石塚と呼ばれる墳墓と同じ構造になっており、渡来系の有力者を葬ったものと推定	箕郷
15	剣崎長瀬西遺跡出土品	県指定	考古資料	剣崎長瀬西遺跡の古墳や竪穴住居跡から出土した金製の垂飾付耳飾や韓式系土器	高崎
16	剣崎長瀬西古墳	未指定	遺跡	5世紀後半の造り出し付き円墳または帆立貝式古墳	高崎
17	平塚古墳	未指定	遺跡	舟形石棺2基が見つかった、全長105mの前方後円墳	高崎

No.	名称	指定等	類型	説明	地域
18	若田大塚古墳	県指定	遺跡	県指定史跡の若田原遺跡群の中にある、6世紀初頭に築造された直径29.5mの円墳	高崎
19	八幡二子塚古墳	市指定	遺跡	6世紀前半に築かれた墳丘長66m、2段築成の前方後円墳	高崎
20	上小埜稲荷山古墳	市指定	遺跡	6世紀前半に築かれたとされる直径50mの円墳	高崎
21	観音山古墳	国指定	遺跡	6世紀後半に造られた墳丘長97mの前方後円墳	高崎
22	群馬県綿貫観音山古墳出土品	国指定	考古資料	国宝。東国古墳文化の代表的な古墳出土品	高崎
23	観音塚古墳	国指定	遺跡	東国最大級の大きさの横穴式石室をもつ、6世紀後半から7世紀初頭頃に築造された前方後円墳	高崎
24	本郷塚中古墳群	市指定	遺跡	本郷町字塚中にある古墳時代後期の65基の古墳群	榛名
25	安楽寺古墳	県指定	遺跡	7世紀末頃に造られた円墳	高崎
26	山名古墳群	市指定	遺跡	古墳時代後期の古墳群で、佐野三家管理者に関わる墳墓群	高崎
27	入野遺跡	県指定	遺跡	古墳時代の住居跡	吉井



図5-1 将軍塚古墳



図5-2 浅間山古墳



図5-3 保渡田古墳群



図5-4 北谷遺跡

関連文化財群1の課題

- ①東国でも有数の価値がある古墳や集落跡を、学習や研究、観光などの面でより一層活用していく必要がある。
- ②整備や管理が不十分な古墳等があるため、その状況の改善に努める必要がある。

関連文化財群1の方針

- ①古墳や集落跡の価値等を発信し、学習や研究、観光などの面での活用を推進する。
- ②古代の首長や人々が生きた証である古墳や集落跡の価値を市民と共有するため、適切な整備や管理を行う。

関連文化財群1の措置

NO.	事業名	事業内容	体制	実施時期（令和）		
				前 6- 8	中 9- 12	後 13- 15
関1-1	大学等による首長の居館跡や古墳、集落跡の調査研究との連携	大学等が行う首長の居館跡や古墳、集落跡に関する調査研究に対して協力し、その成果を共有する。	行政（文） 専門	前	中	後
関1-2	学校での学習の支援	小学6年生や中学での古代の学習に合わせ、指定史跡や校区内にある遺跡についての出前授業等を行う。	行政（文） 行政（関）	前	中	後
関1-3	榛名山噴火関連遺跡の情報発信	群馬県の文化振興課と連携し、高崎市の榛名山噴火関連遺跡の価値や魅力を発信する。	行政（文） 行政（関）	前	中	後
関1-4	高崎観光協会との連携による、史跡等の紹介	高崎観光協会と連携し、『観光たかさき』での古墳の周遊ルートを紹介や、ホームページでの紹介等を促進する。	行政（文） 団体	前	中	後
関1-5	関連文化財群1に関連する企画展の開催	かみつけの里博物館等で、関連文化財群1に関する企画展の開催を推進する。	行政（文）		中	
関1-6	史跡のユニークベニューとしての活用	広範なスペースや地域特性を有する日高遺跡や保渡田古墳群などを会場として特別感のあるイベントを開催し、イメージアップに繋げる。	行政（文） 行政（関） 団体 市民		中	後

NO.	事業名	事業内容	体制	実施時期（令和）		
				前 6- 8	中 9- 12	後 13- 15
関1-7	史跡の日常的な管理	日高遺跡や保渡田古墳群などの、利用者・来訪者が多い史跡の除草・剪定やトイレ清掃等を進め、快適な利用環境を維持する。	行政（文）	前	中	後
関1-8	日高遺跡の整備と活用	日高遺跡の整備を推進するとともに、小学生を対象にして田植え・稲刈り・学習会等を行い、史跡への興味・関心を高める。	行政（文） 行政（関） 団体	前	中	後
関1-9	保渡田古墳群の修繕・修理等	二子山古墳の墳丘の階段や、八幡塚古墳の葺石の修繕・修理、薬師塚古墳への動線の整備を行う。	行政（文）	前	中	
関1-10	北谷遺跡の整備推進	北谷遺跡の価値や魅力を共有するため、その整備や調査研究を推進する。	行政（文） 専門	前	中	後

関連文化財群 2

地域で守る世界の記憶 ―三家の絆と多胡の郡家―

石に銘文を刻んで造る石碑を建てる文化は、中国から朝鮮半島を経由し、飛鳥時代に日本にもたらされた。日本に現存する古代の石碑は、那須国造碑（栃木県）や多賀城碑（宮城県）など、わずかに18基である。その内の3基（山上碑・多胡碑・金井沢碑）が高崎市南部に集中しており、上野三碑と呼ばれている。

天武天皇10年（681）に建てられた山上碑は、完全な形で残る日本最古の石碑であり、放光寺の僧である長利が、ヤマト王権の直轄地である佐野三家を経営した豪族の出身である亡き母の黒壳刀自を供養するために建てたものとされている。山上碑の隣には黒壳刀自を追葬したとされる山上古墳があり、その西方にはよく似た造りの山ノ上西古墳がある。また、山上古墳の南方には前方後円墳を含む山名古墳群があり、この地域に佐野三家を経営した一族の墓域が累代にわたって営まれていたことが窺える。

大宝元年（701）に大宝律令が制定されて中央集権的な国家体制が整えられ、和銅4年（711）、中央政府は上野国の片岡郡・緑野郡・甘良郡の3郡内から300戸を割き、新たに多胡郡を建郡した。『続日本紀』には多胡郡の建郡を示す記述があり、建郡を記念して建てられた多胡碑の碑文には、その経緯と共に当時の政府高官の名前が刻まれている。また、片岡郡から多胡郡に編入した山部郷には、奈良の法隆寺の食封が設けられたことから、この地域は中央との結びつきが強かったことが窺える。多胡碑の南方約350mには、多胡郡の郡家（郡の役所）跡である上野国多胡郡正倉跡が位置しており、『上野国交替実録帳』によれば、ここには郡庁、正倉、厨家、館が存在した。また、正倉は大規模な倉庫群で、発掘調査によって少なくとも1棟は総瓦葺きの荘厳な外観であったことが判明した。多胡碑と上野国多胡郡正倉跡は、建郡を示す資料と郡家の施設がセットで確認された、国内唯一の例となっている。

金井沢碑は、神亀3年（726）に三家氏を名乗る氏族が、物部氏などの豪族と仏教の教で結束し、祖先の供養や一族繁栄を祈るために建てたものである。三家氏は「佐野三家（屯倉）」を経営した豪族の末裔とみられている。三家氏一族が居住していた烏川流域には、漆山古墳や安楽寺古墳などの古墳や、奈良時代から平安時代の地域の拠点とされる倉賀野上樋越遺跡があり、その勢力圏の広さを窺うことができる。また、碑文に記された郡名の「群馬郡」から、国・郡・郷名を漢字二文字で表記するとした和銅6年（713）の勅令が、地方でも着実に実施されていたことが確認できる。「車」から「群馬」への変更は、「群馬県」のルーツとなり、「群馬」の文字の使用は県内最古の事例である。また、万葉集巻十四「東歌」には佐野や多胡に関わる歌が詠まれており、これら地域が文化的にも先進地であったことが窺える。

上野三碑は、当時の地方行政制度のあり方、古代豪族の婚姻や氏族のつながり、仏教思想の広がりなどを今に伝えるとともに、石碑を建立する文化を持つ渡来人の集中的な居住や地域経営への参画を示している。亡き母への想い、建郡の誇り、一族の絆を記録した古代の石碑。地域が協力して守ってきた「世界の記憶」は、今後もその歴史的重要性と文化的先進性を国内、そして世界に向けて発信していく。

関連文化財群2を構成する歴史文化資産（39件）

- ・関連文化財群2を構成する歴史文化資産は、『高崎市文化財保存活用地域計画（資料編）』の「6. 関連文化財群構成歴史文化資産一覧」を参照されたい。

主な歴史文化資産の分布図



※電子地形図 200000（国土地理院）を加工して作成

主な歴史文化資産の概要

No.	名称	指定等	類型	説明	地域
1	山上碑及び古墳	国指定	遺跡	ユネスコ「世界の記憶」。僧の長利が建立したとされる石碑で、隣接の山上古墳は黒壳刀自を埋葬したとされる古墳	高崎
2	山ノ上西古墳	市指定	遺跡	直径約10mの円墳。山上古墳と共に佐野三家にかかわる豪族の理解に欠かせない古墳	高崎
3	金井沢碑	国指定	遺跡	ユネスコ「世界の記憶」。三家氏一族の結束を刻んだ奈良時代の石碑	高崎
4	山名古墳群	市指定	遺跡	古墳時代後期の古墳群で、佐野三家管理者に関わる墳墓群	高崎
5	安楽寺古墳	県指定	遺跡	畿内と関係の深い横口式石槨の影響を受けた埋葬施設	高崎
6	漆山古墳	市指定	遺跡	佐野三家管理者に関わる墳墓	高崎
7	倉賀野上樋越遺跡	未指定	遺跡	奈良から平安時代の佐野地域における豪族の拠点施設で、奈良三彩や緑釉陶器が出土	高崎
8	銅鑄製「物部私印」	市指定	考古資料	平安時代の豪族・物部氏が所有した銅印で、観音塚考古資料館に収蔵	高崎
9	佐野の船橋の民話	未指定	無形の民俗文化財	佐野の船橋にまつわる悲恋の物語	高崎
10	佐野の船橋歌碑	市指定	遺跡	万葉集巻14東歌の「かみつけの佐野の船はしとりはなし親はさくれどわはさかるがへ」が刻まれた歌碑	高崎
11	多胡碑	国指定	遺跡	ユネスコ「世界の記憶」。多胡郡の建郡を記念して建てられた奈良時代の石碑	吉井
12	上野国多胡郡正倉跡	国指定	遺跡	多胡郡家の正倉跡	吉井
13	上野国多胡郡正倉跡出土品	市指定	考古資料	上野国多胡郡正倉跡から出土した屋根瓦と被熱粘土塊で、多胡碑記念館に収蔵	吉井
14	三島塚古墳	市指定	遺跡	5世紀はじめ頃の築造と考えられ、彦狭島王（ひこさしまおう）の墓との伝承	高崎
15	鶯塚古墳	市指定	遺跡	直径約14mの円墳	高崎
16	恩行寺古墳	市指定	遺跡	5世紀前半に築造と推定される、直径約40mの大型円墳	吉井
17	矢田遺跡	未指定	遺跡	古代矢田郷に比定される遺跡であり、紡錘車や布などの織物業に関わる遺物が出土	吉井

No.	名称	指定等	類型	説明	地域
18	小暮の穴薬師	市指定	遺跡	上野三碑と同年代の横穴墓	吉井
19	穴大黒（古墳時代横穴墓）	市指定	遺跡	上野三碑と同年代の横穴墓	吉井
20	諏訪前古墳（多比良古墳）	市指定	遺跡	多胡碑との関連がみられる石室がある円墳	吉井
21	多胡古墳群寺ノ上支群	市指定	遺跡	古墳時代後期から終末期にかけての群集墳で、90基以上存在していたと考えられる吉井地域最大の古墳群	吉井
22	辛科神社	市指定	遺跡	渡来人ゆかりの古社	吉井
23	神保古墳群	市指定	遺跡	飛鳥時代の古墳群	吉井
24	多胡薬師塚古墳	市指定	遺跡	飛鳥時代の古墳で、截石切組積石室	吉井
25	馬庭東遺跡	未指定	遺跡	古代寺院が推定される遺物が出土	吉井
26	入野碑	市指定	遺跡	明治22年（1889）に合併により入野村ができたことを記念し、万葉集巻14東歌の「我が恋はまさかも悲し草枕多胡の入野のおくもかなしも」などを刻んで建立	吉井
27	古代瓦「羊子三」	市指定	考古資料	塔ノ峯遺跡で採集。渡来人である子氏の存在や、平安時代の仏教信仰の様相を示す。近年「羊」と読んでいた文字は「辛」異体字であることが明らかになってきた。多胡碑記念館に収蔵	吉井



図5-5 上野三碑（山上碑・多胡碑・金井沢碑）



図5-6 銅鑄製「物部私印」

関連文化財群2の課題

- ①佐野三家と山上碑・金井沢碑、多胡郡と多胡碑など、地域と石碑や地域どうしの関連性などをよりわかりやすく周知して、上野三碑と地域の一体的な活用を進める必要がある。
- ②上野三碑などに関する地域での取組を今後も継続させて、その魅力を伝えていく必要がある。

関連文化財群2の方針

- ①上野三碑とそれを有する地域の一体的な活用を推進する。
- ②地域が守ってきた「世界の記憶」の魅力を、より広い世代に広め継承していく。

関連文化財群2の措置

NO.	事業名	事業内容	体制	実施時期（令和）		
				前 6- 8	中 9- 12	後 13- 15
関2-1	上野三碑と関連する未指定文化財の研究	上野三碑と地域の一体的な活用に向け、佐野三家や多胡郡に関連する未指定文化財の調査・研究を進める。	行政（文） 専門	前	中	後
関2-2	上野三碑かるた大会	上野三碑かるた大会の開催を通して、上野三碑の歴史的価値の普及・啓発を進める。	行政（文） 団体	前	中	後
関2-3	上野三碑レプリカの貸し出し	市内や市外、他県の博物館・資料館等で行う上野三碑を扱う展示会等にレプリカを貸し出し、上野三碑の歴史的価値の普及・啓発を進める。	行政（文） 行政（関） 団体	前	中	後
関2-4	ユネスコ「世界の記憶」としての魅力の発信	上信電鉄との連携やパンフレットの配布、ホームページでの解説動画等の掲載を通じて、学習や観光などの様々な面から「世界の記憶」としての魅力の普及を進める。	行政（文） 行政（関） 団体	前	中	後
関2-5	関連文化財群2に関連する企画展の開催	多胡碑記念館等で、関連文化財群2に関する企画展の開催を推進する。	行政（文）		中	
関2-6	ボランティア活動の意義や成果の周知	山上碑・金井沢碑を愛する会、上野三碑をつなぐ会、上野三碑ボランティア会などの活動の意義や成果を、市民や来訪者に周知する。	行政（文） 団体 市民	前	中	後

NO.	事業名	事業内容	体制	実施時期（令和）		
				前 6- 8	中 9- 12	後 13- 15
関2-7	文学資料としての価値や魅力の発信	書道関連の団体などと連携し、上野三碑の文学資料としての価値や魅力を幅広い世代に伝える。	行政（文） 専門 団体 市民		中	後
関2-8	石碑の路の活用	万葉和歌を詠んだ29基の碑が建つ石碑の路の活用を通して、古代からの文化的先進地としての魅力を発信する。	行政（文） 行政（関） 団体 市民	前	中	後

関連文化財群3

東国屈指の「国の華」 ―仏教の伝播と上野国の僧寺・尼寺―

日本の歴史に重要な影響を与えてきた仏教は、6世紀半ばに朝鮮半島の百済から日本に伝えられたとされる。その伝播の過程には、有力者たちの積極的な海外との交流があった。

観音山古墳は、6世紀後半に築造されたと考えられる前方後円墳である。未盗掘の石室からは中国製の水瓶、百済の武寧王の墓から出土したものと同型の鏡、朝鮮半島製の甲冑や銅製の鈴付き大帯など、絢爛豪華な副葬品が見つかり、多量の埴輪なども含めた3,346点の出土品は国宝に指定された。それらから、この古墳に埋葬された人物やこの地域がヤマト王権と深いかわりを持ち、積極的な対外交流をしていたことを窺い知ることができる。

観音塚古墳は、市域西方の八幡台地に所在する6世紀末から7世紀初頭に築造された前方後円墳である。巨石を使用した横穴式石室は東国最大級を誇り、そこから良好な状態で発見された銅鏡、馬具、刀剣、銅鏡、装身具、須恵器など約300点の副葬品は、高度な工芸技術を駆使したものである。特に銅鏡は、国内で出土した同種のもののなかでは飛び抜けた逸品である。また、馬具のデザインは寺院の仏像・荘厳具と似た部分があり、同様の性質を示す馬具がしどめ塚（人見塚）古墳からも出土している。さらに、石原稲荷山古墳、上豊岡引間遺跡などからも仏具の一種と考えられている銅鏡が出土しており、これらの地域に仏教の要素が入っていたことが窺える。観音塚古墳のような古墳が築造される基盤があった八幡町付近は、律令期には東山道駅路が通るなど、片岡郡の中心地となった。

天平13年（741）、聖武天皇は度重なる飢饉や疫病の流行、内政の混乱に対して仏教による鎮護国家を願って「国分寺建立の詔」を發布し、各国に国分僧寺と国分尼寺を建てるよう命じた。また、「七重塔を持つ寺は「国の華」あり、必ず良い場所（好处）を選んで長く久しく保つように」とした。

上野国の国分僧寺は榛名山の東南麓、上野国府推定地からほど近い東山道駅路「国府ルート」の沿道に建立された。この地は上野国のほぼ中央に位置し、西に妙義山と浅間山、北西間近に榛名山、北に小野子山と子持山、北東に武尊山・赤城山の山々を望め、南から南東にかけては視界を遮るもののない平野が広がる、まさに「好处」であった。国分僧寺は広大な伽藍を築垣で囲み、その内部は国内最大規模の七重塔がそびえるなど壮大な建築であり、全国的にも早い段階で主要伽藍「塔・金堂・僧坊」が整っていた寺だとする見解もある。

国分僧寺から東へ約500mの位置には国分尼寺が建立された。国分尼寺には壮大な礎石建の尼坊が建ち、凝灰岩の切石を用いて基壇を飾った金堂に瓦葺きの回廊が巡るなど、格式高い伽藍が整えられた。国分尼寺は8世紀後半の創建とみられ、国分僧寺と同様に早い時期に伽藍が整備されたものと考えられている。両寺の創建にあたっては、古墳時代以来、東国の中心地として栄えた上野国内の豪族たちの協力があったと考えられ、上野国の国分僧寺・国分尼寺は、まさに国力の結集を物語る。

国難ともいえる状況の中で造られた上野国の国分僧寺と国分尼寺は、先人の対外交流の歴史を礎に、仏教による鎮護国家を願う人々の心によって造られた当地が誇るシンボルである。それに関わる遺跡や出土品に触れることは、古代を彩った「国の華」の魅力に迫ることに繋がるのである。

関連文化財群3を構成する歴史文化資産（40件）

- ・関連文化財群3を構成する歴史文化資産は、『高崎市文化財保存活用地域計画（資料編）』の「6. 関連文化財群構成歴史文化資産一覧」を参照されたい。

主な歴史文化資産の分布図



※電子地形図 200000（国土地理院）を加工して作成

主な歴史文化資産の概要

No.	名称	指定等	類型	説明	地域
1	観音山古墳	国指定	遺跡	6世紀後半に造られた墳丘長97mの前方後円墳	高崎
2	群馬県綿貫観音山古墳出土品	国指定	考古資料	国宝。東国古墳文化の代表的な古墳出土品	高崎
3	観音塚古墳	国指定	遺跡	東国最大級の大きさの横穴式石室をもつ、6世紀後半から7世紀初頭に築造された前方後円墳	高崎
4	上野国八幡観音塚古墳出土品	国指定	考古資料	観音塚古墳の横穴式石室内から、良好な状態で出土した約300点の副葬品。観音塚考古資料館で保管・展示	高崎
5	五霊神社古墳	未指定	遺跡	銅甕が出土した、古墳時代の前方後円墳	高崎
6	上豊岡引間遺跡	未指定	遺跡	古墳の副葬品と思われる口径12.3cmの銅甕が出土	高崎
7	石原稲荷山古墳	未指定	遺跡	口径11.6cmの銅甕が出土	高崎
8	普賢寺裏古墳	未指定	遺跡	全長約77mの前方後円墳	高崎
9	不動山古墳	市指定	遺跡	5世紀中ごろから後半の築造と推定される、全長94mの前方後円墳	高崎
10	浜尻天王山古墳	市指定	遺跡	6世紀後半に造られた前方後円墳	高崎
11	高崎1号墳	未指定	遺跡	直径約40mの円墳	高崎
12	少林山の群集墳	未指定	遺跡	少林山台遺跡の1号墳から22号墳、A号墳からQ号墳	高崎
13	しどめ塚(人見塚)	県指定	遺跡	7世紀前半に築造された円墳	榛名
14	山上碑	国指定	遺跡	ユネスコ「世界の記憶」。僧の長利が建立したとされる石碑	高崎
15	金井沢碑	国指定	遺跡	ユネスコ「世界の記憶」。古代東国の仏教の普及と有力な仏教教団の成長を知るうえで重要な石碑	高崎
16	八幡遺跡	未指定	遺跡	古代の集落跡	高崎
17	八幡中原遺跡	未指定	遺跡	古代の集落跡	高崎

No.	名称	指定等	類型	説明	地域
18	八幡六枚遺跡	未指定	遺跡	古代の集落跡	高崎
19	七五三引遺跡	未指定	遺跡	韓式系土器が出土	高崎
20	上野国分寺跡	国指定	遺跡	奈良時代の僧寺跡	群馬
21	上野国分寺跡出土品	未指定	考古資料	上野国分寺跡の発掘調査で採集した出土品	群馬
22	上野国分尼寺跡	未指定	遺跡	奈良時代の尼寺跡	群馬
23	上野国分尼寺跡出土品	未指定	考古資料	上野国分尼寺跡の発掘調査で採集した出土品	群馬
24	妙見社本殿	市指定	建造物	千年以上前の創始と伝承で、現在の本殿は天保年間（1831年～1845年）に再建	群馬
25	田端廃寺	未指定	遺跡	古代豪族が建立したと考えられる古代寺院	高崎
26	本郷奥原遺跡	未指定	遺跡	古代の寺院跡と推定	榛名
27	巖山遺跡	未指定	遺跡	榛名神社境内にあり、10世紀から11世紀の頃の遺物が出土していることから、平安時代に造成された寺院跡と推定	榛名
28	馬庭東遺跡	未指定	遺跡	古代寺院が推定される遺物が出土	吉井
29	黒熊中西遺跡	未指定	遺跡	平安時代の寺院跡で天台宗の東国における拠点	吉井
30	東山道駅路	未指定	遺跡	古代律令による官道。長野地区などの地割りに国府ルートが残存	高崎・群馬



図5-7 観音塚古墳(石室内部)



図5-8
観音塚古墳の銅鏡



図5-9 上野国分寺跡

関連文化財群3の課題

- ①「国の華」である上野国分僧寺や上野国分尼寺が高崎に造られた歴史的な重要性の理解を、より一層進める必要がある。
- ②群馬県や前橋市との連携体制を、より一層強化・拡充していく必要がある。

関連文化財群3の方針

- ①上野国分僧寺・上野国分尼寺が高崎に所在する重要性を、多くの市民と共有する事業を展開していく。
- ②群馬県や前橋市と連携し、上野国分寺跡や上野国分尼寺跡の多様な活用を推進する。

関連文化財群3の措置

NO.	事業名	事業内容	体制	実施時期（令和）		
				前 6- 8	中 9- 12	後 13- 15
関3-1	上野国分尼寺跡に関する発掘調査の結果の公開	上野国分尼寺跡に対する関心の向上や価値の共有のため、発掘調査結果の公開をホームページ等で行う。	行政（文）	前	中	
関3-2	上野国分尼寺跡の指定等の推進	上野国分尼寺跡の指定等を推進する。	行政（文） 専門	前	中	後
関3-3	前橋・高崎連携事業文化財展での活用	上野国分寺跡と上野国分尼寺跡の一体的な活用の推進のため、前橋市と連携し、連携文化財展でのテーマに組み込んでいく。	行政（文） 行政（関）	前	中	
関3-4	教育現場での出土品の活用	上野国分尼寺跡等の出土品の活用を促し、授業での学習効果を高める。	行政（文） 行政（関）	前	中	後
関3-5	上野国分寺まつりでの、歴史文化資産の活用	「上野国分寺まつり」の際に、上野国分尼寺跡の出土品の展示や、現地説明会等の実施を推進する。	行政（文） 行政（関） 団体	前	中	後
関3-6	関連文化財群3に関連する企画展の開催	観音塚考古資料館等で、関連文化財群3に関する企画展の開催を検討する。	行政（文）		中	後
関3-7	上野国分寺跡に関連する行政機関との連携	円滑な活用事業の推進のため、上野国分寺跡を管理する群馬県や、史跡地を共有する前橋市との連携を強化する。	行政（文） 行政（関）	前	中	後

関連文化財群 4

難攻不落の名城 一戦国の乱世と高崎の幕開け一

関東の戦国時代の始まりといわれる、享徳3年（1454）からの享徳の乱において、上州一揆の旗頭になった長野氏は、一族の拠点として鷹留城たかとめや箕輪城みのわを築城して西上野こうずけに勢力を拡大し、周辺の有力武将たちと協力関係を築いた業政（業正）の時代に全盛期を迎えた。

永禄4年（1561）、業政が病没し子の業盛なりもり（氏業）が家督かどくを継ぐと、武田信玄が本格的に西上野に進出し、信玄は箕輪城を目指して毎年出撃した。下室田町にある長年寺の僧受連は、武田氏の侵攻による多大な被害を覚書に記した。永禄4年以降、長野氏は箕輪城を拠点に武田氏の侵攻を食い止めていたが、倉賀野城おぼえがきや和田城あがつま、吾妻郡の諸城が次々に落城し、箕輪城は孤立した。そして永禄9年（1566）、武田氏の軍勢により城は包囲され、ついに箕輪城は落城し城主業盛（氏業）は自害した。井出の地には、業盛を哀れんだ僧が遺体をもらいうけ、葬ったと伝わる墓がある。

長野氏滅亡後、のちに武田四天王といわれる内藤昌秀まさひで（昌豊）などが箕輪城主となるが、天正10年（1582）に武田氏は織田信長に敗れ、信長重臣の滝川一益まさとよが箕輪城に入城する。そのわずか4ヶ月後に明智光秀が謀反を起こし、本能寺の変によって信長が死去する。本能寺の変の報を受け京都に上ろうとした一益に対し、それを阻止しようと小田原の北条氏うじなおが攻め寄せ、上野国と武蔵国の境を流れる神流川を挟んで滝川一益・上州連合軍と北条氏直うじなお・氏邦軍が神流川合戦を繰り広げた。一益は敗れ、箕輪城には北条氏邦などが配置されたが、天正18年（1590）の豊臣秀吉による小田原征伐の際に進軍して来た上杉景勝・前田利家・真田昌幸の連合軍によって落城する。

北条氏が滅びると、秀吉は徳川家康の東海地方から関東地方への領地替えを行った。家康は江戸城に入り、のちに徳川四天王とよばれる本多忠勝と榊原康政は、大多喜城おおたき（千葉県）と館林城（館林市）にそれぞれ10万石で封じられるなど、関東の各要地に重臣が配置された。箕輪城には同じくのちに徳川四天王となる井伊直政が、家臣の中では最大石高の12万石で封じられた。

長野氏以降、箕輪城の支配者は目まぐるしく変わっていった。しかし、その度に各大名の重臣が配置されたということが、当時の箕輪城の重要な位置づけを示している。

慶長3年（1598）、直政は所領の中から和田の地を選んで新たに城を築城し、箕輪城は廃城となった。直政は、城が築かれた和田の地名を「松が崎」に改めようと思い、箕輪の龍門寺の住職白庵はくあんに意見を求めた。白庵は「諸木は栄枯えいこの時あり。成功高大せいこうこうだいの義に取って高崎にされては」と進言し、直政はこれを受け地名を高崎に決めたといわれる。高崎城は敷地約5万坪の壮大な城で、関ヶ原の戦いの際、西に向かう徳川秀忠の3万を超える大軍を駐留させるほどだった。高崎の名付け親となった井伊直政だが、慶長5年（1600）の関ヶ原の戦い後に佐和山城（彦根市）へ移った。直政に次いで慶長9年（1604）に城主となったのは、徳川四天王である酒井忠次の子、家次である。

箕輪城跡は現在「日本百名城」に数えられており、難攻不落と伝わる城の雄姿は、その広大な堀から今も感じることができる。「高崎」誕生の前夜。この地に集い、この地で戦った英雄たちの勇壮さは数々の遺跡・遺構に刻まれており、激動の時代と「高崎」の幕開けの歴史を今の世で知ることができるのである。

関連文化財群4を構成する歴史文化資産（105件）

- ・ 関連文化財群4を構成する歴史文化資産は、『高崎市文化財保存活用地域計画（資料編）』の「6. 関連文化財群構成歴史文化資産一覧」を参照されたい。

主な歴史文化資産の分布図



※電子地形図 200000（国土地理院）を加工して作成

主な歴史文化資産の概要

No.	名称	指定等	類型	説明	地域
1	箕輪城跡	国指定	遺跡	西暦1500年頃に長野氏によって築かれた城。日本百名城	箕郷
2	北新波砦跡	県指定	遺跡	75m四方のほぼ正方形の城館跡	高崎
3	鷹留城跡	市指定	遺跡	長野氏一族の城。長野氏の築城	榛名
4	松山城跡	市指定	遺跡	城の名は上田氏が武蔵国松山城主であったことにちなむといわれるが、近年は鷹留城を築いた長野氏のものともいわれる城	榛名
5	山名城址	市指定	遺跡	南北朝時代から戦国時代の典型的な山城	高崎
6	新堀城(多比良城)跡	市指定	遺跡	永禄6年(1563)武田信玄に攻められて落城	吉井
7	和田城跡	未指定	遺跡	和田氏が築いた城。廃城後の跡地に、井伊直政によって高崎城が築城	高崎
8	倉賀野城跡	未指定	遺跡	倉賀野氏の城。永禄8年(1565)に武田信玄によって落城	高崎
9	根小屋城跡	未指定	遺跡	武田信玄が築城したといわれる山城。縄張りが良好に残存	高崎
10	権田城跡	市指定	遺跡	武田氏が西上野に侵攻してきた際、大戸浦野氏に支配された記録が残存	倉渕
11	保渡田城跡	未指定	遺跡	長野氏滅亡後武田信玄の重臣内藤昌秀が改修し、続いて子の昌月が居城と推定	群馬
12	石上寺の石造物群	市指定	彫刻	箕輪城の鬼門寺で、輪廻の塔や薬師像などの石造物が残存	箕郷
13	長純寺の長野業政公の像	市指定	彫刻	長野氏の開基とされる長純寺に伝わる高さ約35cmの木像	箕郷
14	伝箕輪城主長野業盛之墓	市指定	遺跡	長野業盛(氏業)を哀れんだ僧が、井出の地に葬ったと伝わる墓(箕輪軍記)	群馬
15	箕輪城主夫人藤鶴姫の墓	市指定	遺跡	自害したと伝えられる長野業政夫人を供養する墓	倉渕
16	長年寺長野氏の墓	市指定	遺跡	長野氏累代7人を供養するための五輪塔	榛名
17	長野氏累代の墓	市指定	遺跡	長野氏が浜川を拠点にしていた頃の五輪塔8基と宝篋印塔6基	高崎

第5章 歴史文化資産の保存・活用に関する措置

No.	名称	指定等	類型	説明	地域
18	旧下田邸書院及び庭園	県指定	建造物	長野氏の重臣下田大膳正勝の子孫が、落城後に構えた屋敷跡	箕郷
19	矢原宿の街並み	未指定	伝統的建造物群	箕輪城の城下町の町割りを踏襲した通りに沿って残る養蚕農家群など	箕郷
20	龍門寺の山門	市指定	建造物	龍門寺は井伊直政が開基し、寛政8年（1796）に山門を青山貞宴が再建	箕郷
21	神流川合戦首塚	市指定	遺跡	織田方の滝川一益との神流川合戦に勝利した北条方が、討死した武士の首を檢視し埋葬したと伝承	新町
22	龍広寺（山門）	未指定	建造物	「高崎」改名の進言をした白庵和尚を招き創建。山号は「高崎山」	高崎
23	高崎城址（三の丸外圍の土居と堀）	市指定	遺跡	慶長3年に井伊直政によって築かれた城	高崎
24	高崎城乾櫓	県指定	建造物	もとは高崎城本丸の北西、戌亥（いぬい）の方角にあった櫓	高崎
25	高崎城東門	市指定	建造物	高崎城の東門と伝わる建物	高崎
26	井伊直政黒印状	市指定	古文書	文禄5年（1596）に井伊直政から中大類・下大類の名主・百姓へ宛てた文書	高崎



図5-10 箕輪城跡（郭馬出西虎口門）



図5-11 伝箕輪城主長野業盛之墓



図5-12 高崎城東門

関連文化財群4の課題

- ①箕輪城跡のガイダンス施設がなく、出土品や関係資料の展示や解説を行う場が十分にならないために、箕輪から高崎へと続くストーリーを市民に対して伝えきれていない。
- ②市内にある魅力的な中世の歴史文化資産の包括的な活用が十分とはいえない。

関連文化財群4の方針

- ①「高崎の原点」となった箕輪城と、井伊直政によって造られた高崎城などの魅力の発信を強化する。
- ②中世の歴史文化資産の活用を促進する。

関連文化財群4の措置

NO.	事業名	事業内容	体制	実施時期（令和）		
				前 6- 8	中 9- 12	後 13- 15
関4-1	箕輪城跡の出土品の整理	活用事業の推進に備え、収蔵施設で保管されている箕輪城跡の出土品の整理を行う。	行政（文）	前	中	
関4-2	箕輪城跡の整備と活用	箕輪城跡の整備を推進し、「日本百名城」としての魅力アピールしながらその活用を図る。	行政（文） 行政（関） 団体	前	中	後
関4-3	歴史紹介動画「箕輪城から高崎城へ」の活用	市が作成した紹介動画を多方面へ発信するため、動画配信アプリや学校現場などに提供する。	行政（文） 行政（関）	前	中	後
関4-4	「高崎100名城」の選定	高崎城や山名城、根小屋城など指定等・未指定を問わず、城や館などの選定を行い、その魅力をアピールすることで各城跡等を巡るきっかけをつくる。	行政（文） 専門 団体 市民	前	中	後
関4-5	関連文化財群4に関わる未指定文化財の調査・研究	箕輪から高崎に続く歴史や、中世の歴史文化に関わる未指定文化財の調査・研究を進める。	行政（文） 専門		中	後
関4-6	関連文化財群4に関連する企画展の開催	歴史民俗資料館や吉井郷土資料館等で、関連文化財群4に関する企画展の開催を検討する。	行政（文）		中	後
関4-7	出土品の常時展示	箕輪城や中世の城跡などからの出土品等の常時展示を実現するため、設備整備の検討や、地域の施設に展示協力の働きかけを行う。	行政（文） 行政（関） 団体 市民		中	後

関連文化財群5

古来より続く要衝の地 ー陸と河川の交通網ー

高崎は「古代の高速道路」ともいえる東山道とうさんどう駅路が通るなど、古くから政治や文化を結ぶ交通の要衝として栄え、中世から近世にかけては広大な荘園や有力な武将の領地、幕藩体制を支える諸藩の領地や人やものの交流で賑わった宿場として、重要な役割を担ってきた。

八幡やわた荘は、旧片岡郡と安中市東部の板鼻から烏川西岸に沿って細長く連なった広大な領域をもつ荘園であり、中心には源氏の守護神を祀った八幡八幡宮が早くからあって崇敬されていた。平安時代末期には、新田荘を本拠とした新田義重の子義俊よしとしが里見よしのりに、同じく子の義範が山名を拠点に勢力を拡大した。里見氏は、『南総里見八犬伝』に登場する安房里見氏など全国の里見氏のルーツとなり、山名氏はのちに全国66ヶ国のうち中国地方を中心とした11ヶ国を守護領国としたことから「六分の一殿」と呼ばれた。

鎌倉時代になると、上野国では安達氏や執権の北条氏が守護に任じられた。また、高崎から藤岡を経て鎌倉に至る鎌倉街道が整備され、「いざ鎌倉」の精神を象徴する謡曲鉢木は、高崎の佐野が舞台といわれている。

江戸時代になると、高崎は配置された藩の領地や他藩の飛び地てんりょう、天領といわれた幕府直轄地や将軍家に直接仕える旗本の領地となった。全国的な交通網が整備されて高崎でも宿場や河岸が発達し、人やものの往来がより一層盛んになった。

高崎藩には、井伊直政など有力な譜代大名が封じられ、幕府の要職を務めた藩主もいた。また、3代将軍徳川家光の弟の忠長の太信寺における切腹など、重要な事件の舞台ともなった。高崎には五街道の一つである中山道が通っており、酒井家次によるその道筋の変更は高崎の発展に大きく寄与した。その後の松平（大河内）輝貞による商業政策もあり、高崎宿の田町は「お江戸見たけりゃ高崎田町、紺ののれんがひらひらと」とうたわれ、「当国第一の繁盛の大市なり」といわれるほど栄え、中山道は幕末には江戸へ向かう皇女和宮の通行にも使われた。倉賀野宿は荷物を船積みする河岸を併せ持った宿場であり、本陣1ヶ所と脇本陣2ヶ所が配置された。倉賀野河岸は烏川最上流に位置する河岸で、高崎と大消費地の江戸を結ぶ利根川舟運の重要地点であった。中山道の宿場を描いた浮世絵「木曾街道倉賀野宿烏川之図」からも、倉賀野は陸上と水上交通の結節点として栄えたことが窺える。

天領・旗本領であった落合村と笛木村が合併してできた新町宿は、中山道の本庄宿（埼玉県）と倉賀野宿間の距離が遠く不便だったことがら形成されたのが起源とされ、中山道では最も新しい宿場だが、上野7宿の江戸からの玄関口として栄えた。

吉井藩は上野国・上総国に領地をもち、宝暦年間からは吉井陣屋に藩庁を置き、藩主は江戸に常住していた。吉井陣屋の大手は吉井宿の中央に通じており、特産品である「吉井の火打金」は土産として江戸で大評判になった。

上里見藩は、寛延元年（1748）に篠塚藩主（邑楽郡）だった松平（奥平）忠恒ただつねの移封に伴って立藩され、上里見村の神山宿南側に陣屋が置かれた。烏川を挟んだ北側には室田宿があり、神山宿・室田宿は中山道の脇街道である信州街道（草津街道）の宿場町として賑わった。

このように、高崎は多くの「人」「もの」「情報」「文化」が交流する要衝の地として繁栄してきた。そして、「お江戸見たけりゃ」とうたわれたまちの面影は各所に残っており、それらを辿ることで、その魅力を今も感じることができる。

関連文化財群5を構成する歴史文化資産（272件）

- ・関連文化財群5を構成する歴史文化資産は、『高崎市文化財保存活用地域計画（資料編）』の「6. 関連文化財群構成歴史文化資産一覧」を参照されたい。

主な歴史文化資産の分布図



※電子地形図 200000（国土地理院）を加工して作成

主な歴史文化資産の概要

No.	名称	指定等	類型	説明	地域
1	八幡八幡宮	市指定	建造物	古くから一国一社の八幡宮として広く尊崇	高崎
2	山名八幡宮	市指定	建造物	社伝によれば、源氏の一族、新田氏の祖義重の子義範が山名城にあって、豊前の国（大分県）の宇佐八幡を勧請して、社殿を造営し、武神として崇敬したのが起源	高崎
3	里見城跡	市指定	遺跡	築城は新田義俊とされ、11代城主義実が房州白浜へ移り廃城になるまでの260年余りの間、里見氏の居城と推定	榛名城
4	一里塚	県指定	遺跡	中山道沿いの一里塚で、県内で唯一形が残っているもの	高崎
5	上豊岡の茶屋本陣	県指定	遺跡	大名や上級武士・公卿の喫茶や昼食等のために使用	高崎
6	下豊岡の道しるべ	市指定	石造物	中山道と草津道の分岐にあったもの	高崎
7	例幣使街道の常夜灯及び道しるべ	市指定	遺跡	文化11年（1814）中山道と例幣使街道の分岐点に造られた石造りの道しるべと常夜灯	高崎
8	三国街道道標	市指定	石造物	元禄7年（1694）に中里村（現中里町）内の三国街道と板鼻道の三叉路に建てられた道標	群馬
9	ハクモクレン	県指定	動物・植物・地質鉱物	元和5年（1619）高崎城主となった安藤重信が、現在は高崎公園となっている場所に良善寺を建立し、境内に植えたものと伝承	高崎
10	小祝神社	市指定	建造物	『延喜式神名帳』に記載された小社で、上野国十二社（式内社）の一つ。現本殿は、享保20年（1720）に上棟	高崎
11	徳川忠長の墓 附忠長の霊牌その他	市指定	遺跡	寛永10年（1633）に高崎城で自刃した、徳川3代将軍家光の弟の忠長の墓	高崎
12	高崎藩「無銘書」	市指定	古文書	高崎藩関係の諸記録がまとめられており、高崎市中央図書館に所蔵	高崎
13	倉賀野宿と倉賀野河岸	未指定	遺跡 建造物	倉賀野宿に置かれた本陣の跡や脇本陣、利根川最上流の河岸など、当時の様子を今に伝える歴史文化資産が残存	高崎
14	倉賀野神社	市指定	建造物	江戸時代後半の社寺建築の特色でもある彩色の無い様々な彫刻を駆使して軒廻りを装飾	高崎
15	頼政神社社宝（稲妻の鎧、白銀造太刀、丁丑筆話）	市指定	工芸品	稲妻の鎧は松平（大河内）輝聰が造らせ、最後の藩主である輝声が明治になって奉納したもの	高崎
16	新町宿見通し灯籠	未指定	石造物	再建された常夜灯。かつては小林一茶も寄進	新町
17	諏訪神社鳥居	市指定	建造物	笠木の曲線が美しい鳥居	新町

No.	名称	指定等	類型	説明	地域
18	吉井藩主家資料	市指定	歴史資料	吉井藩主に関する資料で、吉井郷土資料館に収蔵	吉井
19	吉井藩陣屋の表門	市指定	建造物	築年代不明。宝暦2年（1752）に陣屋が吉井町矢田から吉井町吉井に移った後に建造	吉井
20	吉井宿問屋秋山家跡	市指定	遺跡	吉井宿に居住し、名主を兼ねた秋山家の跡	吉井
21	火打金ほか13品目	市指定	有形の民俗文化財	吉井宿の特産品	吉井
22	上里見藩邸跡	未指定	遺跡	上里見藩邸（陣屋）の跡。藩主は松平（奥平）忠恒で石高は二万石	榛名
23	室田宿市場絵図と文書	市指定	歴史資料	下室田の宿場の市の様子。穀座と外居座の場所が示されている。榛名歴史民俗資料館に収蔵	榛名
24	川浦山御用木御伐出絵図	市指定	歴史資料	天保5年（1834）幕府が川浦山御林から大量のけやきを伐採し、烏川の水運を利用して江戸まで運んだ際の作業過程を描いたもの	倉渕
25	幕府御用材搬出御会所跡	市指定	遺跡	川浦山御用材搬出の仕事を監督した所	倉渕
26	白川陣屋跡	市指定	遺跡	安房勝山藩酒井氏の陣屋。代官は西明屋村の下田氏	箕郷
27	金古神保家大門	市指定	建造物	旗本松田氏の代官や名主を務めた神保家の表門	群馬
28	倉渕の道祖神	市指定 未指定	有形の民俗文化財	倉渕町の77か所にある、指定等・未指定含む114体の道祖神	倉渕



図5-13 上豊岡の茶屋本陣



図5-14 吉井藩陣屋の表門

関連文化財群5の課題

- ①把握や歴史的意義の共有の不十分さによって、各地域にある藩や宿場、陸上・河川の交通網に関連する歴史文化資産の風化や開発等による滅失の危険性が高まっている。
- ②時代と時代、地域と地域、人と人を繋いできた宿場や陸上・河川の交通網に関連する歴史文化資産の特性を生かしきれず、断続的な活用に留まっている部分がある。

関連文化財群5の方針

- ①藩政や宿場、陸上・河川の交通網に関連する歴史文化資産を次世代に繋ぐ。
- ②時代や地域を繋いだ、歴史文化資産の包括的な活用を推進する。

関連文化財群5の措置

NO.	事業名	事業内容	体制	実施時期（令和）		
				前 6- 8	中 9- 12	後 13- 15
関5-1	関連文化財群5に関連する未指定文化財の調査・研究	藩政や宿場、陸上・河川の交通網に関連する未指定文化財の調査と研究を進める。	行政（文） 専門	前	中	後
関5-2	風化や滅失の予防	風化や滅失を防ぐため、地域にある藩政・宿場・陸路・水路に関連する歴史文化資産の周知に努め、日常的な見守り体制の強化を行う。	行政（文） 団体 市民	前	中	後
関5-3	地域づくり活動協議会との連携強化	各地域づくり活動協議会が運営する、地域の歴史の学習や伝統、文化の継承のための行事に専門的見地から情報提供を行う。	行政（文） 行政（関） 団体	前	中	後
関5-4	地域紹介パンフレット等の活用の拡充	地域ごとに作成されたパンフレットや書籍を、学校での地域学習の補助や来訪者のまち歩きで活用できるよう、公開方法の検討を進める。	行政（文） 行政（関） 団体	前	中	後
関5-5	神社仏閣の参拝ルートの設定	関連文化財群5に関わる神社仏閣の参拝ルートを設定し、それらを巡る中で地域や歴史文化資産に触れてもらう。	行政（文） 行政（関） 団体		中	
関5-6	関連文化財群5に関連する企画展の開催	市有の歴史系博物館で、関連文化財群5に関する企画展を開催する。	行政（文）		中	後

関連文化財群6

近代化と文化芸術の発展 一歩み続けるまち、高崎一

幕末の開国以降、「近代化の父」と称される小栗上野介忠順による横須賀造船所の建設に伴う外国の技術の導入や殖産興業政策によって、日本はもちろん、高崎においても経済の発展や生活の変化がもたらされた。

明治初期、生糸は我が国の主力輸出品となったが、知識と技術がなかったために使い残りの屑糸や生糸にならない屑繭は安価で海外に輸出されていた。明治6年（1873）ウィーンで開かれた万博博覧会へ行き、屑糸・屑繭から糸を作るスイスの絹糸紡績技術を学んだ工部省の佐々木長淳は、帰国後に絹糸紡績工場の設立を内務省に建言した。屑糸・屑繭を使った紡績業の利益は多大で、早急に興業の基礎を確立する必要があると、当時の内務卿の木戸孝允や大久保利通は、太政大臣の三条実美に対して紡績工場の設立の伺いを提出した。工場の設立が許可され、製糸が盛んな地域で水利が良い新町が設立地として選定され、内務省勸業寮の所管として明治9年（1876）に建築工事に着手した。富岡製糸場がフランス人の指導による建設であるのに対し、新町においてはほとんどの工場が日本人によって建設された。そして、明治10年（1877）に国内最初の官営絹糸紡績工場として、新町紡績所が操業を開始した。開業式には大久保利通・大隈重信・伊藤博文らが顔をそろえ、翌年9月には明治天皇が行幸した。新町には、この行幸で明治天皇が宿泊するために新築した行在所が今も残っている。

中山道の宿駅として重要な位置を占めていた高崎には、鉄道が通るのも早かった。明治16年（1883）12月に新町駅が開業し、翌明治17年（1884年）5月には高崎駅が開業した。この鉄道は内陸の産物と人を運ぶとともに、太平洋側からの産物と人を運ぶ大動脈であり、交通の要衝としての高崎の役割は明治になっても続いた。明治43（1910）には県内最古の上水道設備をもった剣崎浄水場が完成し、人々の生活をより豊かにした。

明治政府は、富国強兵策のため東京に鎮台、高崎に分営を置き、明治17年（1884）に歩兵第15連隊を高崎に駐屯させた。さらに、岩鼻火薬製造所が明治39年（1906）にダイナマイトの製造を開始、昭和19年（1944）には堤ヶ岡村（現棟高町ほか）を中心に造られた前橋（堤ヶ岡）飛行場に軍用機が発着するなど、近代化によって生活が豊かになる一方で、高崎は軍都としての一面ももつようになっていた。

昭和になると井上保三郎が観光高崎の建設を目指し、昭和11年（1936）に観音山に高崎白衣大観音像を建立した。保三郎の長男房一郎は、ナチス・ドイツから逃れてきた建築家のブルーノ・タウトを高崎に招き、群馬県立美術館の建設に際しては作品を求め奔走し、自らも日本書画230点余りを寄贈した。戦後の高崎は軍都から文化都市へと変貌し、近年は「音楽のあるまち高崎」として発展した。群馬交響楽団の前身「高崎市民オーケストラ」が誕生し、昭和36年（1961）にはアントニン・レーモンドが設計し、建設費の一部が市民の募金により賄われた群馬音楽センターが開館した。平成2年（1990）からは、高崎音楽祭とマーチングフェスティバルが市民主導で行われ、また、頼政神社の祭典に起源をもち、道祖神祭りや「高崎ふるさとまつり」など名前を変えて戦前から戦後と市民が主体となって繋いできた「高崎まつり」が今もなお続き、「山車まつり」など市民が参加する行事が催されている。

近代以降の都市の変容と文化芸術の発展の歴史を知ることは、高崎市民が培ってきた豊かさの軌跡を巡ることに繋がるのである。

関連文化財群6を構成する歴史文化資産（208件）

- ・関連文化財群6を構成する歴史文化資産は、『高崎市文化財保存活用地域計画（資料編）』の「6. 関連文化財群構成歴史文化資産一覧」を参照されたい。

主な歴史文化資産の分布図



※電子地形図 200000（国土地理院）を加工して作成

主な歴史文化資産の概要

No.	名称	指定等	類型	説明	地域
1	小栗上野介ゆかりの地	県指定 市指定 未指定	建造物 遺跡	日本の近代化のために尽力した「近代化の父」ゆかりの地。仮住まいとした東善寺や屋敷跡、終焉の地、墓などが所在	倉渕
2	旧新町紡績所	国指定	建造物 遺跡	明治政府が設立した絹糸紡績工場。明治期の絹糸紡績工場唯一の遺構	新町
3	明治天皇新町行在所	市指定	遺跡	明治天皇の明治11年（1878）の旧新町紡績所への行幸の際に新築した行在所	新町
4	黒岩風穴	未指定	遺跡	石垣を組み、岩の間から吹き出す冷風によって蚕種の保存に利用したもの。榛名風穴とも呼称	箕郷
5	小見家住宅（水村園）（8棟）	国登録	建造物	幕末期創業の老舗の茶舗である水村園の敷地にある、幕末期から昭和初期にかけての建造物	高崎
6	山田文庫	未指定	建造物	明治以前の木造建築の母屋。江戸末期に建てられ移築された茶室や2棟の土蔵	高崎
7	剣崎浄水場	未指定	遺跡	明治43年に創設された高崎市で最も古い浄水場	高崎
8	榛名川上流砂防堰堤	国登録	建造物	地域の防災上極めて重要な堰堤	榛名
9	三沢川砂防堰堤	国登録	建造物	三沢川の最下流部に昭和13年（1938）に建設	倉渕
10	榛名山麓砂防堰堤群	未指定	遺跡	箕郷町や榛東村などにある、デ・レーケからの指導を受けた技術者によって造られた砂防堰堤群	箕郷
11	上信電鉄烏川鉄橋	未指定	建造物	全長263mの鉄橋	高崎
12	上信電鉄下流かぶら川鉄橋	未指定	建造物	鐺川にかかる橋	吉井
13	D51498	未指定	建造物	D51形蒸気機関車	高崎
14	旧岩鼻火薬製造所	未指定	遺跡	「群馬の森」の一带にあった火薬製造所。明治15年（1882）から終戦まで間、黒色火薬などを製造	高崎
15	前橋（堤ヶ岡）飛行場跡	未指定	遺跡	堤ヶ岡村（現棟高町ほか）を中心に造られた飛行場	群馬
16	長野堰用水円筒分水	未指定	建造物	古くは室町時代から農業や市民生活に利用されている用水を、下流の4堰に分水	高崎
17	日本聖公会高崎聖オーガスチン教会聖堂	国登録	建造物	高崎で最初の本格的な鉄筋コンクリート造りの建築	高崎

第5章 歴史文化資産の保存・活用に関する措置

No.	名称	指定等	類型	説明	地域
18	旧井上房一郎邸	未指定	建造物	アントニン・レーモンドの自邸を井上房一郎が同氏に同意を得て高崎に建てたもの	高崎
19	高崎白衣大観音像	国登録	建造物	岩野谷丘陵に井上保三郎によって昭和11年(1936)に建立。原型製作者は、伊勢崎出身の彫刻家の森村酉三	高崎
20	洗心亭	県指定	遺跡	世界的に著名な建築家であるブルーノ・タウトが、井上房一郎氏に招かれ、昭和9年(1934)から2年3か月間滞在	高崎
21	群馬音楽センター	未指定	建造物	アントニン・レーモンド設計。平成11年(1999)に日本の近代建築20選に選出	高崎
22	群馬県立近代美術館	未指定	建造物	世界的に有名な磯崎新が設計した建物	高崎
23	高崎の山車行事	市指定	無形の民俗文化財	日本一の山車保有数をほこり、その山車巡業の規模・内容は関東一の華やかさ	高崎
24	高崎にある山車・屋台	市指定 未指定	有形の民俗文化財	高崎市域にある山車や屋台	全域
25	高崎の山車囃子・屋台囃子	未指定	無形の民俗文化財 無形文化財	高崎市域の山車囃子・屋台囃子	全域



図5-15 小栗上野介忠順終焉の地



図5-16 旧新町紡績所



図5-17 明治天皇新町行在所

関連文化財群6の課題

- ①高崎の近代・近現代に関連する歴史文化資産の現状把握や調査研究が行き届いていない部分がある。
- ②高崎の近代・近現代に関連する歴史文化資産の活用をさらに進めるため、その認知度を向上させていく必要がある。

関連文化財群6の方針

- ①各地域にある高崎の近代・近現代に関連する歴史文化資産の調査研究を進める。
- ②時代の変化に対応してきた人々の生活や、魅力ある高崎の近代・近現代に関連する歴史文化資産の価値を、幅広い世代が共有できる環境をつくる。

関連文化財群6の措置

NO.	事業名	事業内容	体制	実施時期（令和）		
				前 6- 8	中 9- 12	後 13- 15
関6-1	現状確認	『群馬県近代化遺産総覧』に掲載されている高崎の歴史文化資産を中心に、現状確認を進める。	行政（文） 団体 市民	前	中	
関6-2	関連文化財群6に関連する歴史文化資産の調査研究	榛名山麓砂防堰堤群や陸軍岩鼻火薬製造所、黒岩風穴など高崎の近代・近現代に関連する歴史文化資産の調査研究を進める。	行政（文） 専門 市民	前	中	
関6-3	指定等の推進	榛名山麓砂防堰堤群や陸軍岩鼻火薬製造所、黒岩風穴などの歴史文化資産の指定等を推進する。	行政（文） 専門	前	中	後
関6-4	多様な手法を活用しての情報発信	ホームページやパンフレットなどでの、高崎の近代・近現代に関連する歴史文化資産の情報量を増やし、その認知度の向上を目指す。	行政（文） 行政（関）	前	中	
関6-5	ロケ誘致への情報提供	群馬音楽センターなどをロケ地として誘致する際には、専門的見地から情報提供を行う。	行政（文） 行政（関） 団体	前	中	後
関6-6	旧新町紡績所の歴史的意義の共有	所有者と連携し、建造物の公開や解説板の設置など、旧新町紡績所の歴史的意義を幅広い世代と共有できるようにする。	行政（文） 団体		中	後

第5章 歴史文化資産の保存・活用に関する措置

NO.	事業名	事業内容	体制	実施時期（令和）		
				前 6- 8	中 9- 12	後 13- 15
関6-7	高崎の近現代に関連する歴史文化資産のユニークベニュー化	群馬音楽センターなどの歴史文化資産で特別感や地域特性を演出したイベントや会議・レセプションなどを開催し、イメージアップに繋げる。	行政（文） 行政（関） 団体 市民		中	後

関連文化財群 7

受け継がれる高崎の絹遺産 ―お蚕さまの恵み―

高崎の人々は古くから盛んに蚕を飼い、生糸を採っていた。小正月の繭玉づくりなど、養蚕の成功を願って様々な儀礼・祈願を行い、繭を生みだし生活を支える蚕は「お蚕さま」といわれ非常に大切にされてきた。

江戸時代になると、真綿・絹・糸などが商品として広く生産されるようになった。それらは高崎の多くの農民にとっても欠かすことのできない収入源となり、農耕の合間の「作間稼ぎ」などで絹を織り、市で売って生活用品を調達した。高崎を含め西上野では、家内制手工業として各農家が養蚕から一貫して絹を織るという生産方式が幕末まで行われた。

幕末の横浜開港以来、生糸の輸出が盛んになると街なかでも生糸を採るようになった。明治初期にイギリス人のブラックが中山道筋を旅行した際の旅行記に、高崎の本町から田町の通りでは、いたるところで繭を煮て生糸を採っていたと書いているほどで、周辺の農業地域ではなおさら生糸生産が盛んであった。日野絹の伝統を引く白絹が生産され、高崎絹と呼ばれて田町の絹市で盛んに取引されていた。明治5年（1872）に官営模範製糸場である富岡製糸場が富岡市に建設され、明治10年（1877）には国内初の官営絹糸紡績工場として新町紡績所が操業を開始した。富岡製糸場などへの生糸や繭、資源などの輸送需要が高まると明治30年（1897）には高崎と下仁田を繋ぐ上野鉄道（後の上信電鉄）が開通し、シルクライン的な性格を持ちながら利用された。

織物業が盛んになると染物の技術も発達し、「高崎に来れば、染物の仕事はだいたい間に合う」といわれるほど高崎には染物に関わる職人や商人が揃っていた。染色には大量の水を使うため、市街を流れる長野堰用水や一貫堀川沿いには織物業が集まっていた。

豊かさの源である蚕への、当時の人々の思いを知るエピソードが箕郷地域にある。明治20年（1887）5月の降雹により、桑畑が大きな被害を受けた。桑の葉を餌とする蚕の飼育が困難となり、村人たちは止むを得ず蚕を丘の土の中に埋め、蚕影山大神を祀り蚕の霊を慰めた。この時の惨状を後世に伝えるために、明治30年（1897）に建てられたのがぐんま絹遺産にもなっている「柏木沢の蚕影碑」であり、蚕をただ繭や生糸を生みだすものとして扱わず、どれほど大切に思っていたのかが窺える。

高崎をはじめとする群馬県では、米粉で作り枝にさした団子（繭玉）を、「どんど焼き（どんどん焼き）」の火で焼いて食べるという風習があるなど、行事の際には米や麦を原材料にしたものが多く使われた。冬の長い日照時間、からっ風、水はけのよい土壌は小麦づくりに適しており、米と麦の二毛作が行われてきた。養蚕の時期や農繁期には簡単に作ることができる「おきりこみ」が重宝され、農作業の後のご褒美や蚕あげ、十五夜など季節の行事の際には「まんじゅう」が食べられた。高崎における粉食文化は、パスタなど市の魅力をアピールする重要なものとして、現代も受け継がれ発展している。

高崎の発展を支えた「お蚕さま」と、ともに受け継がれてきた文化・風習は高崎を形づくってきた重要な要素である。それらに焦点を当てることは、時代や生活様式が変わっても守り、後世に伝え続けていきたいという機運を高めていくことに繋がっていくのである。

関連文化財群7を構成する歴史文化資産（37件）

- ・関連文化財群7を構成する歴史文化資産は、『高崎市文化財保存活用地域計画（資料編）』の「6. 関連文化財群構成歴史文化資産一覧」を参照されたい。

主な歴史文化資産の分布図



※電子地形図 200000（国土地理院）を加工して作成

主な歴史文化資産の概要

No.	名称	指定等	類型	説明	地域
1	上州の小正月ツクリモノ	国指定	有形の民俗文化財	上州（群馬県）において、古い正月の名残とされる小正月の各種の行事で用いられてきたツクリモノと呼ばれる用具類。群馬県立歴史博物館に所蔵	高崎
2	八幡八幡宮唐銅灯籠一對	市指定	工芸品	糸繭商人の野澤屋惣兵衛が大願主となって奉納した灯籠。ぐんま絹遺産	高崎
3	柏木沢の蚕影碑	市指定	遺跡	降雹で桑畑が壊滅し、飼育が困難になった蚕を止むを得ず埋めたという惨状を後世に伝えるもの。ぐんま絹遺産	箕郷
4	大林馬道の大桑	市指定	動物・植物・地質鉱物	樹高10mの桑で樹齢推定280年以上。ぐんま絹遺産	榛名
5	高崎に残る養蚕に関わる建造物	未指定	建造物	養蚕等に使われた建造物	全域
6	群馬県立日本絹の里（収蔵・展示品）	未指定	有形の民俗文化財	養蚕・製糸・織物の歴史と絹の素晴らしさを伝えている。ぐんま絹遺産	群馬
7	高崎市歴史民俗資料館の養蚕・製糸・機織資料	未指定	有形の民俗文化財	高崎市歴史民俗資料館が収集した、高崎地域の養蚕・製糸・機織道具の良好な資料群。ぐんま絹遺産	高崎
8	絵巻「勸農図」	市指定	絵画	天保年間当時の農法と、人々の農業に対する心掛けが描かれる。群馬県立歴史博物館に収蔵	高崎
9	農耕図屏風	市指定	絵画	江戸時代前期における農作業を描写したもの	群馬
10	高崎だるま®	未指定	工芸品	今から二百十数年前、豊岡村の山縣友五郎が始めたと言われる。群馬県ふるさと伝統工芸品	全域
11	旧新町紡績所	国指定	建造物遺跡	明治政府が設立した絹糸紡績工場。明治期の絹糸紡績工場唯一の遺構	新町
12	明治天皇新町行在所	市指定	遺跡	明治天皇の明治11年（1878）の旧新町紡績所への行幸の際に新築した行在所	新町
13	黒岩風穴	未指定	遺跡	石垣を組み、岩の間から吹き出す冷風によって蚕種の保存に利用したもの。榛名風穴とも呼称	箕郷
14	金井炭坑坑道跡	未指定	遺跡	明治の初めより亜炭を採掘し、富岡製糸場にも供給	高崎
15	長坂炭坑跡	未指定	遺跡	寺尾町にあった炭坑。亜炭は近郊の製糸場の動力源	高崎
16	道祖神祭り（どんど（ん）焼き）	未指定	無形の民俗文化財	小正月に正月飾りや締め飾りなどを焼く行事	全域
17	粉食文化	未指定	無形の民俗文化財	小麦を主材料とした食生活	全域

第5章 歴史文化資産の保存・活用に関する措置

No.	名称	指定等	類型	説明	地域
18	中村染工場	未指定	無形文化財	明治30年(1897)創業。群馬県唯一の伝統技法、注染による手ぬぐいの受注・生産	高崎
19	染料植物園(収蔵・展示品)	未指定	有形の民俗文化財	日本の染物文化やその魅力を伝承	高崎
20	高崎の染織文化	未指定	無形の民俗文化財	現代に伝わる染織文化	全域
21	長野堰	未指定	名勝地	約1000年前に開鑿が始まったといわれ、農業や市民生活に利用	高崎



図5-18 八幡八幡宮唐銅燈籠一对



図5-19 柏木沢の蚕影碑

関連文化財群7の課題

- ①養蚕をはじめとする農業の衰退、信仰に対する意識や生活の変化、高齢化に伴い、かつての産業や伝統行事・信仰の継続は、各地で深刻な問題となっている。
- ②情報発信の仕方や、関係各課が行っている事業との連携体制には、改善・拡充の余地がある。

関連文化財群7の方針

- ①高崎の絹遺産など、伝統的に続いてきた民俗風習などを次世代に繋いでいく。
- ②高崎の絹遺産や伝統行事等の魅力を共有し、多方面へ発信する。

関連文化財群7の措置

NO.	事業名	事業内容	体制	実施時期（令和）		
				前 6- 8	中 9- 12	後 13- 15
関7-1	高崎の絹遺産の掘り起こし	高崎の絹遺産として、新たに扱える歴史文化資産の掘り起こしを進める。	行政（文） 専門 団体 市民	前	中	
関7-2	収蔵品の整理と公開	歴史民俗資料館等で収蔵されている農具等の整理を行い、適宜公開する。	行政（文）	前	中	
関7-3	保存管理の相談に対する助言等	保存会や公民館、管理者等から歴史文化資産の保存管理に関する相談が寄せられた際には、専門的見地から助言等を行う。	行政（文） 行政（関） 団体 市民	前	中	後
関7-4	市民主体の高崎の絹遺産活用	高崎の絹遺産を活用した市民主体のイベント等が企画された際は、場所の提供や専門的見地からの情報提供を行う。	市民 団体	前	中	後
関7-5	小学校の社会科の学習への支援	小学3年生の「人々の生活のうつりかわり」や、小学4年生の「残したいものの伝えたいもの」の学習などの際に、情報提供や出前授業を積極的に行う。	行政（文） 行政（関） 団体 市民	前	中	後
関7-6	関連文化財群7に関連する合同企画展	歴史民俗資料館などで、旧新町紡績所や養蚕、染物や粉食など、絹遺産に関わる企画展を開催する。	行政（文）		中	後

関連文化財群 8

世代をつなぐ祈りの歴史 ―榛名山・雨乞いと豊穰の喜び―

群馬県内には上毛三山の榛名山・赤城山・妙義山をはじめ、武尊山、谷川岳、白根山、浅間山などの山々を神として祀る神社が広く分布している。その中でも多く分布しているのは榛名山信仰の神社である。古代から幾度となく噴火した榛名山は、古くから畏怖の対象であったが、一方で、夏には雲をわき起こさせて恵みの雨をもたらし、冬には烈風を吹き下ろす神宿る山として信仰の対象となっていた。

榛名山にある榛名神社には、巨石や奇岩の風景から弥生時代の岩陰遺跡^{いわかげ}の存在が想定されており、聖徳太子の父である用明天皇の時代（585年から587年）にその原型ができた^{えんぎしきじんみょうちよう}と伝えられる。榛名神社の名前は、延長5年（927）にまとめられた『延喜式神名帳』の中で「上野国式内十二社」のうちの「小社」として記載されている。さらに、榛名神社境内^{いわたやま}の巖山遺跡からは10世紀から11世紀の遺物が出土していて、このころには宗教的な活動が行われていた。

鎌倉時代以降は、榛名神社は神仏習合の影響を受け「榛名寺・巖殿寺^{がんでん じ}」と呼ばれるようになる。本地仏の地藏菩薩が武神として武将たちに信仰され、保護されるようになった。榛名神社には、足利氏・長野氏・上杉氏・真田氏などによる、領地の安堵や神社への禁制を定める書状が残されている。

江戸時代、街道が整備され比較的平和で安定した時代が続くと「お伊勢参り」や「富士講」など、信仰と観光を兼ねた一般の人々の旅が流行した。講とは旅費の積み立てを行う仕組みで、代表が「代参」という形で参拝に行った。榛名山も霊山や農耕の神様として信仰の対象となり、榛名神社への参拝は桑や小麦、その他の農作物に甚大な被害を及ぼす雹除け^{ひょう}・嵐除け^{しも}・霜除けに絶大な効果があるとされた。また、雨乞祈願後に参道脇にある「萬年泉^{まんねんせん}」から汲んだ御神水を竹筒に入れ、帰村し田畑に撒けば雨が降るといわれた。

関東全域をはじめ、信濃（長野県）、越後（新潟県）、甲斐（山梨県）などの国々から「榛名講」の参拝客が訪れ、参拝にあたっては参道脇にある宿坊^{しゆくぼう}を利用したことから、神社の賑わいに加えて参道周辺の整備も進んだ。榛名神社門前の社家町には最盛期には戸数は約100戸、人口は約500人に達し、御師^{おし}という人々が参拝者の祈禱を行うとともに、宿や食事の提供、神社での祈禱や神楽奉納の手配を行うなど、庶民が安全に旅をするための重要な役割を果たしていた。明治時代の神仏分離の影響により縮小しているが、現在も参道に店を出しその名前を残している坊もある。

奈良時代後半につくられた『万葉集』東歌の中には、「伊香保」を詠んだ歌が九首ある。当時の人々は、榛名山のことを「イカホ（怒る峰）」と呼んでおり、6世紀頃の噴火とそれによる災害の記憶が、後の時代にも伝わっていたことを感じさせる。そのような畏怖の対象であった榛名山では、市内小学生の学校行事の場として林間学校が設置され、また、榛名湖花火大会や「榛名山ヒルクライム in 高崎」が開催されるなど、学習や観光、スポーツが盛んになっている。一方で、今でも多くの人が榛名神社を参拝するなど、以前と変わらない信仰の対象ともなっている。

人々が崇め、恐れ、そして集った山。各地に遺る祈りの歴史を紐解き、現在の魅力と繋げていくのである。

関連文化財群8を構成する歴史文化資産（51件）

- ・ 関連文化財群8を構成する歴史文化資産は、『高崎市文化財保存活用地域計画（資料編）』の「6. 関連文化財群構成歴史文化資産一覧」を参照されたい。

主な歴史文化資産の分布図



※電子地形図 200000（国土地理院）を加工して作成

主な歴史文化資産の概要

No.	名称	指定等	類型	説明	地域
1	榛名山	未指定	名勝地	上毛三山のひとつ	榛名
2	榛名神社	国指定	建造物	延長5年（927）完成の延喜式神名帳に上野国十二社として記載	榛名
3	榛名神社の矢立スギ	国指定	動物・植物・地質鉱物	武田信玄が戦勝を祈願して矢を射立てたと伝承	榛名
4	巖山遺跡	未指定	遺跡	榛名神社境内にあり、10世紀から11世紀の頃の遺物が出土していることから、平安時代に造成された寺院跡と推定	榛名
5	唐松遺跡	未指定	遺跡	出土品から、修行や生活の場として利用されていたと推定	箕郷
6	戸春名神社	未指定	建造物	榛名神社の里宮とされる神社。室町時代に三ノ倉の氏神であった社が榛名神社の神徳にあやかろうと分霊を願い、「外榛名神社」となったことが始まりと推定	倉渕
7	戸榛名神社	未指定	建造物	昔は「榛名神社」と称した、榛名神社の里宮とされる神社	榛名
8	榛名木戸神社	市指定	建造物	榛名神社の里宮とされる神社。『上野名跡誌神名帳』より、従四位上榛名木戸明神と記載	榛名
9	石上のしん寺跡	市指定	遺跡	榛名山の名僧頼印がこの寺を里坊としていたと推定	倉渕
10	榛名神社神代神楽	県指定	無形の民俗文化財	榛名神社の神楽殿で奏上される神楽舞	榛名
11	榛名神社御旅所跡	市指定	遺跡	秋の神輿渡御の時に行列を組んで神輿が渡った場所	榛名
12	白岩観音仁王門他	市指定	建造物	坂東三十三ヶ所霊場第15番札所	榛名
13	社家町	国登録未指定	伝統的建造物群	榛名神社の社家町。江戸時代の宿坊などが残存	榛名
14	榛名山番所跡	市指定	遺跡	信州大戸通りの裏往還の通行を取り締まっていた番所	榛名
15	地藏峠道・元禄の道しるべ	市指定	遺跡	榛名参詣道にある、元禄5年（1692）の道しるべ	倉渕
16	落合の道祖神	市指定	有形の民俗文化財	風戸峠を越えて榛名神社へ通じる参詣路と草津・信州街道の旧道にある。浮世絵を思わせるような夫婦和合の姿が特徴	倉渕
17	榛名神社神宝殿附竣工碑	県指定	建造物	榛名神社の参道に立つ三重塔	榛名

No.	名称	指定等	類型	説明	地域
18	鉄燈籠	県指定	工芸品	新田義貞が寄進したと伝えられる県内最古の鉄燈籠	榛名
19	榛名神社文書	県指定	古文書	榛名神社の留守所下文をはじめとした十点の文書	榛名
20	榛名神社九折岩・鞍掛岩	市指定	名勝地	榛名神社境内にある奇岩	榛名
21	榛名神社萬年泉碑	市指定	有形の民俗文化財	萬年泉という井戸のそばに建てられている碑	榛名
22	天神峠の石燈籠	市指定	有形の民俗文化財	豪商塩原太助が榛名湖を望む天神峠に寄進した雄大な石燈籠	榛名
23	榛名湖	未指定	名勝地	「伊香保の沼」の枕詞として、万葉集にも掲載	榛名
24	榛名の奇岩	未指定	名勝地	榛名山にある巨岩、奇岩	榛名
25	右京の泣き堀	未指定	遺跡	高崎藩が榛名湖から通水して利用しようとして掘られた隧道	榛名



図5-20 榛名山



図5-21 榛名神社



図5-22 社家町

関連文化財群8の課題

- ①榛名山信仰に関わる歴史文化資産の保存・管理には、不十分な面がある。
- ②景観資源や噴火の被害を受けた遺跡、伝承や榛名山信仰に関する歴史文化資産の調査研究や、それらを様々な事業と関連づけた活用をより一層進める必要がある。

関連文化財群8の方針

- ①災害や老朽化等に対応し、榛名山信仰に関わる歴史文化資産を適切に保存・管理する。
- ②各地域にある榛名山関連の歴史文化資産の、包括的な活用につながる取組を行う。

関連文化財群8の措置

NO.	事業名	事業内容	体制	実施時期（令和）		
				前 6- 8	中 9- 12	後 13- 15
関8-1	榛名神社の修繕・改修の継続	榛名神社の本社・幣殿・拝殿などの修繕・修復の継続を促進する。	行政（文） 行政（関）	前	中	
関8-2	消防や警察との連携強化	火災等の災害や犯罪に対して迅速に対応するため、消防や警察などとの連携体制を強化する。	行政（文） 行政（関）	前	中	
関8-3	榛名神社関連の遺跡や遺構の保存	榛名神社に関連する遺跡や遺構などの保存を推進する。	行政（文） 行政（関） 団体 市民	前	中	後
関8-4	榛名山や榛名神社に関する学習支援	榛名歴史民俗資料館などと連携し、榛名山や榛名神社についての出前授業の実施の促進や情報提供を行う。	行政（文） 行政（関）	前	中	後
関8-5	情報発信	関係各課等と連携し、ホームページなどで榛名神社や榛名講の歴史、社家町の見どころなどの情報を発信する。	行政（文） 行政（関） 団体	前	中	後
関8-6	スポーツイベント等での広報	「榛名山ヒルクライム in 高崎」やトライアスロンなどのスポーツイベント等の際に、榛名山関連の歴史文化資産の広報ができるように働きかける。	行政（文） 行政（関） 団体	前	中	後

NO.	事業名	事業内容	体制	実施時期（令和）		
				前 6- 8	中 9- 12	後 13- 15
関 8 - 7	関連文化財群 8 に関連する合同企画展	榛名歴史民俗資料館などで、関連文化財群 8 に関わる企画展を開催する。	行政（文）		中	後
関 8 - 8	榛名山関連の歴史文化資産の掘り起こし	景観資源や噴火の被害を受けた遺跡、榛名山にまつわる伝承や榛名山信仰に関する歴史文化資産の掘り起こしを進める。	行政（文） 行政（関） 専門 団体 市民		中	後

第6章 歴史文化資産の保存・活用の推進体制

第1節 高崎市の推進体制

地域計画は、文化財保護課を中心とし、市の関係各課との連携を図りながら事業を推進することを基本とする。

また、行政関係機関のみならず高崎市文化財調査委員、高崎市文化財保存活用地域計画協議会、文化財の所有者や管理者、教育機関、地域住民、地域団体、観光事業者、大学などの専門機関や専門家との連携が不可欠であり、国の文化財防災センターや群馬県文化財防災ネットワーク連携協議会等との連携を密にして、災害対策や災害発生時の対応などの情報共有を行っていく必要もある。

これらを円滑に進めるために、以下の推進体制を構築して事業を実施していく。

行政（文）
教育委員会事務局文化財保護課 - 文化財の保護・普及、指定文化財及び史跡地の維持管理、史跡整理、埋蔵文化財の発掘調査等に関するを行う。 - 職員数は73名で、そのうち学芸系専門職員数は36名（うち、埋蔵文化財の専門職員27名、古文書の専門職員5名、美術の専門職員1名、文学の専門職員1名、普及の専門職員2名）である。※令和6年3月時点
行政（関）
【高崎市の関係各課】
総務部企画調整課 区長等関係事務、地域づくり活動及び市民公益活動の支援等に関するを行う。
総務部防災安全課 防災、市民保護等に関するを行う。
総務部文化課 芸術文化の振興、文化団体の活動支援、文化会館等の文化施設等に関するを行う。
総務部広報課 『広報高崎』の発行、報道機関への情報提供、市ホームページ制作管理等に関するを行う。
商工観光部観光課 観光振興、物産振興等に関するを行う。
都市整備部都市計画課 都市計画の調査及び決定、地区計画等に関するを行う。
都市整備部都市計画課景観室 景観形成及び屋外広告物の規制等に関するを行う。

行政（関）

都市整備部公園緑地課

- ・緑化の指導及び推進、緑地保全、保存樹木、公園・緑地等の計画・整備管理等に関するを行う。

【倉渕支所】

地域振興課

- ・支所業務の総合調整、地域振興、防災、防犯、区長等関係、商工業及び観光の振興、地域のまつり、社会教育等に関するを行う。

【箕郷支所】

地域振興課

- ・支所業務の総合調整、地域振興、防災、防犯、区長等関係、社会教育等に関するを行う。

産業課

- ・商工業及び観光の振興、地域のまつり、森林病虫害の防除、鳥獣保護等に関するを行う。

【群馬支所】

地域振興課

- ・支所業務の総合調整、地域振興、防災、防犯、区長等関係、社会教育等に関するを行う。

産業課

- ・商工業及び観光の振興、地域のまつり、森林病虫害の防除、鳥獣保護等に関するを行う。

【新町支所】

地域振興課

- ・支所業務の総合調整、地域振興、防災、防犯、区長等関係、商工業及び観光の振興、地域のまつり、社会教育等に関するを行う。

【榛名支所】

地域振興課

- ・支所業務の総合調整、地域振興、防災、防犯、区長等関係、社会教育等に関するを行う。

産業観光課

- ・商工業及び観光の振興、地域のまつり、森林病虫害の防除、鳥獣保護等に関するを行う。

【吉井支所】

地域振興課

- ・支所業務の総合調整、地域振興、防災、防犯、区長等関係、社会教育等に関するを行う。

産業課

- ・商工業及び観光の振興、地域のまつり、森林病虫害の防除、鳥獣保護等に関するを行う。

行政（関）
【教育委員会事務局】 教育委員会事務局社会教育課 ・生涯学習の推進、社会教育委員、成人教育及び家庭教育、人権教育、市民活動センター、交流館等に関するものを行う。 教育委員会事務局学校教育課 ・学校経営及び教育活動の指導・助言等に関するものを行う。 公民館 ・生涯学習の推進、公民館利用団体の育成及び支援等に関するものを行う。 図書館 ・図書館の管理運営、市史等に関するものを行う。 教育センター ・教育に関する調査研究、教員の研修、教育相談、適応指導教室等に関するものを行う。 高崎市立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校 ・小学校58校、中学校25校、高等学校1校、特別支援学校1校がある。 【高崎市・安中市消防組合】 高崎市等広域消防局 ・消防局管内の火災予防思想の普及、予防査察、火災原因及び損害調査、消防用設備の検査・指導、消火・救急・救助活動、警防計画等に関するものを行う。 【他の行政機関】 文化庁 ・文化芸術の振興・普及、文化財の保存・活用、宗教に関する行政事務などを行う。 独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター ・各種災害から多様な分野の文化財をまもるため、令和2年（2020）に国立文化財機構に開設された。 群馬県地域創生部文化財保護課 ・文化財の保存・活用、文化財の指定・解除、県文化財保護審議会、銃砲刀剣類の登録等、文化財保護に係る表彰、埋蔵文化財保護と開発事業との調整等を行う。 群馬県地域創生部文化振興課 ・伝統文化継承事業、はじめての文化体験事業、文化芸術団体の育成・支援、温泉文化ユネスコ無形文化遺産登録推進、ぐんま絹遺産の登録・活用、「世界の記憶」上野三碑周知事業等を行う。 群馬県立歴史博物館 ・群馬県の歴史や文化の特色についての紹介をしている。 群馬県立近代美術館 ・海外の近代美術から、日本の近代美術、群馬ゆかりの美術など優れた作品を収集・展示している。 群馬県立自然史博物館 ・群馬県の自然史を中心に地球の文化・鉱物・ヒトや進化に関する資料・標本・写真などの展示をしている。

行政（関）**公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団**

- ・ 公共開発事業に伴う埋蔵文化財の調査・研究、生涯学習や学校教育と連携した公開事業、文化財保護思想の普及などを行う。

群馬県防災ネットワーク連携協議会

- ・ 災害対策や災害発生など災害に備えた情報共有と、災害発生時の被害情報の収集やレスキュー活動に取り組む。

周辺の市町村

- ・ 関連する歴史文化や歴史文化資産をもつ市町村として、前橋市や藤岡市、富岡市や渋川市、榛東村や玉村町などがある。

群馬県高崎警察署

- ・ 八幡地区、長野地区をのぞく高崎地域と新町地域、吉井地域を管轄している。

群馬県高崎北警察署

- ・ 八幡地区、長野地区、群馬地域、箕郷地域、榛名地域、倉渕地域を管轄している。

専門**高崎市文化財調査委員**

- ・ 文化財に関する事項について、教育委員会からの諮問に応じ調査・研究し、意見を具申する。

高崎で調査研究や実習を行う大学

- ・ 専修大学、高崎商科大学、明治大学、早稲田大学などがある。

公立大学法人高崎経済大学

- ・ 高崎市内に所在し、経済学部・地域政策学部がある。

団体**高崎市文化財保存活用地域計画協議会**

- ・ 地域計画に関わる事業の推進の助言、事業の効果の検証や評価、計画の見直し等に関することをを行う。

一般社団法人高崎観光協会

- ・ 高崎市の観光情報の紹介や、観光パンフレットの発行を行う。

地域づくり活動協議会

- ・ 地域の歴史や伝統文化の継承のための行事、芸能文化祭、夏祭り、スポーツ大会、防犯・防災活動、環境保全、清掃美化活動、その他地域の特色を活かした活動を行う。

歴史文化資産関係の活動団体

- ・ 上野三碑ボランティア会、山上碑・金井沢碑を愛する会、上野三碑をつなぐ会、王の儀式再現の会、吉井郷土資料館友の会、日高遺跡公園をともに楽しむ会などがある。

群馬県歴史資料継承ネットワーク

- ・ 自然災害等で焼失の危機にある歴史資料（古文書など）の救出・保全活動を行う。

市民
住民や所有者、管理者など。

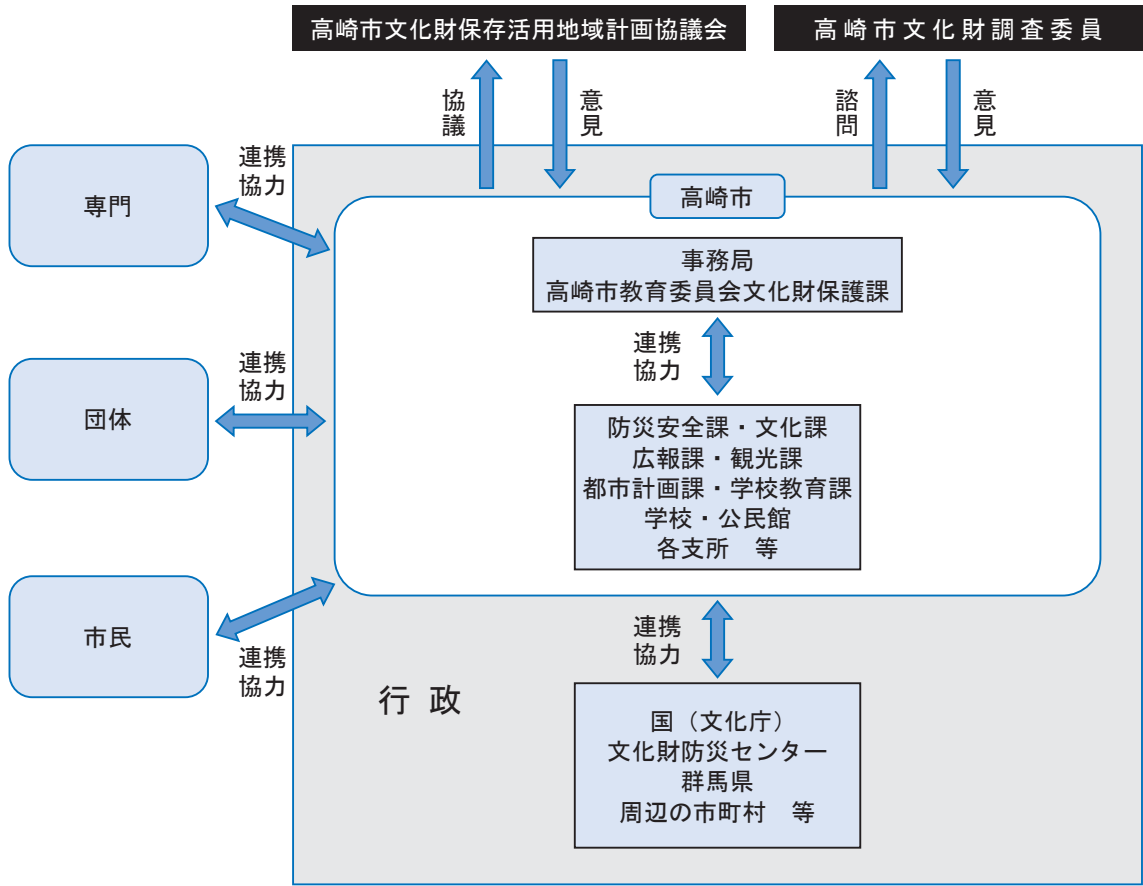


図6-1 高崎市文化財保存活用地域計画推進体制

第2節 計画の進捗管理と評価

地域計画の事業を計画的に実施し、効果を発揮させるには、進捗管理を的確に行う必要がある。進捗の過程においては、PDCAサイクル（計画・実施・評価・改善）の考え方のもとに、優先順位や目標を整理して計画的に事業を実施し、中間点や終了時点などで達成状況、課題などの把握・評価を行い、その成果を当該事業の改善及び他の事業への反映に繋げる必要がある。

事業の進捗状況については自己評価を行うとともに、高崎市文化財保存活用地域計画協議会にて事業の効果の検証や評価、計画の見直し等を行い、その結果を高崎市文化財調査委員へ報告し、聴取した意見を踏まえて次年度以降の取組に活かすこととする。最終評価では高崎市文化財保存活用地域計画協議会に計画の進捗状況や達成状況を諮り、その結果を高崎市文化財調査委員へ報告する。

なお、計画の進捗管理の過程では、必要に応じて柔軟な見直しを行う。

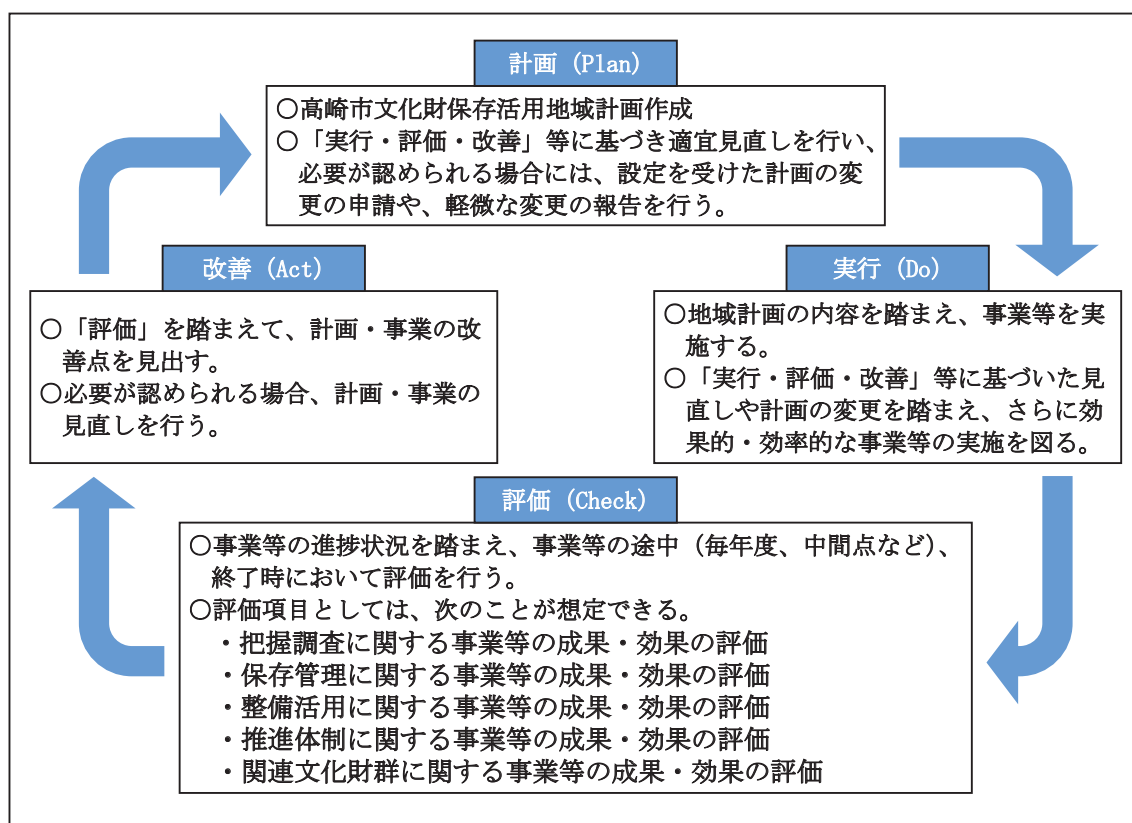


図6-2 高崎市文化財保存活用地域計画におけるPDCAサイクル

主な参考文献

- 高崎市 2003 『新編高崎市史 通史編 1 原始古代』
- 高崎市 2000 『新編高崎市史 通史編 2 中世』
- 高崎市 2004 『新編高崎市史 通史編 3 近世』
- 高崎市 2004 『新編高崎市史 通史編 4 近代現代』
- 倉渕村誌刊行委員会 2008 『新編倉渕村誌 第1巻 資料編 1 原始・古代 中世 近世』
- 倉渕村誌刊行委員会 2008 『新編倉渕村誌 第2巻 資料編 2 近代 現代』
- 倉渕村誌刊行委員会 2007 『新編倉渕村誌 第3巻 民俗編』
- 倉渕村誌刊行委員会 2007 『新編倉渕村誌 第3巻 自然編』
- 倉渕村誌刊行委員会 2009 『新編倉渕村誌 第4巻 通史編』
- 箕郷町教育委員会 1975 『箕郷町誌』
- 群馬町誌刊行委員会 2001 『群馬町誌 通史編上 原始古代 中世・近世』
- 群馬町誌刊行委員会 2002 『群馬町誌 通史編下 近代現代』
- 新町教育委員会 1989 『新町町誌』
- 榛名町誌刊行委員会 2011 『榛名町誌 通史編 上巻 原始古代・中世』
- 榛名町誌刊行委員会 2012 『榛名町誌 通史編 下巻 近世・近代現代』
- 吉井町誌編さん委員会 1974 『吉井町誌』
- 箕郷町 1995 『まんが みさとの歴史』
- 榛名町 1995 『まんが 榛名の歴史』
- 吉井町 1995 『まんが 吉井町の歴史』
- 高崎市 1997 『まんが 高崎の歴史』
- 高崎学検定委員会 2018 『高崎学Ⅰ 高崎のなりたちとその正体』
- 高崎学検定委員会 2020 『高崎学Ⅱ 高崎のなりたちとその正体』
- 高崎市教育委員会 2019 『わがまち高崎』 中学校社会科副読本

高崎市文化財保存活用地域計画

認定年月日 令和6年7月19日

編 集 高崎市教育委員会事務局教育部 文化財保護課

〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1

TEL: 027-321-1292 (直通)

FAX: 027-328-2295

E-mail: ky-bunkazai@city.takasaki.gunma.jp



令和4～6年度文化庁文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）